

經濟部 109 年度

臺日技術合作計畫

辦理「智慧電表型式認證及檢定實務」

線上研修成果報告書

日本專家：日本電氣計器檢定所電表檢測部門主管 YAGI, Ken-Ichi

視訊會議地點：財團法人台灣商品檢測驗證中心會議室

視訊會議期間：109 年 12 月 9 日至 109 年 12 月 10 日

報告人：經濟部標準檢驗局 郭技正鎮誠

報告日期：110 年 1 月 8 日

目錄

目錄 i

壹、 前言	3
目的.....	3
貳、 會議議程與內容	3
一、會議議程.....	3
二、會議內容大綱.....	5
三、台灣及日本檢定單位簡介.....	5
參、 會議內容	6
一、台灣電度表管理制度相關法規簡介.....	6
二、日本電度表管理制度.....	8
三、日本型式認證與本國檢定相關制度比較.....	8
四、日本與本國電度表法規參考國際規範比較.....	10
肆、 交流問題彙整	11
一、管理制度面相關問題.....	11
二、日本現行電度表法規面相關問題：.....	12
第五章 會議結論與建議.....	13
一、結論.....	13
二、建議.....	13
參考文獻	13

壹、前言

目的

因應全球能減碳趨勢，台灣行政院 2010 年 6 月 23 日核定經濟部研擬之智慧型電表基礎建設(Advanced Metering Infrastructure, AMI)推動方案，直至 2019 年完成全台 38 萬具智慧電表的裝設，2020 年 7 月底前已完成 90 萬具的智慧電表佈建，預計於 2020 年底前目標達 110 萬具智慧型電表。經濟部標準檢驗局為電表專責主管機關，為了解日本智慧型電表型式認證及檢定實務現況，特別透過日本電氣計器檢定所 JEMIC，邀請專家講授日本型式認證及檢定實務。

2020 年我國為 5G 元年，代表智慧型家用三表進入新的通訊階段，日本自 2014 年以來，電表進入了一個重大變革時期，用智慧電表逐漸取代了傳統的機械式電表，而智慧電表是具有通訊功能的電子儀表。預計各個參與者之間將進行電力交易，並且隨著物聯網的發展，預計電力使用數據的使用將擴大。因此在智慧電表通訊部分，JEMIC 被 Echonet 聯盟認證為 ECHONET Lite AIF 認證機構和認證測試機構，並且 JEMIC 正在就智慧電表與 HEMS 控制器和設備（例如家用空調）之間的關聯性進行認證和測試工作。從 2018 年起，JEMIC 亦通過作為 Wi-SUN 聯盟認證的測試機構。測試機構採用了 Wi-SUN 標準，該標準被用作智能電錶 B 路徑的通信標準。JEMIC 致力透過消費者智慧電表和能源管理系統的 B 路由通信的認證來滿足社會的需求。

貳、會議議程與內容

一、會議議程

經濟部標準檢驗局於 109 年 12 月 9 至 109 年 12 月 10 日，假財團法人台灣商品檢測驗證中心會議室與日本電氣計器檢定所 JEMIC 辦理視訊會議，

我方由標準檢驗局第七組張組長主持，我方代表計有下列人員，共 22 人參加：

經濟部:能源局、標準檢驗局。

電表委託代施單位:台灣電力公司綜合研究院、台灣電力公司研究試驗中心財團法人聯發電氣研究發展教育基金會。

研究單位:工業技術研究院。

製造廠商:康舒科技股份有限公司、大同股份有限公司、華新儀表股份有限公司。

日方由日本電氣計器檢定所 JEMIC 電表檢測部門主管 YAGI Ken-Ichi(八木謙一)率 Sugizaki Michihiro, 及 Norihiro Watanabe 2 位經理與會討論，與會人員共 25 人，本次會議議程彙整如附表 1:

日期	時間	議題
109 年 12 月 9 日	9:00~11:00	簡介雙方電表管理制度 (Introduction to the measurement management system on the Watt-hour meter of the both side .)
109 年 12 月 9 日	13:00~15:00	研討電表型式認證及檢定作法 (Discuss the practice on type approval of Watt-hour meter.)
109 年 12 月 10 日	9:00~11:00	研討電表檢查的作法 (Discuss how to inspect Watt-hour meters and how to deal with the public concerned on the inaccuracy of meters)

二、會議內容大綱

109 年 12 月 9 日上午

第一部分由標準檢驗局第七組郭鎮誠就本國度量衡業營業管理制度簡單介紹：

- 度量衡業營業管理制度簡介
- 電度表委託代施檢定資格及執行單位簡介
- 目前國內已實行型式認證器具介紹
- 電子式電度表有效期間及最常使用年限簡介 (Electronic Meters)
- 近幾年標準檢驗局執行檢查及糾紛鑑定統計報告

第二部分由日本電氣計器檢定所 JEMIC 八木謙一就日本度量衡業營業管理制度簡單介紹內容如下：

- 日本電氣計器檢定所及業務簡介
- 日本電度表廠商簡介
- 型式認證測試項目簡介

109 年 12 月 9 日下午

由日本電氣計器檢定所 JEMIC 八木謙一講授日本現行檢定制度與調和國際制度規範情形，包含兩大重點：

- 檢定檢測與型式認證測試項目的差異
- 目前國內已實行型式認證器具介紹
- 新版 OIML 46 與新版電度表 JIS 差異

109 年 12 月 10 日上午

台灣大電力研究試驗中心賴處長邦彥介紹台灣大電力，，包含三大重點

- 大電力中心主要服務項目。
- 委託電表檢定流程分
- 檢定檢查統計分析

三、台灣及日本檢定單位簡介

台灣大電力研究試驗中心賴處長邦彥介紹台灣大電力，該中心主要服務項目有五大項：研究服務、測試服務、認證服務、檢定檢查、校正業務；應用範圍涵蓋家用三表檢測、電磁相容檢測、太陽能單元檢測、小型風力發電、電動車充電系統、能源標章認證等項目。

委託大電力電表檢定流程分兩大部分：瓦時計部分依下列執行程序

電表外觀構造、之後進行絕緣測試、潛動測試、始動測試、準確度測試、測試合格後附加封印。變比器電表檢測項目外觀構造、極性、準確度。從近幾年檢定統計分析，智慧電表檢定量從 2018 開始 18 萬具增加至 2020 年 70 萬具，有逐年增加趨勢。

日本主要執行電度表檢定及型式認證單位為電氣計器檢定所（英文名稱：Japan Electric Meters Inspection Corporation，縮寫：JEMIC）是根據日本《電錶檢驗公司法》於 1964 年（昭和 39 年）成立的經濟產業發展省管轄的公司該部管轄的公司，開業於 1965 年（昭和 40 年）。在 1986 年 10 月 1 日（昭和 61 年）成為了一家獨立法人公司。目前於全日本有 10 分支單位，包含：北海道分社、東北分社、中部分社、北陸分社、關西分社、京都事業所、中國分社、四國分社、九州分社、沖繩分社。主要執行項目包含電度表型式認證測試、檢定檢查業務、校正業務、通信認證業務等項目。

參、 會議內容

一、台灣電度表管理制度相關法規簡介

（一）、我國度量衡器營業管理制度

我國依據度量衡法第五條度量衡業管理「經營法定度量衡器之製造、修理或輸入業務者，應經度量衡專責機關許可；經度量衡專責機關審查及發給度量衡業許可執照後，始得營業。」

又於度量衡器檢定檢查辦法中應經檢定之法定度量衡器共計 10 大類其中電度表為必檢項目之一；電度表：瓦時計、乏時計、需量瓦時計、電子式電度表及匹配於電度。但不包括下列各電度表：1. 附屬於電器產品之電度表。2. 附屬於變流器之電度表。3. 盤面式電度表。4. 攜帶式電度表。5. 標準電度表。6. 直流電度表。7. 電能轉換器。8. 電壓六百伏特以上之電度表。9. 匹配額定二次電流小於五安培比流器之電度表。10. 額定二次電流小於五安培之比流器。11. 標稱系統電壓大於六九千伏特之變比器。

(二)、檢定業務委託代施檢定資格簡介

經濟部標準檢驗局電度表檢定目前由台灣大電力及財團法人聯發電氣研究發展教育基金會代為檢定，依據度量衡業務委託辦法委託依據委託辦法第二條實驗室及相關檢測規定如下：

- (1) 測試實驗室應取得簽署國際實驗室認證聯盟 (ILAC) 相互承認協議 (MRA) 之我國認證機構核發之 CNS 17025 或 ISO/IEC 17025 認證證書。但認證機構認證項目無該項委託業務項目致無法取得認證時，得以度量衡專責機關評鑑通過之測試實驗室代之。
- (2) 除了應有符合專業技術人員審核計量技術人員填製之檢定紀錄及簽署檢定結果通知書之技術主管應取得度量衡專責機關核發之甲級計量技術人員證書，另外，實際從事受委託業務之專業技術人員應取得度量衡專責機關核發之乙級計量技術人員證書。

(三)、我國型式認證器具簡介

由於我國未尚未施行電度表型式認證，目前應經型式認證之法定度量衡器種類及範圍如下：

- (1) 計程車計費表。
- (2) 電子式非自動衡器。但不包括具有自動包裝功能者。
 - (A) 計價衡器：最大秤量小於 1 公斤或大於 100 公斤，或檢定標尺分度數 (n) 小於 1000 或大於 10000 之計價衡器
 - (B) 非計價衡器：最大秤量超過 3 公斤，100 公斤以下，且檢定標尺分度數 (n) 均為 1000 至 10000 者。但不包括手持式簡易型懸掛衡器。
- (3) 水量計：
 - (A) 渦流型水量計：標稱口徑 50 毫公尺以上 100 毫公尺以下。
 - (B) 容積型及速度型 (奧多曼、單一噴嘴及多重噴嘴) 水量計：標稱口徑 13 毫公尺以上 300 毫公尺以下。
- (4) 膜式氣量計：最大流量在每小時 16 立方公尺 (m^3/h) 以下者。

二、日本電度表管理制度

日本營業管理制度方面，無要求執照許可，依日本計量法第四章規定，僅需事業登記如製造、修理、販賣、特殊計量器等需求時，提供下列文件 1. 姓名或名稱及代表者；2. 事業之區分；3. 製造工廠或事業場之名稱及所在地；4. 用於檢查該特定計量器之器具(電度表)、機械或裝置向經濟產業省提出申請即可。

日本可執行型式認證單位有日本電氣計器檢定所(JEMIC)，但國立研究開發法人產業技術總合研究所(AIST)雖可做電度表型式認證，目前僅授權於日本電氣計器檢定所(JEMIC)總部執行電度表型式認證，其餘 JEMIC 分社僅執行電度表檢定。

日本型式認證申請流程依日本計量法第 76、81、89 條規定，首先須取得國家指定為特定製造業者，送測試樣本至 JEMIC 實驗室測試，取得型式認證合格 JEMIC 會發給合格證書及型式認證號碼，並公告於官網；每一新品測試約送 20 台 JEMIC 申請測試，測試時間大約 90 天，經測試通過後取得型式認證期限為 10 年。

三、日本型式認證與本國檢定相關制度比較

(一)、日本與本國電度表等級之分類

我國除了依照構造性能區分為電子式電度表機械式電度表，另外依據軸承物理性能精密度分為寶石軸承電度表磁力軸承電度表而磁力軸承電度表附變比器或附需量計量器和未附變比器或附需量計量器；依準確度等級：0.2 級、0.5 級、1 級、2 級。

日本電度表國內一般家用電度表主要使用單向 3 線式、電壓為 100V、額定電流 30A 之瓦時計，分類上也台灣一樣依照構造性能區分為電子式電度表機械式電度表；另依據耐候性，等級由低至高分為 4 種類型：1. 屋內型(未經防曬防雨測試)。2. 屋內耐候型(經防曬防雨測試)。3. 普通耐候型(屋外型未經防曬防雨測試)。4. 強化耐候型(屋外型經防曬防雨測試)。

(二)、合格有效期限與最常使用年限比較

我國寶石軸承電度表為 7 年。磁力軸承電度表：1. 防突波不附變比器或不附需量計量器者為 16 年，單相插座型者為 20 年。2. 防突波附變比器或附需量計量器者為 8 年；電子式電度表為 10 年。且訂最常使用年限：寶石軸承電度表為 14 年；磁力軸承電度表(1) 防突波不附變比器或不附需量計量器者為 32 年，單相插座型者為 32 年。(2) 防突波附變比器或附需

量計量器者為 16 年，電子式電度表為 16 年。

日本電度表有效期限規定在日本計量法施行令附表 3 中，於超過期限的將由電力公司收取，除額定電流（60A）有效期限為 7 年外，其餘瓦時計皆為 10 年；附電流轉換器將大電流轉換成小電流（5A）特殊精密功率計電子式電度表 7 年，機械式電度表 5 年；有效期限到期後，得重新再檢定，可以再取得有效期限 10 年，並無訂定最常使用年限。

（三）、日本與本國電度表檢定相關項目比較

日本已建立完整型式認證制度，型式認證之目的就是為檢定時可以減少檢測項目，原型式認證超過 30 項測試，於檢定時減少至 6 大項，相關測試項分兩大部分，如下：

1. 與檢定相同之測試項目：

- （1）外觀檢示用目視檢視：廠牌、型號、型式認證號碼、準確度等級、電壓電流、幾相幾線分類等基本資料核對。
- （2）絕緣試驗：檢查有無漏電 500 伏特到 5 百萬伏特的電壓。
- （3）潛動試驗：檢查於不使用電器時是否作動及轉動之測試。
- （4）無負載試驗：和型式認證一樣加上額定電壓 110%進行測試。
- （5）始動測試：以微小啟動電(如為 30 安培的 1/375 安培電流進行檢測)，作動及轉動之始動測試。
- （6）器差測試：器差規定表中是否符合器差之測試。
- （7）計量基本量試驗：只有此項目為檢定特有項目，每具測試一度電。

2. 與檢定不同之測試項目：

- （1）波型影響試驗。
- （2）電流特性試驗。
- （3）逆方向電流試驗。
- （4）電壓特性試驗。
- （5）周波數特性試驗。
- （6）頻率試驗。
- （7）溫度試驗。
- （8）自熱試驗。
- （9）耐久性試驗。
- （10）交流試驗。
- （11）振動試驗。
- （12）衝擊試驗試驗。
- （13）靜電試驗。
- （14）耐磁試驗。
- （15）彈簧槌衝擊試驗。
- （16）材料防火試驗。

- (17) 太陽輻射(耐光)試驗【耐候試驗】。
- (18) 防潑水(耐水)試驗【耐候試驗】。
- (19) 鹽水試驗【耐候試驗】。
- (20) 鹽霧(濕度試驗、亞硫酸氣體)【耐候試驗】。
- (21) 包裝耐受性試驗。
- (22) EMC 電磁相容試驗 EMC26-80HZ80-1G。
- (23) EMU 電磁干擾試驗 IEC61000-4-3。

四、日本與本國電度表法規參考國際規範比較

(一)、我國最新版為 107 年公告實施第六版電度表檢定檢查技術規範，主要參考規範如下，主要參考來源為 IEC 及 CNS 國家標準：

- (1)CNS 11437 變比器 (90/12/31)
- (2)CNS 14607 電子式電度表 (90/12/31)
- (3)IEC 60695-2-10 Fire hazard testing - Part 2-10 : Glowing/hot-wire based test methods - Glow-wire apparatus and common test procedure (2000-10)
- (4)IEC 60695-2-11 Fire hazard testing - Part 2-11 : Glowing/hot-wire based test methods - Glow-wire flammability test method for end-products (2000-10)
- (5)IEC 60695-2-12 Fire hazard testing - Part 2-12 : Glowing/hot-wire based test methods - Glow-wire flammability test method for materials (2000-10)

(二)、日本電度表檢定及型式認證參考的國際法規國際主要參考來源為 JIS、IEC、ANSI 及 OIML 等國際標準，分類如下：

1. JIS (日本產業標準 Japanese Industrial Standards, 縮寫 JIS)

- (1)JIS C-1211-2：瓦時計。
- (2)JIS C-1216-2：匹配變比器瓦時計及直流電度表。
- (3)JIS C-2163-2：乏時計。
- (4)JIS C-1271-1：交流電子式瓦時計。
- (5)JIS C-1283-2：需量瓦時計。

2. ISO/IEC(國際標準化組織 (ISO) 及國際電工委員會 (IEC) 所發表的國際標準)

- (1)IEC62052-11：電度表一般要件。
- (2)IEC62053-11：機械式有效電度表。
- (3)IEC62053-21：電子式有效電度表。

(4)IEC62053-22：電子式有效電度表。

3. ANSI (美國國家標準協會 American National Standards Institute, ANSI 是負責制定美國國家標準的非營利組織。美國國家標準學會授權標準起草機構按照一系列規範編寫標準草案。由此產生的候選文獻通過 ANSI 審核批准後成為美國國家標準。)

(1)ANSI C12.1：電度表的共同特性。

(2)ANSI C12.10：電度表的外觀及尺寸。

(3)ANSI C12.20：高精度的電度表。

4. OIML R46(Edition 2012(E))：(T 國際法制計量組織 the International Organization of Legal Metrology 促進協調國際貿易的法制計量程序的政府間組織制定的法制計量國際規範)。

(1)OIML R46-1 計量和技術要求。

(2)OIML R46-2 計量控制和性能測試。

肆、交流問題彙整

利用此次交流機會，包含國內產、官、學、研之業者及電力公司等專家於會議中，就各自業務相關提問，並由日方代表八木謙一代表 JEMIC 回答，彙整相關問題分類如下：

一、管理制度面相關問題

問題 1: 日本有需多電動車及電動充電站目前針對電動充電站有無相關標準？

答: JEMIC 僅負責日本電度表之檢定檢查目前有關電動充電站相關法令並不是很清楚，基於權責分工供相關法令。

問題 2: 智慧電表在日本的發展趨勢？

答: 智慧電表由電力公司和電表廠商共同佈建，JEMIC 僅負責檢定及型式認證相關單位，仍建議未來如有機會參訪日本列入相關力公司和電表廠商，能更具體了解智慧電表在日本的發展現況。

問題 3: 智慧電表近幾年在日本的檢定數量？

答: JEMIC 年前有突然增加之後恢復每年平均值並沒有徒然增加檢定量之情形。

問題 4: JIS 有沒有智慧電表相關標準？

答: JEMIC 僅負責檢定及型式認證相關單位，除了檢定檢定及型式認證法規外。

問題 5: 家用顯示器分為(分為壁掛型或攜帶型)，在日本是否有用在智慧電表

上？

答:據了解已有部分公司使用家用壁掛型顯示器分為，由於不屬於 JEMIC 檢測項目實際安裝數量跟詳情並不是很清楚。

問題 6:有沒有任何檢定智慧電表通訊傳輸標準及如何管理資料傳輸正確性？

答: JEMIC 僅負責檢定及型式認證相關單位，因智慧電表通訊傳輸標準非 JEMIC 項目因。

問題 7: JEMIC 的經費來源，有沒有政府預算補助？

答: JEMIC 為獨立法人機關，並沒有接受政府補助，經費來源主要為機關內檢定、校正、測試等業務費用收入。

問題 8:日本有些廠商已將 QR Code 黏貼於電度表上，請問掃描 QR Code 可得到哪些訊息？

答:目前看到 QR Code 為電表製造廠商便於管理所附加黏貼上去並非 JEMIC 管理器具用，詳細訊息會因各公司有所不同，尚須掃描後才能確認。

二、日本現行電度表法規面相關問題

問題 1:過型式認證有輕微變更承認如何認定為同型試？

答:日本型式認證主要包含主型式認證，一般新開發型式或變更超過一定範圍的認可均採主型式認證需針對影響計量功能之測試；如有情為變更情下，以文件審查報備方式做輕微附加功能變更的認可之系列型式認證。

問題 2:過型式認證後被試品試驗完成需保留樣本嗎？

答:經過型式認證後樣品試驗完成後一般保留樣本數年至少 2 到 3 年於型式認證期間如有需要可能出來外觀比對，實際測試比對。

問題 3:本封印有沒有發展更新型態封印

答:日本電度封印，據了解使用相同材質 20-30 年以上，僅知設有專門調查材質變化及做相關研究之相關單位，但尚無修改材質之計畫。

問題 4:日本糾紛電度表鑑定的執行單位與進行流程？

答:日本糾紛電度表鑑定電力公司和製造商做調查，並同時由電力公司換一具新表 Jemic 不做檢查不做最後判斷，最後判斷由縣市政府官員來做鑑定報告。

問題 5:有沒有檢定屬於自動檢定項目？

答:在 JEMIC 潛動測試、始動測試、準確度測試可自動檢測項目。

問題 6:型式認證項目中有無進行軟體驗證項目？

答:JEMIC 針對有軟體驗證項目部分僅做文件書面審查，或類似國內採用聲明制度，僅就電度表功能、軟體設計及外接裝置功能檢視，及是否違反型式認證相關項目規定，未有對軟體部分做實際確認。

第五章 會議結論與建議

一、結論

經由本次會議得到下列結論：

1. 台灣與日本皆為近五年密集安裝裝置為電表的國家，台灣近三年每年檢定數量亦增加數 10 萬具，日本每年也有 700 萬具檢定量，由目前節能減碳趨勢來看，智慧電度表正逐漸取代傳統機械式電度，建議智慧電度表應執行型式認證以維品質。
2. 日本於檢定測試項目中，多了一項基本計價單位測試，如台灣為以每度為計價單位，建議可於電度表檢定檢查技術規範中加入此測試項目或於現行電度表檢查或糾紛鑑定檢測時加入測試以確保計量準確性。
3. 藉由此次交流機會，就目前電度表相關型式認證及檢定相關測試項目及目前引用法規有更明確概念，希冀於修訂電度表檢定檢查技術規範或訂定電度表型式認證技術規範時有所幫助。

二、建議：

1. 目前，JEMIC 在智慧電表測試服務兩大項目一為 ECHONET Lite 規格，另一個為 Wi-SUN 標準。反觀我國希望盡速制定智慧讀表資訊整合共通格式、資安規範，推動水、電及瓦斯公用事業單位採用。爰此，目前本局正積極爭取建置智慧讀表整合相關計畫互通性與資安檢測實驗室，提供裝置系統檢測服務，協助產業廠商建置智慧讀表資訊整合平台之指定相關測試實驗室或法人機關。
2. 今年由於疫情關係此次安排時間由於形成接洽上過於緊湊，僅連繫 JEMIC 作為視訊會議窗口，雖日本於檢定檢查及執行型式認證實務面上許多寶貴經驗，尚有許多業者提問到不屬於 JEMIC 權責部分，尚無法明確解釋，本國智慧電表目前正值安裝架設爆發期，本國許多業者亦對日本相關法令及廠商相當有興趣，未來希望能舉辦更大型視訊會議，邀集雙方各領域專家，或其太亦情結束後透過台日交流參訪日方相關單位解決目前智慧電表面臨相關問題。

參考文獻

1. 2009，度量衡法，經濟部標準檢驗局標準檢驗局。
2. 2016，度量衡業務委託辦法，經濟部標準檢驗局。
3. CNMV 46，2018，電度表檢定檢查技術規範，第 6 版，經濟部標準檢驗局。
4. 2015，度量衡器型式認證管理辦法，經濟部標準檢驗局。
5. 日本計量法
6. 日本計量法施行令

7. 日本 JIS C 1211-2 瓦時計第 2 部
8. 日本 JIS C 1281 電表耐候性能測試

附件 1、台灣大電力簡介及台灣電度表檢定實務簡報

附件 2、本國度量衡業營業管理制度簡報

附件 3、日本計量法實施令

附件 4、日本計量法

附件 5、日本 JIS C 1211-2 瓦時計第 2 部

附件 6、日本 JIS C 1281 電表耐候性能測試

附件 7、電度表檢定檢查技術規範第 6 版

附件 8、本次參加電度表視訊會議代表合影

Introduction to the TERTEC and the Electricity Meter Testing Department

December 9-10, 2020

contents

1. Introduction to the TERTEC
2. Introduction to the Electric Meter Test Department
3. Verification business in the past 5 years
4. Analysis of unqualified verification results

1. Introduction to the TERTEC: our services

Research services

Testing services

Certification services

Verification and inspection services

Calibration services

1. Introduction to the TERTEC: testing services

Household appliances

Lighting products

Electromagnetic compatibility(EMC)

Solar cells/photovoltaic modules

Small wind turbines

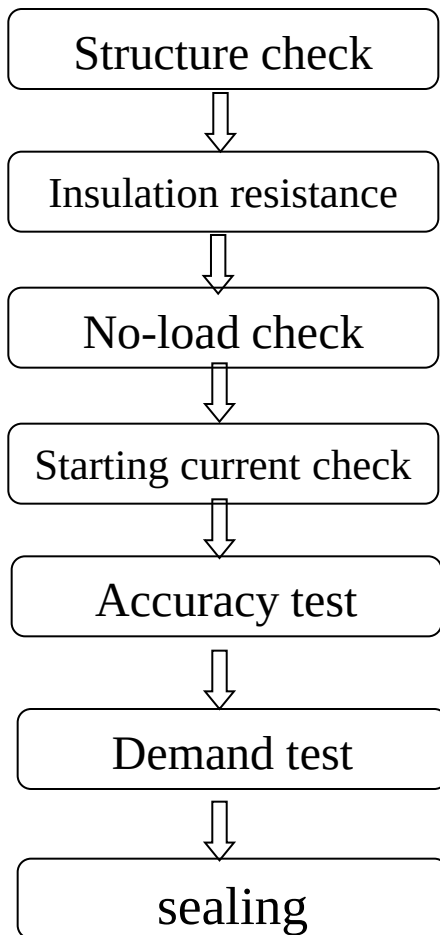
Electric vehicle charging systems

Energy labels

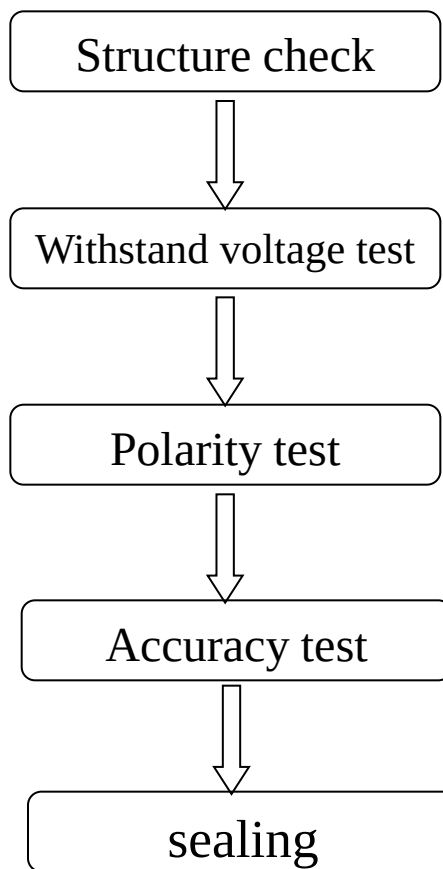
Power equipment

2. Introduction to the Electric Meter Test Department: verification process

Electricity meter



Instrument transformer



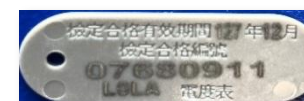
2. Introduction to the Electric Meter Test Department: proof of verification

□ Proof of verification

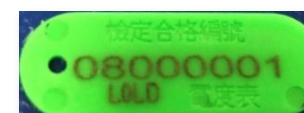
- The verification compliance tag for electricity meters shall connect with the casing of the main body, conformity number plate, and body by metal wire. The validity period shall be clearly indicated on the front of the meter.
- According to the types of equipment, different qualified seal plates are used to distinguish the certification as follows



Seal plate	color	equipment
L0LA	grey	Watt-hour meter
L0LB	grey	Var-hour meter
L0LC	grey	Watt-hour Demand Meter
L0LD	Light green	Current transformer
L0LE	orange	Potential transformer
L0LF	grey	Static electricity meter
L0LG	grey	Multi-fuctional static meter
L0LH	grey	AMI meter



L0LA seal plate

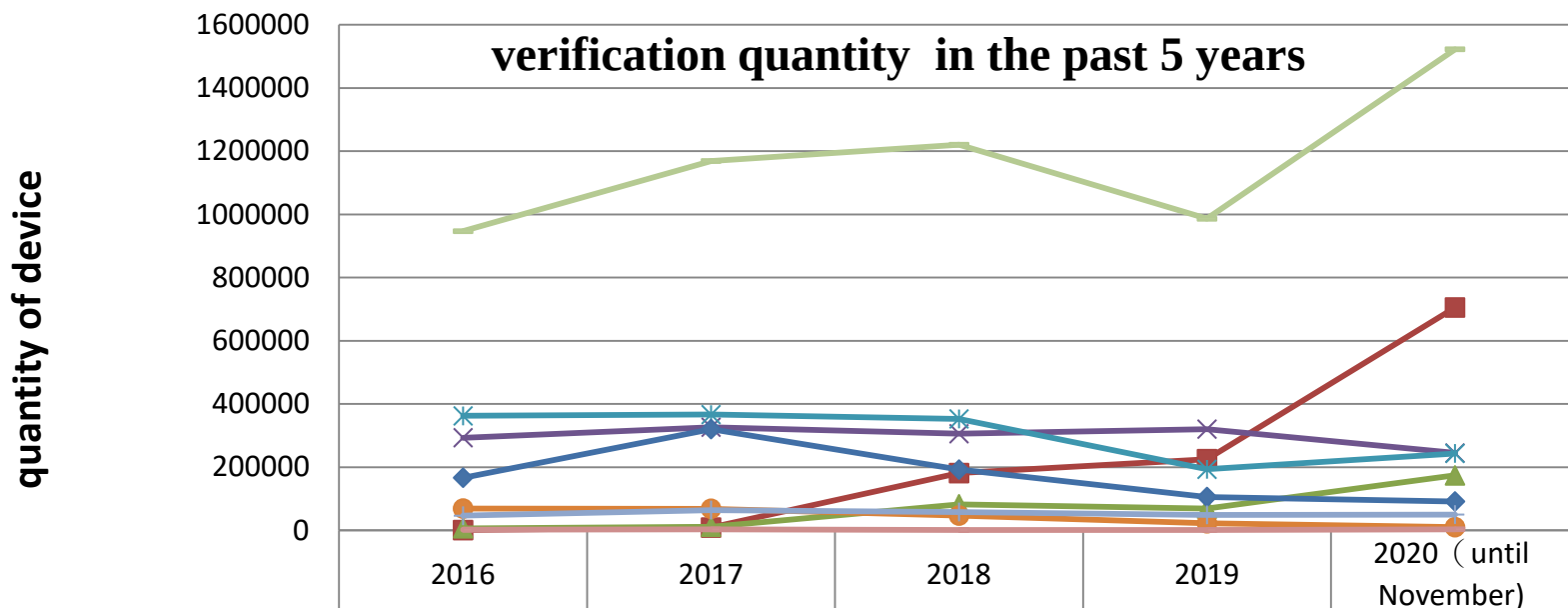


L0LD current transformer seal plate



L0LE potential tranformer seal plate

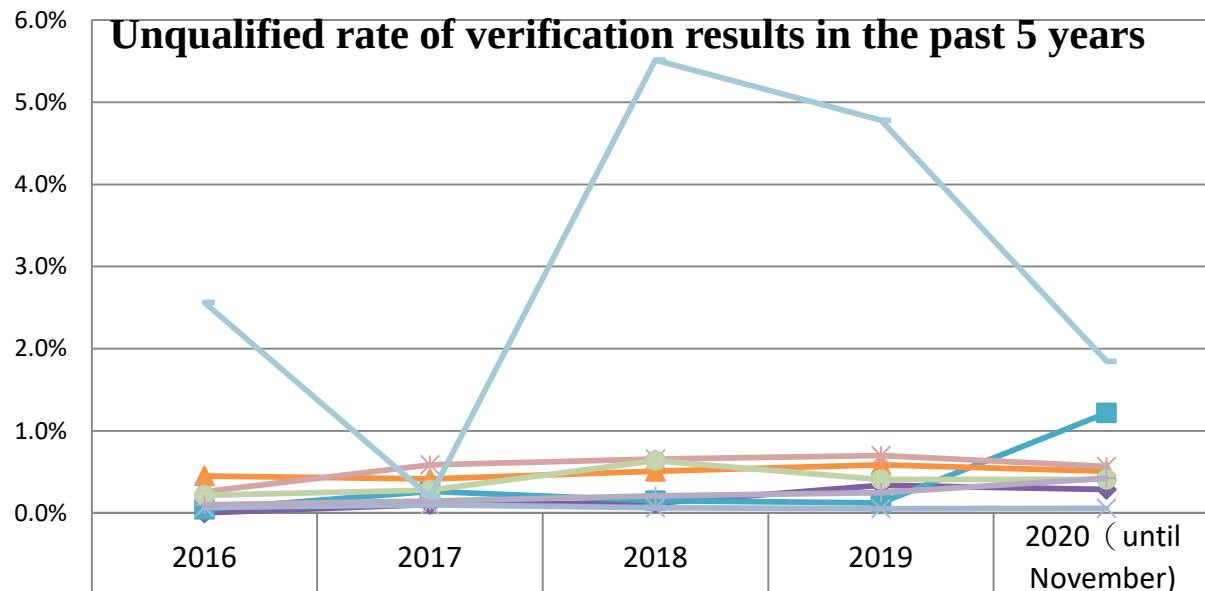
3. Verification business in the past 5 years



smart meter(1Φ3W)	807	8,775	181,127	225,187	705,266
smart meter(3Φ4W)	6,639	11,423	82,581	69,165	173,931
watt-hour meter(1Φ3W reverification)	293,265	326,360	305,796	320,367	244,783
watt-hour meter(initial verification)	362,218	366,339	352,689	193,141	243,564
watt-hour meter(3Φ)	68,886	68,259	46,907	22,453	10,060
static meter	166,589	320,473	192,343	105,573	91,478
current transformer	46,257	64,255	58,080	49,180	50,041
potential transformer	2,185	3,037	907	1,025	3,466
total	946,846	1,168,921	1,220,430	986,091	1,522,589

4. Analysis of unqualified verification results

Unqualified rate



smart meter(1Φ3W)	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	0.3%
smart meter(3Φ4W)	0.0%	0.3%	0.2%	0.1%	1.2%
watt-hour meter(1Φ3W reverification)	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%
watt-hour meter(initial verification)	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
watt-hour meter(3Φ)	0.3%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%
static meter	0.2%	0.3%	0.6%	0.4%	0.4%
current transformer	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.4%
potential transformer	2.6%	0.2%	5.5%	4.8%	1.8%

Question

Q1:

Charging station electric energy
metering method

Q2:

How to improve the seal material and
method

Question

Q3:

Communication method of household three meters

Q4:

AMI meter deployment situation in Japan

Question

Q5:

How many has JEMIC verified the AMI meters in the past years? (have there been any sudden increase or decrease)?

Q6:

What is the automation situation during the verification of meters?

Question

Q7:

Does Japan have JIS standards for AMI meters?

Q8:

Is IHD used in Japan? What is the type of AMI meter IHD? (Wall-mounted? Portable?)

Question

Q9:

Is there any verification for the correctness of AMI meter data wireless transmission? How to manage the correctness of electric energy metering data transmission?

Q10:

In addition to automatic meter reading, are Japanese AMI meters compatible with TOU (time of use) or DM (demand) management?

Thank you for your listening





Legal Metrology of Electricity meter

December 9-10, 2020

報告人：



- 一、度量衡業營業許可執照申請
(Business License of Legal Measuring Instruments)
- 二、委託檢定機構及資格
(Commissioned LAB qualification)
- 三、型式認證制度
(Type approval System)
- 四、電度表之檢定、檢查、糾紛鑑定統計表
(Statistics of Electricity meter Verification, Inspection)

一、度量衡業營業許可執照申請 (Business License of Legal Measuring Instruments)

度量衡器營業管理

(Business License of Legal Measuring Instruments)

- 製造業(Manufacture)
- 輸入業(Import)
- 修理業(Repair)

經濟部標準檢驗局

Bureau of Standards, Metrology and Inspections (BSMI)

度量衡業營業許可執照申請書

Application Form for a Business License of Legal Measuring Instruments

本局地址：100臺北市中正區濟南路1段4號。

Address of the BSMI: No. 4, Sec. 1, Jinan Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.).

聯絡電話：(02) 23963360 FAX：(02) 23970715。

Phone Number of the BSMI:

本局網址：<https://www.bsmi.gov.tw/>。

Website of the BSMI 受理單位公務信箱：bsmi041@bsmi.gov.tw。

Email address of the BSMI:

受文者：經濟部標準檢驗局

Recipient:

主旨：本 ☐ 公司(商業) ☐ 分支機構 申請經營度量衡業，請核發度量衡業許可執照。

Subject: A ☐ business or a ☐ branch of a business applying for a business license of legal measuring instruments.

說明：

Explanation:

一、本公司(商業)業依規定辦妥公司(商業)變更登記，茲依規定填具申請書，連同申請文件，提請審核。

Our company has completed the required business category change and registration manner, please reviews the application form and accompanied documents.

二、申請文件(依營業類別勾選並逐一確認)。

Checklist of Accompanied Documents: (check every item under the business category applied for).

☐ 製造業(Manufacturer).	☐ 修理業(Repairer).	☐ 輸入業(Importer).
☐ 公司(商業)登記證明文件影本。 A Photocopy of Business Registration.	☐ 公司(商業)登記證明文件影本。 A Photocopy of Business Registration.	☐ 公司(商業)登記證明文件影本。 A Photocopy of Business Registration.
☐ 工廠登記證明文件影本(或免辦工廠登記證明文件影本)。 A Photocopy of Factory Registration(or A Photocopy of Exemption Documents).	☐ 標準器校正紀錄表影本。 A Photocopy of Calibration Reports for Measurement Standards.	☐ 許可費及證照費1,400元。 1,400 NT Dollars of Permit and Certificate Fees.
☐ 標準器校正紀錄表影本。 A Photocopy of Calibration Reports for Measurement Standards.	☐ 許可費及證照費3,200元。 3,200 NT Dollars of Permit and Certificate Fees.	

公司(商業)名稱：

印章(Stamp Here)。

二、委託檢定機構及資格 (Commissioned LAB qualification)

受委託執行電度表檢定資格 (Commissioned LAB qualification)

- 測試實驗室(Test LAB.)
 - 國際實驗室認證聯盟 (ILAC) 相互承認協議 (MRA) 之TAF核發CNS 17025或ISO/IEC 17025認證證書
 - (In Taiwan,TAF is Taiwan Certification Foundation)
- 技術主管及從專業技術人員
(Technical manager and Technician)
 - 技術主管(甲級計量技術人員證書)
 - 專業技術人員(乙級計量技術人員證書)

委託檢定機構：財團法人大電力研究試驗中心 (Taiwan Electric Research testing Center,(TERTC))



三、型式認證制度 (Type approval System)

四種型式認證器具(電度表尚未執行) (Type approval Measuring Instruments)



Type of Electricity meter

應經檢定電度表
寶石軸承電度表(electricity meters with jewel bearing)
磁力軸承電度表(防突波不附需量或不附變比器) (surge-proof magnetic bearing without transformer or without demand meter)
磁力軸承電度表 (單相插座型) (single-phase socket type)
磁力軸承電度表(防突波附需量或附變比器) (Electricity meters with magnetic bearing)
電子式電度表(static electricity meter)

合格有效期間

The validity of verification for
electricity meters

V.S

最長使用期限

(Maximum working life of electricity
meters)

The validity of verification for electricity meters

- 7 years for electricity meters with jewel bearing
- Electricity meters with magnetic bearing:
 - (1) 16 years for surge-proof magnetic bearing without transformer or without demand meter is and 20 years for single-phase socket type.
 - (2) 8 years for surge-proof with transformer or with demand meter.
- 10 years for static electricity meter.

Maximum working life of electricity meters

- Electricity meter with jewel bearing is 14 years.
- Magnetic bearing meter:
 - (1) Surge-proof magnetic bearing without transformer or without demand meter is 32 years; single-phase socket type is 32 years.
 - (2) Surge-proof with transformer or with demand meter is 16 years.
- Static electricity meter for 16 years

四、電度表之檢定、檢查、 糾紛鑑定統計表 (Statistics of Electricity meter Verification, Inspection)

BSMI107年~109年電度表之檢定、 檢查、糾紛鑑定統計表

電度表	107年	108年	109年(1-10月)
檢定	81,448	1,255,409	1,653,722
檢查	3,295	2,712	2,970
糾紛鑑定	378	317	352

Thanks for your listening

平成五年政令第三百二十九号

計量法施行令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 適正な計量の実施（第四条—第十一条の二）
- 第三章 正確な特定計量器等の供給（第十二条—第十六条）
- 第四章 検定等（第十七条—第二十六条）
- 第五章 計量証明の事業（第二十六条の二—第二十九条の三）
- 第六章 計量士（第三十条—第三十八条）
- 第七章 特定標準器以外の計量器による校正等（第三十八条の二）
- 第八章 雑則（第三十九条—第四十五条）

附則

第一章 総則

（証明とみなされる計量）

第一条 計量法（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める計量は、次のとおりとする。

- 一 鉄道車両の運行に関する圧力の計量であって、経済産業省令で定めるもの
- 二 高圧ガスの製造に関する温度又は圧力の計量であって、経済産業省令で定めるもの（特定計量器）

第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

- 一 タクシーメーター
- 二 質量計のうち、次に掲げるもの
 - イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの
 - （１） 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの（（２）又は（３）に掲げるものを除く。）
 - （２） 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上のもの
 - （３） 自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。）
 - ロ 自動はかり
 - ハ 表す質量が十ミリグラム以上の分銅
 - ニ 定量おもり及び定量増おもり（以下単に「おもり」という。）
- 三 温度計のうち、次に掲げるもの
 - イ ガラス製温度計のうち、次に掲げるもの
 - （１） 計ることができる温度が零下三十度以上三百六十度以下のもの（転倒式温度計、接点付温度計、最高最低温度計、留点温度計、浸線付温度計、保護枠入温度計、隔測温度計及びベックマン温度計を除く。）
 - （２） ガラス製体温計
 - ロ 抵抗体温計（電気抵抗の変化をもって、体温を計量する温度計であって、最高温度保持機能を有するものをいう。以下同じ。）
- 四 皮革面積計
- 五 体積計のうち、次に掲げるもの
 - イ 積算体積計のうち、次に掲げるもの
 - （１） 水道メーターのうち、口径が三百五十ミリメートル以下のもの
 - （２） 温水メーターのうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
 - （３） 燃料油メーター（揮発油、灯油、軽油又は重油（以下「燃料油」という。）の体積の計量に使用する積算体積計をいう。以下同じ。）のうち、口径が五十ミリメートル以下のもの（五十リットル以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。）
 - （４） 液化石油ガスメーターのうち、口径が四十ミリメートル以下であって、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの
 - （５） ガスメーターのうち、口径が二百五十ミリメートル以下のもの（実測湿式ガスメーターを除く。）
 - （６） 排ガス積算体積計
 - （７） 排水積算体積計
 - ロ 量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの
- 六 流速計のうち、次に掲げるもの
 - イ 排ガス流速計
 - ロ 排水流速計
- 七 密度浮ひょうのうち、次に掲げるもの
 - イ 耐圧密度浮ひょう以外のもの
 - ロ 耐圧密度浮ひょうのうち、液化石油ガスの密度の計量に使用するもの
- 八 アネロイド型圧力計のうち、次に掲げるもの
 - イ 計ることができる圧力が〇・一メガパスカル以上二百・二メガパスカル以下のものであって、最小の目量が計ることができる最大の圧力と最小の圧力の差の百五十分の一以上のもの（蓄圧式消火器用のもの及びロに掲げるものを除く。）
 - ロ アネロイド型血圧計
- 九 流量計のうち、次に掲げるもの
 - イ 排ガス流量計
 - ロ 排水流量計
- 十 積算熱量計のうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
- 十一 最大需要電力計
- 十二 電力量計
- 十三 無効電力量計
- 十四 照度計

- 十五 騒音計
- 十六 振動レベル計
- 十七 濃度計のうち、次に掲げるもの
 - イ ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの
 - ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のもの
 - ハ 磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの
 - ニ 紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のもの
 - ホ 紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百分率以上のもの
 - ヘ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
 - ト 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
 - チ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が百体積百分率未満のもの及び最小の目量が百体積百分率以上二百体積百分率未満のものであって計ることができる最高の濃度が五体積百分率未満のもの
 - リ 化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百分率以上のもの
 - ヌ ガラス電極式水素イオン濃度検出器
 - ル ガラス電極式水素イオン濃度指示計
 - ヲ 酒精度浮ひょう
- 十八 浮ひょう型比重計のうち、次に掲げるもの
 - イ 比重浮ひょう
 - ロ 重ボーメ度浮ひょう
 - ハ 日本酒度浮ひょう

(標準物質に係る物象の状態の量)

第三条 法第二条第六項の政令で定める物象の状態の量は、熱量及び濃度とする。

第二章 適正な計量の実施

(特定市町村)

第四条 法第十条第二項の政令で定める市町村又は特別区（以下「特定市町村」という。）は、別表第一のとおりとする。

(使用の制限の特例に係る特定計量器)

第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

- 一 第二条第二号イ（１）に掲げるもののうち、載せ台を有するものであって、次に掲げるもの
 - イ 平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひょう量の値で除した値が〇・一以下のもの
 - ロ ひょう量が〇・五トン以上であって、載せ台の幅が四百ミリメートル以下のもの（イに掲げるものを除く。）
- 二 第二条第二号イ（３）に掲げるもの
- 三 第二条第二号ロに掲げるもののうち、次に掲げるものの以外のもの
 - イ ホッパースケール
 - ロ 充填用自動はかり
 - ハ コンベヤスケール
 - ニ 自動捕捉式はかり
- 四 第二条第五号イ（３）に掲げるもののうち、粘度が〇・一パスカル秒を超え、又は温度が零下二十度より低く、若しくは五十度を超える燃料油の体積の計量に使用するもの
- 五 第二条第五号イ（５）に掲げるもののうち、圧力が十キロパスカルを超えるガスの体積の計量に使用するもの
- 六 第二条第五号イ（６）及び（７）に掲げるもの
- 七 第二条第六号及び第九号に掲げるもの
- 八 基準器検査証印（その有効期間を経過していないものに限る。）が付されているもの
- 九 法第二百二条第一項の検査において計量器の校正に用いるもの（前号又は次号に掲げるものを除く。）
- 十 法第三百三十五条第一項の特定標準器等
- 十一 法第三百三十五条第一項の特定標準器による校正等をされたもの又はこれに連鎖して段階的に計量器の校正をされたものであって、法第四百三十三条第一項の登録を受けた者が法第三百三十六条第二項の計量器の校正等（以下単に「計量器の校正等」という。）の事業に用いるもの
- 十二 第二条第三号イ（１）に掲げるもののうち、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十五条の証明に用いる温度計であって、同法第九条の検定に合格したもの及び同条の検定に合格するものと気象庁長官が認めたもの

(変成器付電気計器検査に係る特定計量器)

第六条 法第十六条第二項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

- 一 最大需要電力計
- 二 電力量計
- 三 無効電力量計

(装置検査に係る特定計量器)

第七条 法第十六条第三項の政令で定める特定計量器（以下「車両等装置用計量器」という。）は、タクシーメーター（都道府県知事が同項の装置検査の申請を受理している旨を表す証票（その証票に記載された装置検査を受けるべき期日を経過していないものに限る。）が付されたものを除く。）とする。

(特殊容器の使用に係る商品)

第八条 法第十七条第一項の政令で定める商品は、次のとおりとする。

- 一 牛乳（脱脂乳を除く。）、加工乳及び乳飲料
- 二 乳酸菌飲料
- 三 ウスターソース類
- 四 しょうゆ
- 五 食酢
- 六 飲料水
- 七 発泡性の清涼飲料

八 果実飲料

九 牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料

十 みりん（次号に掲げる酒類に該当するものを除く。）

十一 酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（同法第三条第二十二号に規定する粉末酒を除く。）をいう。）

十二 液状の農薬

（使用方法等の制限に係る特定計量器）

第九条 法第十八条の政令で定める特定計量器は別表第二の上欄に掲げるものとし、これらを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用するときは、それぞれ同表の下欄に掲げるところにより使用しなければならない。

（定期検査の対象となる特定計量器）

第十条 法第十九条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

一 非自動はかり（第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

二 皮革面積計

2 法第十九条第一項第三号の政令で定める期間は、非自動はかり、分銅及びおもりにあつては一年とし、皮革面積計にあつては六月とする。

（定期検査の実施時期）

第十一条 法第二十一条第一項の政令で定める期間は、非自動はかり、分銅及びおもりにあつては二年とし、皮革面積計にあつては一年とする。

（指定定期検査機関の指定等の有効期間）

第十一条の二 法第二十八条の二第一項（法百六条第三項、第二百十一条第二項、第二百十一条の十及び第四百十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

第三章 正確な特定計量器等の供給

（一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器）

第十二条 法第五十条第一項の政令で定める特定計量器は、別表第三第二号イ、ロ、ハ（１）及びホ並びに第三号から第六号までに掲げるものとする。

（販売の事業の届出に係る特定計量器）

第十三条 法第五十一条第一項の政令で定める特定計量器は、非自動はかり（次条各号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

（製造等における基準適合義務に係る特定計量器）

第十四条 法第五十三条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

一 ひょう量が二十キログラムを超え、二百キログラム以下の非自動はかりであつて、専ら体重の計量に使用するもの

二 ひょう量が二十キログラム以下の非自動はかりであつて、専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの

三 ひょう量が三キログラム以下の非自動はかりであつて、専ら調理に際して食品の質量の計量に使用するもの

（譲渡等の制限に係る特定計量器）

第十五条 法第五十七条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

一 ガラス製体温計

二 抵抗体温計

三 アネロイド型血圧計

（指定外国製造者の工場等における検査に要する費用の負担）

第十六条 法第六十九条第三項の政令で定める費用は、同条第二項第二号の検査のため同号の職員がその検査に係る工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、経済産業省令で定める。

第四章 検定等

（検定の申請）

第十七条 法第七十条の申請書（以下この条において単に「申請書」という。）は、別表第四の上欄に掲げる特定計量器ごとに、法第八十四条第一項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の表示が付されたもの（第十二条で定める特定計量器であつて法第八十四条第一項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過したものにあつては、法第五十条第一項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。）にあつては同表の中欄に、その他のものにあつては同表の下欄に掲げる者に提出するものとする。

2 別表第四の中欄又は下欄に日本電気計器検定所及び指定検定機関（法第十六条第一項第二号イの指定検定機関をいう。以下同じ。）のみが掲げられている場合において、日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検定業務を実施できないとき（同表第八号又は第十二号に掲げる特定計量器にあつては、天災その他の事由によって当該検定業務を実施できないとき、又は日本電気計器検定所法（昭和三十一年法律第五十号。以下「検定所法」という。）第二十三条第二項の規定によっては当該検定業務を実施できないとき）は、前項の規定にかかわらず、当該特定計量器についての申請書は、国立研究開発法人産業技術総合研究所に提出することができるものとする。

（検定証印等の有効期間のある特定計量器）

第十八条 法第七十二条第二項の政令で定める特定計量器は別表第三の上欄に掲げるものとし、同項の政令で定める期間は同表の下欄に掲げるとおりとする。

（変成器付電気計器検査の申請）

第十九条 法第七十三条第一項の申請書は、日本電気計器検定所又は指定検定機関に提出するものとする。この場合においては、第十七条第二項の規定を準用する。

（装置検査の申請）

第二十条 法第七十五条第一項の申請書は、その車両等装置用計量器の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

（装置検査証印の有効期間）

第二十一条 法第七十五条第三項の政令で定める期間は、一年とする。

(型式の承認を行う者)

第二十二條 法第七十六條第一項の承認は、別表第四第九号から第十一号までに掲げる特定計量器については日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該承認業務を実施できないときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所）が、その他の特定計量器について国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う。

(型式の承認の有効期間)

第二十三條 法第八十三條第一項（法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、十年とする。

(指定製造事業者の指定に係る検査を行う者)

第二十四條 法第九十一条第二項の検査は、次の各号に掲げる工場又は事業場ごとに、当該各号に掲げる者が行う。

- 一 別表第四第八号及び第十二号に掲げる特定計量器の製造を行う工場又は事業場 日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないとき、又は検定所法第二十三条第二項の規定によっては当該検査業務を実施することができないときは、その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事）
- 二 別表第四第九号から第十一号までに掲げる特定計量器の製造を行う工場又は事業場 日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないときは、その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事）
- 三 前二号に掲げる工場又は事業場以外の工場又は事業場 その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事

(基準器検査を行う者)

第二十五條 法第二百二條第一項の検査は、次の各号に掲げる計量器ごとに、当該各号に掲げる者が行う。

- 一 長さ計（経済産業省令で定めるものに限る。）、質量計（経済産業省令で定めるものに限る。）、面積計及び体積計（経済産業省令で定めるものに限る。） その計量器の所在地を管轄する都道府県知事
- 二 電流計、電圧計、電気抵抗計及び電力量計 日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所）
- 三 照度計 日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないとき、又は検定所法第二十三条第二項の規定によっては当該検査業務を実施することができないときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所）
- 四 前三号に掲げる計量器以外の計量器 国立研究開発法人産業技術総合研究所

(指定検定機関の指定の区分)

第二十六條 法第百六條第一項の政令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 非自動はかり
- 二 ホッパースケール
- 三 充填用自動はかり
- 四 コンベヤスケール
- 五 自動捕捉式はかり
- 六 第二條第三号イ（１）に掲げるガラス製温度計
- 七 ガラス製体温計
- 八 抵抗体温計
- 九 水道メーター及び温水メーター
- 十 燃料油メーター（第五条第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- 十一 液化石油ガスメーター
- 十二 ガスメーター（第五条第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- 十三 アネロイド型血圧計
- 十四 積算熱量計
- 十五 最大需要電力計
- 十六 電力量計
- 十七 無効電力量計
- 十八 照度計
- 十九 騒音計
- 二十 振動レベル計
- 二十一 ジルコニア式酸素濃度計、溶液導電率式二酸化硫黄濃度計、磁気式酸素濃度計、紫外線式二酸化硫黄濃度計、紫外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計
- 二十二 ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計

第五章 計量証明の事業

(計量証明の事業の登録を要しない独立行政法人)

第二十六條の二 法第一百七條ただし書の政令で定める独立行政法人は、次のとおりとする。

- 一 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 二 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 三 国立研究開発法人国立環境研究所
- 四 独立行政法人労働者健康安全機構

(計量証明の事業の登録を要しない場合に係る法律の規定)

第二十七條 法第一百七條ただし書の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 労働災害防止団体会法（昭和三十九年法律第百十八号）第十九條（同法第四十五条において準用する場合を含む。）
- 二 下水道事業センター法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十一号）による改正前の下水道事業センター法（昭和四十七年法律第四十一号）第十条第一項
- 三 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三十三条
- 四 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十七条

(計量証明の事業に係る物象の状態の量)

第二十八條 法第一百七條第二号の政令で定める物象の状態の量は、次のとおりとする。

- 一 大気（大気中に放出される気体を含む。第二十九条の二において同じ。）、水又は土壌（水底のたい積物を含む。同条において同じ。）中の物質の濃度

二 音圧レベル（計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）別表第二第六号の聴感補正に係るものに限る。）

三 振動加速度レベル（計量単位令別表第二第七号の感覚補正に係るものに限る。）

（認定を要する計量証明の事業）

第二十八条の二 法第百九条第三号の政令で定める事業は、第二十九条の二第一号に掲げる事業とする。

（計量証明検査を行うべき期間）

第二十九条 法第百十六条第一項の政令で定める特定計量器は別表第五の上欄に掲げるものとし、同項各号列記以外の部分の政令で定める期間は同表の中欄に掲げるとおりとする。

2 法第百十六条第一項第一号の政令で定める期間は、別表第五の下欄に掲げるとおりとする。

（特定計量証明事業）

第二十九条の二 法第百二十一条の二の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 大気、水又は土壌中のダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）の濃度の計量証明（法第十九条第一項第一号の計量証明をいう。以下同じ。）の事業

二 大気、水又は土壌中の一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロー二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノー―H―インデン（別名クロルデン）、一・一―トリクロロー二・二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT）又は一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロー三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノー―H―インデン（別名ヘプタクロル）の濃度の計量証明の事業

（認定特定計量証明事業者の認定の有効期間）

第二十九条の三 法第百二十一条の四第一項の政令で定める期間は、三年とする。

第六章 計量士

（計量行政審議会の認定）

第三十条 法第百二十二条第二項第二号の規定により計量行政審議会（以下「審議会」という。）の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事が同号の条件に適合することを証する書面を添えて、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、審議会に認定の申請をしなければならない。

2 審議会は、前項の認定の申請をした者が法第百二十二条第二項第一号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めたときは、計量士資格認定証を交付するものとする。

（計量士資格認定証の再交付）

第三十一条 前条第二項の規定により計量士資格認定証の交付を受けた者は、計量士資格認定証を汚し、損じ、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、審議会に申請し、計量士資格認定証の再交付を受けることができる。

（登録の申請）

第三十二条 法第百二十二条第一項の規定により計量士の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に登録の申請をしなければならない。

2 前項の規定による登録の申請には、計量士国家試験に合格した者にあつてはその住所又は勤務地を管轄する都道府県知事が法第百二十二条第二項第一号の条件に適合することを証する書面その他経済産業省令で定める書類、審議会の認定を受けた者にあつては計量士資格認定証の写しその他経済産業省令で定める書類を添えなければならない。

（計量士登録簿）

第三十三条 計量士登録簿は、経済産業省に備える。

（計量士登録証の交付）

第三十四条 経済産業大臣は、計量士の登録をしたときは、申請者に計量士登録証を交付するものとする。

2 計量士登録証には、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

（計量士登録証の訂正）

第三十五条 計量士は、計量士登録証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に申請し、計量士登録証の訂正を受けなければならない。

（計量士登録証の再交付）

第三十六条 計量士は、計量士登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に申請し、計量士登録証の再交付を受けることができる。

（計量士登録証の返納）

第三十七条 計量士登録証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、当該計量士登録証（第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した計量士登録証）を経済産業大臣に返納しなければならない。

一 登録が取り消されたとき。

二 計量士登録証の再交付を受けた場合において、失った計量士登録証を発見し、又は回復したとき。

（計量士登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求）

第三十八条 計量士登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に謄本の交付又は閲覧の請求をしなければならない。

第七章 特定標準器以外の計量器による校正等

（校正等の事業を行う者の登録の有効期間）

第三十八条の二 法第百四十四条の二第一項の政令で定める期間は、四年とする。

第八章 雑則

（報告の徴収）

第三十九条 法第百四十七条第一項の規定により経済産業大臣（法第百六十八条の五第五号の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構に法第百四十七条第一項に規定する事務を行わせる場合にあっては、独立行政法人製品評価技術基盤機構）又は都道府県知事若しくは特定市町村の長が報告させることができる事項は、別表第六の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 経済産業大臣が法第六十九条第一項の指定外国製造者に対し同条第二項第一号の報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。

一 製造をした特殊容器（法第十七条第一項の特殊容器をいう。以下同じ。）の種類及び数

二 特殊容器の製造及び検査の状況

- 三 法第六十九条第一項において準用する法第六十三条第一項の表示を付した特殊容器の型式及び数
- 3 経済産業大臣が法第八十九条第二項の承認外国製造事業者に対し同条第五項第一号の報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。
- 一 法第八十九条第四項において準用する法第八十四条第一項の表示を付した特定計量器の型式及び数
- 二 製造技術基準（法第八十条の製造技術基準をいう。以下同じ。）への適合のために講じた措置及びその実施状況
- 4 経済産業大臣が法第一百一条第二項の指定外国製造事業者に対し同条第三項において準用する法第八十九条第五項第一号の報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。
- 一 法第一百一条第三項において準用する法第九十六条第一項の表示を付した特定計量器の型式及び数
- 二 品質管理の状況
- 三 法第一百一条第二項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況
- 四 法第一百一条第三項において準用する法第九十五条第二項の規定による検査の実施状況（立入検査によらない検定証印等の除去に係る特定計量器）

第四十条 法第五十四条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

- 一 水道メーター
- 二 温水メーター
- 三 燃料油メーターのうち、使用最大流量が一リットル毎分以下のもの
- 四 ガスメーター
- 五 積算熱量計
- 六 最大需要電力計
- 七 電力量計
- 八 無効電力量計
- （都道府県が処理する事務）

第四十一条 法第十七条第一項、第五十九条、第六十二条第一項、第六十四条、第六十五条及び第六十七条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

- 2 法第二百二十七条第一項、第二項及び第四項、第三百十一条、第三百十二条並びに第三百十三条において準用する法第六十二条第一項及び第六十五条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であって、国の事業所以外の事業所に関するものは、都道府県知事が行うこととする。
- 3 前項の規定により都道府県知事が法第二百二十七条第一項、第二項及び第四項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行う場合においては、同条第二項中「都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）を経由して、経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長を経由して、都道府県知事）」とする。
- 4 第一項及び第二項の場合においては、法中当該各項に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- （事務の区分）

第四十二条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条及び第三十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 2 前条第二項の規定により都道府県知事が法第二百二十七条第一項、第二項及び第四項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行うこととされている場合における同条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。
- （権限の委任）

第四十三条 法第四十条第一項、第四十二条第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条、第四十五条第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項、第四十八条、第四百七条第一項、第四百八条第一項及び第四百九条第一項の規定による経済産業大臣の権限であって、最大需要電力計、電力量計又は無効電力量計の製造又は修理の事業を行う者（当該事業に係る工場若しくは事業場又は事業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に限る。）に関するものは、経済産業局長が行うものとする。ただし、法第四十四条、第四十八条、第四百七条第一項、第四百八条第一項及び第四百九条第一項の規定による権限にあっては、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 2 法第二百二十七条第一項、第二項及び第四項、第三百十一条、第三百十二条並びに第三百十三条において準用する法第六十二条第一項及び第六十五条の規定による経済産業大臣の権限であって、国の事業所に関するものは、経済産業局長が行うものとする。
- 3 前項の規定により経済産業局長が行う適正計量管理事業所の指定を受けようとする者の納付する手数料は、国庫の収入とする。
- （政令で定める都道府県又は特定市町村の事務）

第四十四条 法第六十九条の二第一項の政令で定める事務は、前条第二項の規定により経済産業局長が法第二百二十七条第一項、第二項及び第四項の規定による経済産業大臣の権限を行うこととされている場合における同条第二項から第四項までの規定により都道府県が処理することとされている事務とする。

- 2 法第六十九条の二第二項の政令で定める事務は、前条第二項の規定により経済産業局長が法第二百二十七条第一項、第二項及び第四項の規定による経済産業大臣の権限を行うこととされている場合における同条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務とする。
- （比較検査を行う特定計量器）

第四十五条 法附則第二十条第一項の政令で定める特定計量器は、酒精度浮ひょうとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。ただし、第十五条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成八年十一月一日から施行する。

（関係政令の廃止）

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 計量法施行令（昭和四十二年政令第百五十一号。以下「旧令」という。）
- 二 計量器検定検査令（昭和四十二年政令第百五十二号。以下「旧検定検査令」という。）
- 三 基準器検査令（昭和四十二年政令第百五十三号）

(使用の制限)

第三条 次の各号に掲げる特定計量器については、当該各号に定める日前においては、法第十六条第一項の規定にかかわらず、同項第三号の検定証印等（以下単に「検定証印等」という。）が付されていないものを取り又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

- 一 附則別表第一の上欄に掲げるもの 同表の中欄に掲げる日
 - 二 附則別表第二に掲げる非自動はかり（次号に掲げるものを除く。） 平成六年十一月一日
 - 三 附則別表第二に掲げる非自動はかりであって、次条第二項の規定により届け出られたもの 同条第三項の届出済証が付される日
 - 四 附則別表第三の第一欄に掲げるもの 同表の第二欄に掲げる日
- 2 検定証印等が付されていない前項第一号に掲げる特定計量器であって、同号に定める日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものは、法第十六条第一項の規定にかかわらず、同日以後においても、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。
- 3 検定証印等が付されていない第一項第四号に掲げる特定計量器であって、同号に定める日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものは、法第十六条第一項の規定にかかわらず、同日以後においても、附則別表第三の第三欄に掲げる日まで、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

(定期検査)

第四条 附則別表第二に掲げる非自動はかりを取り又は証明における法定計量単位による計量に使用している者は、平成六年十月三十一日（以下「基準日」という。）までは、その非自動はかりについて、定期検査を受けることを要しない。

- 2 附則別表第二に掲げる非自動はかりを基準日以前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用している者は、これを基準日後において取引又は証明における法定計量単位による計量に使用しようとするときは、基準日までに、当該非自動はかりについて、通商産業省令で定める事項を事業所（事業所がない者にあっては、住所）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）に届け出ることができる。
- 3 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による届出があったときは、当該非自動はかりに届出済証を付する。
- 4 前項の規定により付された届出済証は、平成十三年十月三十一日までは、平成三年十月以前の年月が表示された検定証印とみなす。
- 5 第三項の規定により届出済証が付された非自動はかり（別表第四第二号イに掲げるものであって、その型式の承認に係る表示が付されていないものに限る。）についての法第七十条の申請書は、平成十三年十月三十一日までは、第十七条第一項の規定にかかわらず、当該非自動はかりの所在地を管轄する都道府県知事に提出することができるものとする。

第五条 非自動はかり、分銅及びおもりのうち、経済産業省令で定めるもの（法第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示された年月が平成三十一年三月以前である検定証印等が付されたものに限り、定期検査済証印又は計量証明検査済証印が付されたものを除く。）についての第十条第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「三年（三年を経過する前に当該非自動はかり、分銅又はおもりが使用され、又は使用に供するために所持され、かつ、その使用され、又は所持された日後において、当該非自動はかり、分銅又はおもりの使用に係る事業所の所在地を区域とする定期検査が行われた場合にあっては、その定期検査の実施の期日までの期間）」とする。

- 2 法第四十一条の届出製造事業者、法第四十六条第二項の届出修理事業者又は法第五十二条の販売事業者は、前項の通商産業省令で定める非自動はかり、分銅及びおもりであって、計量法（昭和二十六年法律第二百七号。以下「旧法」という。）第九十一条の検定証印が付されたもの（自ら使用し、又は使用するために所持しているものを除く。）を所持するときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨をその工場若しくは事業場、事業所又は営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることができる。

- 3 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、当該非自動はかり、分銅又はおもりに通商産業省令で定める証票を付する。
- 4 前項の規定により証票を付された非自動はかり、分銅又はおもりに付された旧法第九十一条の検定証印は、法第十九条第一項の規定の適用においては、法第七十二条第三項の規定により平成五年十月の表示がされたものとみなす。

(製造又は修理の事業の届出)

第六条 この政令の施行の際現に次に掲げる特定計量器の製造又は修理の事業を行っている者についての法第四十条第一項又は第四十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「平成六年三月三十一日までに」とする。

- 一 附則別表第三第一号に掲げる水道メーター
 - 二 温水メーター
 - 三 旧法第十二条の基準器
- 2 法の施行の際現に旧法第五十条第一項の通商産業省令で定める範囲内の修理の事業を行っている同項の販売事業者であって、同条第二項の規定による届出をした者についての法第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成六年三月三十一日までに」とする。

(販売の事業の届出)

第七条 この政令の施行の際現に次に掲げる特定計量器の販売の事業を行っている者についての法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成六年三月三十一日までに」とする。

- 一 第十三条第一号に掲げる非自動はかりであって、旧令第三条第一号に掲げるもの以外のもの（第三号に掲げるものを除く。）
- 二 抵抗体温計
- 三 第十三条第一号に掲げる非自動はかり、分銅及びおもりであって、旧法第十二条の基準器であるもの

(検定の実施)

第八条 次の各号に掲げる特定計量器については、当該各号に定める日前は、法第十六条第一項第二号イの検定を行わない。

- 一 附則別表第一の上欄に掲げるもの 同表の下欄に掲げる日
 - 二 附則別表第二に掲げる非自動はかり 平成六年八月一日
 - 三 附則別表第三の第一欄に掲げるもの 同表の第四欄に掲げる日
- 第九条** 附則別表第四の第一欄に掲げる特定計量器（法第八十四条第一項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示が付されていないものに限る。）についての法第七十条の申請書（以下この条において単に「申請書」という。）は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める日まで、第十七条第一項の規定にかかわらず、その特定計量器の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

- 一 法第十六条第一項第二号イの検定又は旧法第八十六条の検定に合格したことがないもの 附則別表第四の第二欄に掲げる日
- 二 この政令の施行前に旧法第八十六条の検定の申請をしてこれに合格したもの 附則別表第四の第三欄に掲げる日
- 三 第一号に規定するものであって、同号に定める日までに法第十六条第一項第二号イの検定を受けてこれに合格したもの 附則別表第四の第四欄に掲げる日

- 2 次の各号に掲げる特定計量器（法第八十四条第一項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示が付されていないものに限る。）についての申請書は、当該各号に定める日までは、第十七条第一項の規定にかかわらず、その特定計量器の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。当該各号に定める日までに法第十六条第一項第二号イの検定又は旧法第八十六条の検定を受けてこれに合格したこれらの特定計量器についての申請書は、同日後においても、同様とする。
- 一 基本走行距離が二キロメートルを超えるタクシメーターであって、検出部が電気式的もの以外のもの 平成七年十月三十一日
- 二 水道メーターのうち、次に掲げるもの 平成九年十月三十一日
- イ 接線流羽根車式水道メーター及び縦型軸流羽根車式水道メーターであって、口径が四十ミリメートルを超えるもの
- ロ 横型軸流羽根車式水道メーター、ベンチュリー管分流式水道メーター、複合型水道メーター及び副管付水道メーター
- ハ 円板型水道メーター及びロータリーピストン型水道メーターであって、口径が二十五ミリメートルを超えるもの
- ニ ローター型水道メーターのうち、前金装置を有するもの及び前金装置を有しないものであって口径が二十五ミリメートルを超えるもの
- 三 燃料油メーター（口径が十ミリメートル未満のもの及び推量式のものを除く。） 平成九年十月三十一日
- 四 液化石油ガスメーター 平成八年十月三十一日
- 五 アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。） 平成八年十月三十一日
- 3 次の各号に掲げる特定計量器についての申請書は、当該各号に定める日までは、第十七条第一項の規定にかかわらず、その特定計量器の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。
- 一 計量法施行令等の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百三十六号）附則第七項第一号及び第三号に掲げる非自動はかり 平成七年十一月三十日
- 二 計量器検定検査令の一部を改正する政令（平成二年政令第三百三十六号）附則第二項第一号に掲げるガスメーター 平成十六年十一月三十日
- 三 計量器検定検査令の一部を改正する政令（平成二年政令第三百三十六号）附則第二項第三号に掲げるガスメーター 平成十八年十一月三十日
- 4 一級である旨の表記のある分銅についての申請書は、平成八年十月三十一日までは、第十七条第一項の規定にかかわらず、通商産業大臣に提出するものとする。
- （検定証印の有効期間）

第十条 旧法第九十一条第一項の規定により燃料油メーター（積算式ガソリン量器を除く。以下この条において同じ。）に付された検定証印の有効期間は、平成十年十月三十一日（同日までに法第十六条第一項第二号イの検定（以下単に「検定」という。）の申請が行われ、都道府県知事により検定を受けるべき期日として平成十年十一月一日以後の日が記載された証票を付された燃料油メーターに付されたもの）にあっては、当該検定を受けるべき期日）までとする。

（計量証明の事業の登録）

第十一条 この政令の施行の際現に第二十八条第三号に掲げる物象の状態の量の計量証明（法第十九条第一項第一号の計量証明をいう。次条において同じ。）の事業を行っている者は、平成六年三月三十一日までは、法第一百七条の登録を受けないで、その事業を継続することができる。

（計量証明検査）

第十二条 附則別表第二に掲げる非自動はかりを計量証明に使用している計量証明事業者（法百十条第一項の計量証明事業者をいう。以下この条において同じ。）は、基準日までは、その非自動はかりについて、計量証明検査（法百十六条第一項の計量証明検査をいう。以下同じ。）を受けることを要しない。

- 2 旧検定検査令第一条第十五号に掲げるボンベ型熱量計（以下この項において単に「ボンベ型熱量計」という。）を計量証明に使用している計量証明事業者は、平成六年十月三十一日までは、そのボンベ型熱量計について、計量証明検査を受けることを要しない。同日以前から計量証明に使用しているボンベ型熱量計については、同日後においても、同様とする。

附則別表第一

特定計量器	使用の制限の開始日	検定の開始日
一 抵抗体温計	平成八年五月一日	平成七年十一月一日
二 燃料油メーターのうち、口径が十ミリメートル未満のもの及び推量式のもの	平成六年十一月一日	平成六年八月一日
三 耐圧密度浮ひょう	平成五年十二月一日	平成五年十一月一日
四 旧検定検査令第一条第十五号に掲げるボンベ型熱量計	平成六年十一月一日	平成六年八月一日

附則別表第二

一

圧力式指示はかり

二

次に掲げる電気抵抗線式はかり

イ

ひょう量が三十キログラムを超え、二トン以下のもの

ロ

ひょう量が二トンを超え、載せ台を有するものであって、平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひょう量の値で除した値が〇・二以下のもの

三

差動変圧器式はかり

四

磁わい式はかり

五

ひょう量が三十キログラムを超える光電式はかり

六

圧電式はかり

七

誘電式はかり
八
電磁式はかり
九
放射線式はかり
十
直示天びん
十一

前各号に掲げるものの以外のものであって、最小の目量又は表記されている感量がひょう量の一万分の一未満のもの

附則別表第三

特定計量器	新たに使用するものについての使用 の制限の開始日	既使用のものについての使用の制限の 開始日	検定の開始日
一 水道メーターのうち、旧令第二条第四 項第三号ロに掲げるもの以外のもの	平成七年十一月一日	平成十五年十一月一日	平成七年八月一日
二 温水メーター	平成八年五月一日	平成十五年十一月一日	平成七年十一月一日
三 タービン式ガスメーター	平成六年十一月一日	平成十三年十一月一日	平成六年八月一日
四 積算熱量計	平成八年五月一日	平成十五年十一月一日	平成七年十一月一日
五 デジタル式照度計	平成六年十一月一日	平成十四年十一月一日	平成六年八月一日

附則別表第四

特定計量器	検 定 に 合 格 した こと が ないもの	旧法の検定に 合格したもの	法の検定に合 格したもの
一 基本走行距離が二キロメートルを超えるタクシーメーターであって、検出部が電気式のもの	平成六年十月三十一日	平成十三年十月三十一日	平成十四年十月三十一日
二 非自動はかりのうち、次に掲げるもの イ 光電式以外のばね式指示はかりのうち、次に掲げるもの (1) ひょう量が百五十キログラムを超えるもの (2) ひょう量が百五十キログラム以下のものであって、直線目盛のみがあるもの及び他の質量計と構造上一体となっているもの ロ 光電式のばね式指示はかりのうち、ひょう量が三十キログラム以下であって、他の質量計その他経済産業省令で定める器具、機械又は装置と構造上一体となっているもの ハ 電気抵抗線式はかりのうち、次に掲げるもの (1) ひょう量が二トンを超えるもの（載せ台を有するものであって、平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひょう量の値で除した値が〇・二以下のものを除く。） (2) ひょう量が三十キログラム以下のもの	平成七年十月三十一日	平成十二年十月三十一日	平成十四年十月三十一日
三 水道メーターのうち、次に掲げるもの イ 接線流羽根車式水道メーターであって、口径が二十五ミリメートルを超え、四十ミリメートル以下のもの ロ 縦型軸流羽根車式水道メーターであって、口径が四十ミリメートル以下のもの	平成九年十月三十一日	平成十三年十月三十一日	平成十七年十月三十一日
四 ガスメーターのうち、次に掲げるもの イ 膜式ガスメーターであって、使用最大流量が七立方メートル毎時（専ら総発熱量が九十メガジュール毎立方メートル以上のガスの計量に使用するものにあつては、五立方メートル毎時）を超えるもの及び前金装置を有するもの ロ 回転子型ガスメーター	平成八年十月三十一日	平成十二年十月三十一日	平成十五年十月三十一日

附 則 （平成一〇年三月二七政令第九〇号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

（検定証印等の有効期間に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に改正前の別表第三に掲げる温水メーター、ガスメーター（計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール未満であって使用最大流量が六立方メートル毎時を超え十六立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。）及び計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール以上であって使用最大流量が二・五立方メートル毎時を超え六立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。）に限る。以下同じ。）、積算熱量計、騒音計、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計に付されている計量法第十六条第一項第三号に規定する検定証印等（以下「検定証印等」という。）の有効期間については、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行の際現に計量法第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認を受け、又はこれらの承認の申請が行われている型式に属する改正前の別表第三に掲げるガスメーターに係る検定証印等であって、この政令の施行の日以後に付されるものの有効期間については、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（計量証明検査に関する経過措置）

第四条 この政令の施行の日前に改正前の別表第五第五号に掲げる騒音計又は同表第七号に掲げる濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひょうを除く。）のうちガラス電極式水素イオン濃度指示計について計量法第百十六条第一項の計量証明検査を受けた者であって、この政令の施行の日以後に当該騒音計又は当該ガラス電極式水素イオン濃度指示計について同項の計量証明検査を受けようとするものについての同項の規定の適用については、同項中「第百七条の登録を受けた日」とあるのは、「平成十年三月三十一日以前最後にその登録をした都道府県知事が行う検査を受けた日」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年五月一九政令第一五四号）

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十一年六月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定及び別表第三の改正規定（同表第一号ハに係る部分に限る。）は、平成十一年十一月一日から施行する。

(検定証印等の有効期間に関する経過措置)

第二条 この政令（前条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行の際現に改正前の別表第三第一号ハに掲げる燃料油メーター（自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するものに限る。）、同号ニに掲げる液化石油ガスメーター、同表第八号に掲げる振動レベル計及び同表第九号ハに掲げる濃度計に付されている計量法第十六条第一項第三号に規定する検定証印等の有効期間については、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(型式の承認に係る表示に関する経過措置)

第三条 改正後の第十二条の規定により一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器とされた改正後の別表第三第一号ハ（１）に掲げるものであって、別表第三の改正規定（同表第一号ハに係る部分に限る。）の施行の際現に計量法第八十四条第一項（同法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示が付されているものについての同法第七十一条第二項の適用については、同項中「第八十四条第一項の表示が付されてから」とあるのは、「平成十一年十一月一日から」とする。

(計量証明検査に関する経過措置)

第四条 この政令の施行の日前に改正前の別表第五第六号に掲げる振動レベル計又は同表第七号ロに掲げる濃度計について計量法第一百六条第一項の計量証明検査を受けた者であって、この政令の施行の日以後に当該振動レベル計又は当該濃度計について同項の計量証明検査を受けようとするものについての同項の規定の適用については、同項中「第一百七条の登録を受けた日」とあるのは、「平成十一年五月三十一日以前最後にその登録をした都道府県知事が行う検査を受けた日」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この政令（附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年十二月三十一日政令第三八五号）

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(計量法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市であって計量法（平成四年法律第五十一号）第十条第二項の特定市町村でないものについては、第二十九条の規定による改正後の計量法施行令第四条の規定は、平成十三年三月三十一日までは、適用しない。

附 則（平成十二年五月八日政令第二二一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年六月七日政令第三一一号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十二年六月七日政令第三三三号） 抄

(施行期日)

1 この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十一月十五日政令第四七五号）

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年十二月十五日政令第五一七号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年九月五日政令第二八〇号）

この政令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成十三年一〇月五日政令第三二五号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年十二月四日政令第三九七号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年六月二五日政令第二二六号）

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年七月三日から施行する。

(検定証印等の有効期間に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に改正前の別表第三第三号に掲げる最大需要電力計（電子式のものに限る。）、同表第四号ハに掲げる電力量計（定格電圧が三百ボルト以下のもののうち、電子式のものに限る。）及び同表第五号に掲げる無効電力量計（電子式のものに限る。）に付されている計量法第十六条第一項第三号に規定する検定証印等の有効期間については、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十四年十一月一日政令第三二七号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年十二月一〇日政令第四九六号）

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二四日政令第五六号）

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年二月二日政令第四一〇号）

この政令は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三十一日政令第一二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三十一日政令第一六四号） 抄

この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成一八年五月一九日政令第一九九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年五月一六日政令第一六四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一一月二日政令第三三九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年五月一四日政令第一三四号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第七十四条の四十九の二十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条（指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く。）、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（計量法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 施行時特例市については、第二十九条の規定による改正前の計量法施行令別表第一第三号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

附 則（平成二七年三月一八日政令第七四号） 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月二五日政令第七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年六月二日政令第一六三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中計量法施行令第八条の改正規定及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（特定計量器の使用に関する経過措置）

第二条 附則別表の第一欄に掲げる特定計量器（次項及び次条において単に「特定計量器」という。）については、計量法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の第二欄に掲げる日（次項において「第二欄基準日」という。）前までは、同条第一項第三号の検定証印等（次項において単に「検定証印等」という。）が付されていないものを取り又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

2 検定証印等が付されていない特定計量器であつて、それぞれ第二欄基準日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものは、法第十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第二欄基準日以後においても、附則別表の第三欄に掲げる日前までは、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

（特定計量器の検定の開始時期）

第三条 特定計量器については、それぞれ附則別表の第四欄に掲げる日前は、法第十六条第一項第二号イの検定を行わない。

（自動はかりの製造又は修理の事業の届出に関する経過措置）

第四条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の計量法施行令第二条第二号ロに規定する自動はかりの製造又は修理の事業を行っている者についての法第四十条第一項又は第四十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「平成三十年九月三十日までに」とする。

附則別表

特定計量器（法第二条第四項に規定する特定計量器をいう。）	新たに使用するものについての使用の制限の開始日	既使用のものについての使用の制限の開始日	検定の開始日
一 自動捕捉式はかり	平成三十四年四月一日	平成三十七年四月一日	平成三十一年四月一日
二 ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール	平成三十五年四月一日	平成三十八年四月一日	平成三十二年四月一日

附 則（平成二九年一一月二七日政令第二八六号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第一（第四条関係）

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市

二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市

三 小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、弘前市、会津若松市、日立市、市川市、松戸市、高岡市、上田市、岡谷市、半田市、豊川市、津市、守口市、門真市、伊丹市、今治市及び新居浜市

別表第二（第九条関係）

特定計量器	使用方法
一 水道メーター、温水メーター及び積算熱量計	取付姿勢が表記されているものにあつてはその表記どおりの取付姿勢で使用し、取付姿勢が表記されていないものにあつては水平に取り付けて使用すること。
二 燃料油メーター	表記されている使用粘度及び使用温度の範囲内の粘度及び温度の表記されている種類の燃料油の体積の計量に使用すること。
三 ガスメーター	表記されている使用最大圧力以下の圧力のガスの体積の計量に使用すること。
四 最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計	変成器とともに使用する場合にあっては、その変成器に定格電圧を加え、又は定格電流を流すときに、その最大需要電力計、電力量計又は無効電力量計及びその変成器に附属する器具において消費される電力がその変成器に表記されている使用負担の範囲内にあるように使用すること。
五 濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）	経済産業省令で定める方法による調整をして使用すること。

別表第三（第十二条、第十八条関係）

特定計量器	有効期間
一 質量計	
イ 自動はかり（ロに掲げるものを除く。）	二年
ロ 法第二百七条第一項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかり	六年
二 積算体積計	
イ 水道メーター	八年
ロ 温水メーター	八年
ハ 燃料油メーター（第四十条第三号に掲げるものを除く。）	
（１）自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの	七年
（２）（１）に掲げるもの以外のもの	五年
ニ 液化石油ガスメーター	四年
ホ ガスメーター	
（１）計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール未満であつて、使用最大流量が十六立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。）	十年
（２）計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール以上であつて、使用最大流量が六立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。）	十年
（３）（１）又は（２）に掲げるもの以外のもの	七年
三 積算熱量計	八年
四 最大需要電力計	
イ 電子式のもの	七年
ロ イに掲げるもの以外のもの	五年
五 電力量計	
イ 定格電圧が三百ボルト以下の電力量計（変成器とともに使用されるもの及びロ（２）に掲げるものを除く。）	十年
ロ 定格電圧が三百ボルト以下の電力量計のうち、次に掲げるもの	七年
（１）定格一次電流が百二十アンペア以下の変流器とともに使用されるもの（定格一次電圧が三百ボルトを超える変圧器とともに使用されるものを除く。）	
（２）定格電流が二十アンペア又は六十アンペアのもの（電子式のものを除く。）	
（３）電子式のもの（イ及び（１）に掲げるものを除く。）	
ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの	五年
六 無効電力量計	
イ 電子式のもの	七年
ロ イに掲げるもの以外のもの	五年
七 照度計	二年
八 騒音計	五年
九 振動レベル計	六年
十 濃度計	
イ ガラス電極式水素イオン濃度検出器	二年
ロ ガラス電極式水素イオン濃度指示計	六年
ハ イ又はロに掲げるもの及び酒精度浮ひょう以外のもの	八年

別表第四（第十七条、第二十二條、第二十四條関係）

特定計量器	型式の承認に係る表示が付されたもの	型式の承認に係る表示が付されていないもの
一 タクシーメーター	その特定計量器の所在地を管轄する都道府県知事（以下この表において単に「都道府県知事」という。）	国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下この表において「産業技術総合研究所」という。）
二 質量計		
イ 非自動はかりのうち、ばね式指示はかり及び検出部が電気式のもの	都道府県知事又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関
ロ イに掲げるもの以外の非自動はかり	都道府県知事又は指定検定機関	都道府県知事又は指定検定機関
ハ 自動はかり	産業技術総合研究所又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関

ニ 分銅及びおもり	都道府県知事	都道府県知事
三 温度計		
イ 第二条第三号イ（１）に掲げるガラス製温度計のうち、計ることができる最高の温度が二百度を超えるもの	産業技術総合研究所又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関
ロ イに掲げるもの以外のガラス製温度計	都道府県知事又は指定検定機関	都道府県知事又は指定検定機関
ハ 抵抗体温計	都道府県知事又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関
四 皮革面積計	都道府県知事	都道府県知事
五 体積計		
イ 積算体積計（第五条第四号から第六号までに掲げるものを除く。）	都道府県知事又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関
ロ 量器用尺付タンク	都道府県知事	都道府県知事
六 密度浮ひょう	都道府県知事	都道府県知事
七 アネロイド型圧力計		
イ 第二条第八号イに掲げるアネロイド型圧力計	都道府県知事	産業技術総合研究所
ロ アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式的なもの	都道府県知事又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関
ハ ロに掲げるもの以外のアネロイド型血圧計	都道府県知事又は指定検定機関	都道府県知事又は指定検定機関
八 積算熱量計	都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関	日本電気計器検定所又は指定検定機関
九 最大需要電力計	日本電気計器検定所又は指定検定機関	日本電気計器検定所又は指定検定機関
十 電力量計	日本電気計器検定所又は指定検定機関	日本電気計器検定所又は指定検定機関
十一 無効電力量計	日本電気計器検定所又は指定検定機関	日本電気計器検定所又は指定検定機関
十二 照度計	日本電気計器検定所又は指定検定機関	日本電気計器検定所又は指定検定機関
十三 騒音計	産業技術総合研究所又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関
十四 振動レベル計	産業技術総合研究所又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関
十五 濃度計		
イ 酒精度浮ひょう	都道府県知事	都道府県知事
ロ イに掲げるもの以外の濃度計	産業技術総合研究所又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関
十六 浮ひょう型比重計	都道府県知事	都道府県知事

別表第五（第二十九条関係）

特定計量器	計量証明検査を受けるべき期間	計量証明検査を受けることを要しない期間
一 非自動はかり、分銅及びおもり	二年	一年
二 皮革面積計	一年	六月
三 騒音計	三年	六月
四 振動レベル計	三年	六月
五 濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひょうを除く。）	三年	六月

別表第六（第三十九条関係）

報告対象者	報告の内容
一 法第四十一条の届出製造事業者	イ 工場又は事業場ごとの製造又は修理をした特定計量器の種類及び数 ロ 特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の状況 ハ 法第四十三条又は第四十七条の規定による検査の実施状況
二 第十四条各号に掲げる特定計量器の製造の事業を行う者	法第五十三条第一項の技術上の基準への適合のために講じた措置及びその実施状況
三 法第七十九条第一項の承認製造事業者	イ 法第八十四条第一項の表示を付した特定計量器の型式及び数 ロ 製造技術基準への適合のために講じた措置及びその実施状況
四 法第九十四条第一項の指定製造事業者	イ 法第九十六条第一項の表示を付した特定計量器の型式及び数 ロ 品質管理の状況 ハ 法第九十五条第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況 ニ 法第九十五条第二項の規定による検査の実施状況
五 法第四十六条第二項の届出修理事業者	イ 事業所ごとの修理をした特定計量器の種類及び数 ロ 特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の状況 ハ 法第四十七条の規定による検査の実施状況
六 法第五十一条の規定による届出をした第十三条で定める特定計量器の販売の事業を行う者	イ 営業所ごとの販売をした当該特定計量器の種類及び数 ロ 法第五十二条第一項の遵守すべき事項の遵守のために講じた措置及びその実施状況
七 法第六十一条の指定製造者	イ 製造をした特殊容器の種類及び数 ロ 特殊容器の製造及び検査の状況 ハ 法第六十三条第一項の表示を付した特殊容器の型式及び数
八 法第六十八条の特殊容器輸入者	特殊容器の輸入に係る取引の状況
九 第十四条各号に掲げる特定計量器の輸入の事業を行う者	イ 輸入をした当該特定計量器の種類及び数 ロ 法第五十三条第一項の技術上の基準への適合のために講じた措置及びその実施状況

十 法第八十一条第三項の承認輸入事業者	イ 法第八十四条第一項の表示を付した特定計量器の型式及び数 ロ 製造技術基準への適合のために講じた措置及びその実施状況
十一 計量士	特定計量器の検査の業務の状況
十二 法第四百四十四条第一項の登録事業者	イ 計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質の状況 ロ 計量器の校正等の業務の状況
十三 法第一百十条第一項の計量証明事業者	イ 計量証明の件数 ロ 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の状況 ハ 法第九十九条第二号の計量管理（以下単に「計量管理」という。）の状況 ニ 法第一百十条第一項の事業規程の実施状況
十四 法第二百二十一条の三第一項の認定特定計量証明事業者	イ 特定計量証明事業（法第二百二十一条の二の特定計量証明事業をいう。以下同じ。）に係る計量証明の件数 ロ 特定計量証明事業の業務の状況
十五 適正計量管理事業所の指定を受けた者	イ 法第二百二十八条第一号の検査の実施状況 ロ 計量管理の状況
十六 特定商品（法第十二条第一項の特定商品をいう。以下同じ。）の販売の事業を行う者（次号に掲げる者を除く。）	イ 販売をした特定商品（その特定物象量（法第十二条第一項の特定物象量をいう。以下同じ。）に関し密封（法第十三条第一項の密封をいう。以下同じ。）をされ、その容器又は包装にその特定物象量が表記されたものを除く。）の種類 ロ 特定物象量の計量及び表示の状況
十七 特定商品をその特定物象量に関し密封をし、その容器又は包装にその特定物象量を表記して販売する者	イ 販売をした特定物象量が表記された特定商品の種類及び数 ロ 特定物象量の計量及び表記の状況
十八 密封をされた特定商品の輸入の事業を行う者	イ 輸入して販売した当該特定商品の種類及び数 ロ 法第十四条の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況

平成四年法律第五十一号

計量法

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の全部を改正する。

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	計量単位（第三条―第九条）
第三章	適正な計量の実施
第一節	正確な計量（第十条）
第二節	商品の販売に係る計量（第十一条―第十五条）
第三節	計量器等の使用（第十六条―第十八条）
第四節	定期検査（第十九条―第二十五条）
第五節	指定定期検査機関（第二十六条―第三十九条）
第四章	正確な特定計量器等の供給
第一節	製造（第四十条―第四十五条）
第二節	修理（第四十六条―第五十条）
第三節	販売（第五十一条・第五十二条）
第四節	特別な計量器（第五十三条―第五十七条）
第五節	特殊容器製造事業（第五十八条―第六十九条）
第五章	検定等
第一節	検定、変成器付電気計器検査及び装置検査（第七十条―第七十五条）
第二節	型式の承認（第七十六条―第八十九条）
第三節	指定製造事業者（第九十条―第一百条）
第四節	基準器検査（第一百零二条―第一百五条）
第五節	指定検定機関（第一百零六条）
第六章	計量証明の事業
第一節	計量証明の事業（第一百七条―第一百五条）
第二節	計量証明検査（第一百零六条―第一百二十一条）
第三節	特定計量証明事業（第一百二十一条の二―第一百二十一条の六）
第四節	特定計量証明認定機関（第一百二十一条の七―第一百二十一条の十）
第七章	適正な計量管理
第一節	計量士（第一百二十二条―第一百二十六条）
第二節	適正計量管理事業所（第一百二十七条―第一百三十三条）
第八章	計量器の校正等
第一節	特定標準器による校正等（第一百三十四条―第一百四十二条）
第二節	特定標準器以外の計量器による校正等（第一百四十三条―第一百四十六条）
第九章	雑則（第一百四十七条―第一百六十九条の二）
第十章	罰則（第一百七十条―第一百八十条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

一 長さ、質量、時間、電流、温度、物質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱量、熱伝導率、比熱容量、エントロピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気コンダクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量又は線量当量率

二 織度、比重その他の政令で定めるもの

2 この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

3 車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関して人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量であつて政令で定めるものは、この法律の適用に関しては、証明とみなす。

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

5 この法律において計量器の製造には、経済産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造以外の改造を含むものとする。

6 この法律において「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であつて、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。

7 この法律において「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物象の状態の量と第一百三十四条第一項の規定による指定に係る計量器又は同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定することをいう。

8 この法律において「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と第百三十四条第一項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定して、改めることをいう。

第二章 計量単位

(国際単位系に係る計量単位)

第三条 前条第一項第一号に掲げる物象の状態の量のうち別表第一の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、国際度量衡総会の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令で定める。

(その他の計量単位)

第四条 前条に規定する物象の状態の量のほか、別表第二の上欄に掲げる物象の状態の量の計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

2 前条に規定する計量単位のほか、別表第一の上欄に掲げる物象の状態の量のうち別表第三の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

第五条 前二条に規定する計量単位のほか、これらの計量単位に十の整数乗を乗じたものを表す計量単位及びその定義は、政令で定める。

2 前二条及び前項に規定する計量単位のほか、海面における長さの計量その他の政令で定める特殊の計量に用いる長さ、質量、角度、面積、体積、速さ、加速度、圧力又は熱量の計量単位及びその定義は、政令で定める。

(織度等の計量単位)

第六条 第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量の計量単位及びその定義は、経済産業省令で定める。

(記号)

第七条 第三条から前条までに規定する計量単位の記号であって、計量単位の記号による表記において標準となるべきものは、経済産業省令で定める。

(非法定計量単位の使用の禁止)

第八条 第三条から第五条までに規定する計量単位（以下「法定計量単位」という。）以外の計量単位（以下「非法定計量単位」という。）は、第二条第一項第一号に掲げる物象の状態の量について、取引又は証明に用いてはならない。

2 第五条第二項の政令で定める計量単位は、同項の政令で定める特殊の計量に係る取引又は証明に用いる場合でなければ、取引又は証明に用いてはならない。

3 前二項の規定は、次の取引又は証明については、適用しない。

一 輸出すべき貨物の取引又は証明

二 貨物の輸入に係る取引又は証明

三 日本国内に住所又は居所を有しない者その他の政令で定める者相互間及びこれらの者とその他の者との間における取引又は証明であって政令で定めるもの

(非法定計量単位による目盛等を付した計量器)

第九条 第二条第一項第一号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であって非法定計量単位による目盛又は表記を付したものは、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。第五条第二項の政令で定める計量単位による目盛又は表記を付した計量器であって、専ら同項の政令で定める特殊の計量に使用するものとして経済産業省令で定めるもの以外のものについても、同様とする。

2 前項の規定は、輸出すべき計量器その他の政令で定める計量器については、適用しない。

第三章 適正な計量の実施

第一節 正確な計量

第十条 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。

2 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区（以下「特定市町村」という。）の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、第十五条第一項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二節 商品の販売に係る計量

(長さ等の明示)

第十一条 長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するように努めなければならない。

(特定商品の計量)

第十二条 政令で定める商品（以下「特定商品」という。）の販売の事業を行う者は、特定商品をその特定物象量（特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量をいう。以下同じ。）を法定計量単位により示して販売するときは、政令で定める誤差（以下「量目公差」という。）を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない。

2 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、容器に入れたその特定商品を販売するときは、その容器にその特定物象量を法定計量単位により、経済産業省令で定めるところにより、表記しなければならない。

3 前二項の規定は、次条第一項若しくは第二項又は第十四条第一項若しくは第二項の規定により表記された物象の状態の量については、適用しない。ただし、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙が破棄された場合は、この限りでない。

(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)

第十三条 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封（商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。以下同じ。）をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。

2 前項の政令で定める特定商品以外の特定商品の販売の事業を行う者がその特定商品をその特定物象量に関し密封をし、かつ、その容器又は包装にその特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようにその表記する特定物象量の計量をし、かつ、その表記は同項の経済産業省令で定めるところによらなければならない。

3 前二項の規定による表記には、表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければならない。

(輸入した特定商品に係る特定物象量の表記)

第十四条 前条第一項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないように計量をされたその特定物象量が同項の経済産業省令で定めるところにより表記されたものを販売しなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項の政令で定める特定商品以外の特定商品の輸入の事業を行う者がその特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売する場合において、その容器又は包装にその特定物象量が法定計量単位により表記されたものを販売するときに準用する。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による表記に準用する。この場合において、同条第三項中「表記する者」とあるのは、「輸入の事業を行う者」と読み替えるものとする。

(勧告等)

第十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項に規定する者がこれらの規定を遵守せず、第十三条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は前条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守していないため、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定を遵守していないため第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 計量器等の使用

(使用の制限)

第十六条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第二百五十一条第一項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という。)が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第一項(第百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

2 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が電気計器(電気の取引又は証明における法定計量単位による計量に使用される特定計量器であって、政令で定めるものをいう。以下同じ。)及びこれとともに使用する変成器について行う検査(以下「変成器付電気計器検査」という。)を受け、これに合格したものとして第七十四条第二項又は第三項の合番号(以下この項において単に「合番号」という。)が付されている電気計器をその合番号と同一の合番号が付されている変成器とともに使用する場合を除くほか、電気計器を変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

3 車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器であって政令で定めるもの(以下「車両等装置用計量器」という。)は、経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う機械器具に装置した状態における検査(以下「装置検査」という。)を受け、これに合格したものとして第七十五条第二項の装置検査証印(有効期間を経過していないものに限る。)が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

(特殊容器の使用)

第十七条 経済産業大臣が指定した者が製造した経済産業省令で定める型式に属する特殊容器(透明又は半透明の容器であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)であって、第六十三条第一項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の表示が付されているものに、政令で定める商品を経済産業省令で定める高さまで満たして、体積を法定計量単位により示して販売する場合におけるその特殊容器については、前条第一項の規定は、適用しない。

2 第六十三条第一項の表示が付された特殊容器に前項の経済産業省令で定める高さまでその特殊容器に係る商品を満たしていないときは、その商品は、販売してはならない。ただし、同条第二項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定により表記した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

(使用方法等の制限)

第十八条 特定の方法に従って使用し、又は特定の物若しくは一定の範囲内の計量に使用しなければ正確に計量をすることができない特定計量器であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより使用する場合でなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してはならない。

第四節 定期検査

(定期検査)

第十九条 特定計量器(第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。)のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所(事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

一 第百七条の登録を受けた者が計量上の証明(以下「計量証明」という。)に使用する特定計量器

二 第百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器(前号に掲げるものを除く。)

三 第二十四条第一項の定期検査済証印、検定証印等又は第百十九条第一項の計量証明検査済証印であつて、第二十一条第二項の規定により公示された定期検査の実施の期日(以下「実施期日」という。)において、これらに表示された年月(検定証印等に表示された年月にあっては、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示されたものに限る。)の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器(前二号に掲げるものを除く。)

2 第二百二十七条第一項の指定を受けた者は、第二十一条第一項の政令で定める期間に一回、第二百二十八条第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する前項の政令で定める特定計量器（前項第一号に掲げるものを除く。）が第二十三条第一項各号に適合するかどうかを同条第二項及び第三項の経済産業省令で定める方法により検査させなければならない。

（指定定期検査機関）

第二十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（以下「指定定期検査機関」という。）に、定期検査を行わせることができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務（以下この章において「検査業務」という。）の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

（定期検査の実施時期等）

第二十一条 定期検査は、一年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に一回、区域ごとに行う。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びに前条第一項の規定により指定定期検査機関にこれを行わせる場合にあっては、その指定定期検査機関の名称をその期日の一月前までに公示するものとする。

3 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器の定期検査は、その届出があった日から一月を超えない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所で行う。

（事前調査）

第二十二条 都道府県知事が定期検査の実施について前条第二項の規定により公示したときは、当該定期検査を行う区域内の市町村の長は、その対象となる特定計量器の数を調査し、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

（定期検査の合格条件）

第二十三条 定期検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

一 検定証印等が付されていること。

二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

三 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。

2 前項第二号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、第二百二条第一項の基準器検査に合格した計量器（第七十一条第三項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

（定期検査済証印等）

第二十四条 定期検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、定期検査済証印を付する。

2 前項の定期検査済証印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。

3 定期検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

（定期検査に代わる計量士による検査）

第二十五条 第十九条第一項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、第二十三条第二項及び第三項の経済産業省令で定める方法による検査を実施期日前第十九条第一項第三号の政令で定める期間以内に行い、第三項の規定により表示を付したもののについて、これを使用する者が、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に実施期日までにその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、同条の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。

2 前項の規定による届出は、次項の規定により交付された証明書を添えて、経済産業省令で定めるところによりしなければならない。

3 第一項の検査をした計量士は、その特定計量器が第二十三条第一項各号に適合するときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書をその特定計量器を使用する者に交付し、その特定計量器に経済産業省令で定める方法により表示及び検査をした年月を付することができる。

第五節 指定定期検査機関

（指定）

第二十六条 第二十条第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第三十八条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準）

第二十八条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第二十条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。

二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

三 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、定期検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

五 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

（指定の更新）

第二十八条の二 第二十条第一項の指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

(定期検査の方法)

第二十九条 指定定期検査機関は、定期検査を行うときは、第二十八条第一号に規定する器具、機械又は装置を用い、かつ、同条第二号に規定する者に定期検査を実施させなければならない。

(業務規程)

第三十条 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第一項の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第三十一条 指定定期検査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(業務の休廃止)

第三十二条 指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。

(事業計画等)

第三十三条 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定定期検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。

第三十四条 削除

(解任命令)

第三十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第二十八条第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定定期検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第三十六条 検査業務に従事する指定定期検査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第三十七条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が第二十八条第一号から第五号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定定期検査機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十八条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第二十七条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 第三十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで定期検査を行ったとき。

四 第三十条第三項、第三十五条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十条第一項の指定を受けたとき。

(都道府県知事等による検査業務の実施)

第三十九条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関から第三十二条の規定による検査業務の全部若しくは一部の休止の届出があったとき、前条の規定により指定定期検査機関に対し検査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定定期検査機関が天災その他の事由により検査業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該検査業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事若しくは特定市町村の長が前項の規定により検査業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定定期検査機関から第三十二条の規定による検査業務の全部若しくは一部の廃止の届出があった場合又は前条の規定により指定定期検査機関の指定を取り消した場合における検査業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第四章 正確な特定計量器等の供給

第一節 製造

(事業の届出)

第四十条 特定計量器の製造の事業を行おうとする者（自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く。）は、経済産業省令で定める事業の区分（第二号において単に「事業の区分」という。）に従い、あらかじめ、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該特定計量器を製造しようとする工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数

2 前項の規定による届出は、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事を経由してしなければならない。

(承継)

第四十一条 前条第一項の規定による届出をした者（以下「届出製造事業者」という。）がその届出に係る事業の全部を譲渡し、又は届出製造事業者について相続、合併若しくは分割（その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出製造事業者の地位を承継する。

(変更の届出等)

第四十二条 届出製造事業者は、第四十条第一項第一号、第三号又は第四号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により届出製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

3 第四十条第二項の規定は、第一項の規定による届出に準用する。

(検査義務)

第四十三条 届出製造事業者は、特定計量器を製造したときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。ただし、第十六条第一項第二号口の指定を受けた者が第九十五条第二項の規定により検査を行う場合は、この限りでない。

(改善命令)

第四十四条 経済産業大臣は、届出製造事業者が前条の経済産業省令で定める基準に従って特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、前条ただし書の場合は、この限りでない。

(廃止の届出)

第四十五条 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第四十条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

第二節 修理

(事業の届出)

第四十六条 特定計量器の修理（経済産業省令で定める軽微な修理を除く。第四十九条第三項を除き、以下同じ。）の事業を行おうとする者（自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の修理の事業を行う者を除く。）は、経済産業省令で定める事業の区分（第二号において単に「事業の区分」という。）に従い、あらかじめ、次の事項を、電気計器に係る場合にあっては経済産業大臣に、その他の特定計量器に係る場合にあっては当該特定計量器の修理をしようとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、届出製造事業者が第四十条第一項の規定による届出に係る特定計量器の修理の事業を行おうとするときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該特定計量器の修理をしようとする事業所の名称及び所在地

四 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数

2 第四十一条、第四十二条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定は、前項の規定による届出をした者（以下「届出修理事業者」という。）に準用する。この場合において、第四十二条第一項及び前条第一項中「経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事（電気計器の届出修理事業者にあっては、経済産業大臣）」と読み替えるものとする。

(検査義務)

第四十七条 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。

(改善命令)

第四十八条 経済産業大臣又は都道府県知事は、届出製造事業者又は届出修理事業者が前条の経済産業省令で定める基準に従って特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出製造事業者又は届出修理事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(検定証印等の除去)

第四十九条 検定証印等、第七十四条第二項若しくは第三項の合番号又は第七十五条第二項の装置検査証印が付されている特定計量器の改造（第二条第五項の経済産業省令で定める改造に限る。次項において同じ。）又は修理をした者は、これらの検定証印等、合番号又は装置検査証印を除去しなければならない。ただし、届出製造事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計量器について、又は第二百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について、経済産業省令で定める修理をした場合において、その修理をした特定計量器の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないときは、この限りでない。

2 第八十四条第一項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示が付されている特定計量器の改造又は修理をした者は、その表示を除去しなければならない。ただし、届出製造事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計量器について、又は第二百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について経済産業省令で定める修理をした場合は、この限りでない。

3 変成器の製造又は修理の事業を行う者は、第七十四条第二項の合番号が付されている変成器の改造又は修理（経済産業省令で定める軽微な修理を除く。）をしたときは、その合番号を除去しなければならない。

(有効期間のある特定計量器に係る修理)

第五十条 届出製造事業者又は届出修理事業者は、第七十二条第二項の政令で定める特定計量器であって一定期間の経過後修理が必要となるものとして政令で定めるものについて、経済産業省令で定める基準に従って修理をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

2 前項の表示には、その修理をした年を表示するものとする。

3 何人も、第一項に規定する場合を除くほか、特定計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第三節 販売

(事業の届出)

第五十一条 政令で定める特定計量器の販売（輸出のための販売を除く。）の事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分（第二号において単に「事業の区分」という。）に従い、あらかじめ、次の事項を、当該特定計量器の販売をしようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、届出製造事業者又は届出修理事業者が第四十条第一項又は第四十六条第一項の規定による届出に係る特定計量器であってその者が製造又は修理をしたものの販売の事業を行おうとするときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該特定計量器の販売をしようとする営業所の名称及び所在地

2 第四十一条、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項の規定は、前項の規定による届出をした者に準用する。この場合において、第四十二条第一項及び第四十五条第一項中「経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(遵守事項)

第五十二条 経済産業大臣は、経済産業省令で、前条第一項の政令で定める特定計量器の販売に当たりその販売の事業を行う者（以下この条において「販売事業者」という。）が遵守すべき事項を定めることができる。

2 都道府県知事は、販売事業者が前項の経済産業省令で定める事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障を生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項の経済産業省令で定める事項を遵守しないため第二項の規定による勧告を受けた販売事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四節 特別な計量器

(製造等における基準適合義務)

第五十三条 主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器（第五十七条第一項の政令で定める特定計量器を除く。）であって政令で定めるものの届出製造事業者は、当該特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

2 前項の政令で定める特定計量器の輸入の事業を行う者は、当該特定計量器を販売するときは、同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

(表示)

第五十四条 前条第一項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者は、当該特定計量器を販売する時までに、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付さなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は販売される特定計量器及び検定証印等が付された特定計量器については、適用しない。

3 何人も、第一項に規定する場合を除くほか、特定計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第五十五条 第五十三条第一項の政令で定める特定計量器の販売の事業（同項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者が行うその製造又は輸入をした特定計量器の販売の事業を除く。）を行う者は、前条第一項の表示又は検定証印等が付されているものでなければ、当該特定計量器を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

(改善命令)

第五十六条 経済産業大臣は、第五十三条第一項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者が同条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、その製造し、又は販売する特定計量器が同条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(譲渡等の制限)

第五十七条 体温計その他の政令で定める特定計量器の製造、修理又は輸入の事業を行う者は、検定証印等（第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあっては、有効期間を経過していないものに限る。次項において同じ。）が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は修理を委託した者に引き渡ししてはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

2 前項の政令で定める特定計量器の販売の事業を行う者（同項に規定する者を除く。）は、検定証印等が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は譲渡し、若しくは貸し渡すために所持してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、又は貸し渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

第五節 特殊容器製造事業

(指定)

第五十八条 第十七条第一項の指定は、特殊容器の製造の事業を行う者（以下この節において「製造者」という。）又は外国において本邦に輸出される特殊容器の製造の事業を行う者（以下この節において「外国製造者」という。）の申請により、その工場又は事業場ごとに行う。

(指定の申請)

第五十九条 第十七条第一項の指定を受けようとする製造者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特殊容器の製造及び検査の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）
- 四 その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号

(指定の基準)

第六十条 第六十七条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない製造者は、第十七条第一項の指定を受けることができない。

2 経済産業大臣は、第十七条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 特殊容器の製造の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 特殊容器の検査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

(承継)

第六十一条 第十七条第一項の指定を受けた製造者（以下「指定製造者」という。）が当該指定に係る事業の全部を譲渡し、又は指定製造者について相続、合併若しくは分割（当該指定に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その指定製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が前条第一項に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出等)

第六十二条 指定製造者は、第五十九条各号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

(表示)

第六十三条 指定製造者は、その指定に係る工場又は事業場において製造した特殊容器が次の各号に適合するものであるときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

- 一 第十七条第一項の経済産業省令で定める型式に属すること。
- 二 その器差が経済産業省令で定める容量公差を超えないこと。
- 2 指定製造者は、前項の表示をするときは、その特殊容器に、経済産業省令で定める方法により、第五十九条第四号の規定により同条の申請書に記載した記号及びその型式について第十七条第一項の経済産業省令で定める容量を表記しなければならない。
- 3 何人も、第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除くほか、特殊容器に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(適合命令)

第六十四条 経済産業大臣は、指定製造者が第六十条第二項各号に適合しなくなったと認めるときは、その指定製造者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(廃止の届出)

第六十五条 指定製造者は、その指定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(指定の失効)

第六十六条 指定製造者がその指定に係る事業を廃止したときは、その指定は効力を失う。

(指定の取消し)

第六十七条 経済産業大臣は、指定製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第六十二条第一項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定に違反したとき。
- 二 第六十四条の規定による命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第十七条第一項の指定を受けたとき。

(表示の除去)

第六十八条 特殊容器の輸入（商品を入れ、その商品とともに輸入する場合を含む。以下この条において同じ。）の事業を行う者（以下「特殊容器輸入者」という。）は、第六十三条第一項（次条第一項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されている場合を除くほか、第六十三条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特殊容器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までその表示を除去しなければならない。

(外国製造者に係る指定)

第六十九条 第五十九条及び第六十条の規定は外国製造者に係る第十七条第一項の指定に、第六十一条から第六十七条までの規定は同項の指定を受けた外国製造者（以下「指定外国製造者」という。）に準用する。この場合において、第六十条第一項中「第六十七条」とあるのは「第六十九条第一項において準用する第六十七条又は第六十九条第二項」と、第六十三条第三項中「何人も」とあるのは「指定外国製造者は」と、「特殊容器」とあるのは「本邦に輸出される特殊容器」と、第六十四条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第六十七条第二号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替えるものとする。

- 2 経済産業大臣は、前項において準用する第六十七条の規定によるもののほか、指定外国製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。
 - 一 経済産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定外国製造者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
 - 二 経済産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定外国製造者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特殊容器、特殊容器の製造若しくは検査のための設備、帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係人に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。
 - 三 次項の規定による費用の負担をしないとき。
- 3 前項第二号の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける指定外国製造者の負担とする。

第五章 検定等

第一節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査

(検定の申請)

第七十条 特定計量器について第十六条第一項第二号イの検定（以下単に「検定」という。）を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

(合格条件)

第七十一条 検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 その構造（性能及び材料の性質を含む。以下同じ。）が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 二 その器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと。
- 2 前項第一号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。ただし、第八十四条第一項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の表示が付された特定計量器（第五十条第一項の政令で定める特定計量器であって第八十四条第一項の表示が付されてから特定計量器ごとに経済産業省令で定める期間を経過したものにあつては、第五十条第一項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。）は、その検定に際しては、同号の経済産業省令で定める技術上の基準（性能に関するものであってこれに適合するかどうかを個々に定める必要があるものとして経済産業省令で定めるものを除く。）に適合するものとみなす。
- 3 第一項第二号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、第百二条第一項の基準器検査に合格した計量器（経済産業省令で定める特定計量器の器差については、経済産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

(検定証印)

第七十二条 検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。

- 2 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。
- 3 第十九条第一項又は第百十六条第一項の政令で定める特定計量器の検定証印には、その検定を行った年月を表示するものとする。
- 4 検定に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。
- 5 検定を行った電気計器に第七十四条第二項又は第三項の合番号が付されているときは、その合番号を除去する。

(変成器付電気計器検査の申請)

第七十三条 電気計器について変成器付電気計器検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請を行う場合には、電気計器にこれとともに使用する変成器を添えなければならない。ただし、次条第二項の合番号であって、これに表示された日から起算して経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器とともに使用しようとする電気計器について変成器付電気計器検査を受ける場合において、その変成器に関し経済産業省令で定める事項を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(合格条件及び合番号)

第七十四条 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、経済産業省令で定める方法により変成器付電気計器検査を行い、電気計器及びこれとともに使用される変成器が次の各号（前条第二項ただし書の規定により変成器が添えられていない場合にあっては、第二号）に適合するときは、合格とする。

一 変成器の構造及び誤差が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が経済産業省令で定める公差を超えないこと。

2 前条第二項ただし書に規定する場合を除くほか、変成器付電気計器検査に合格した電気計器及びこれとともに使用する変成器には、経済産業省令で定めるところにより、合番号を付する。この場合において、変成器に付する合番号には、変成器付電気計器検査を行った日を表示するものとする。

3 前条第二項ただし書に規定する場合においては、変成器付電気計器検査に合格した電気計器には、経済産業省令で定めるところにより、当該変成器に付されている合番号と同一の合番号を付する。

4 変成器付電気計器検査に合格しなかった電気計器又はこれとともに使用する変成器に前二項の合番号が付されているときは、これを除去する。

(装置検査)

第七十五条 車両等装置用計量器について装置検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

2 経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関は、経済産業省令で定める方法により装置検査を行い、車両等装置用計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは合格とし、経済産業省令で定めるところにより、装置検査証印を付する。

3 装置検査証印の有効期間は、車両等装置用計量器ごとに政令で定める期間とし、その満了の年月を装置検査証印に表示するものとする。

4 装置検査に合格しなかった車両等装置用計量器に装置検査証印が付されているときは、これを除去する。

第二節 型式の承認

(製造事業者に係る型式の承認)

第七十六条 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は日本電気計器検定所に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 第四十条第一項の経済産業省令で定める事業の区分

三 当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 第四十条第一項の規定による届出の年月日

3 前項の申請書には、経済産業省令で定めるところにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を添えなければならない。ただし、第七十八条第一項の試験に合格した特定計量器の型式について第一項の承認を受けようとする場合において、当該試験に合格したことを証する書面を添えたときは、この限りでない。

(承認の基準)

第七十七条 第八十八条（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）又は第八十九条第五項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者は、前条第一項の承認を受けることができない。

2 経済産業大臣又は日本電気計器検定所は、前条第一項の承認の申請に係る特定計量器の構造が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、その承認をしなければならない。

(指定検定機関の試験)

第七十八条 届出製造事業者は、第七十六条第一項の承認を受けようとする型式の特定計量器について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う試験を受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする届出製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を当該指定検定機関に提出しなければならない。

3 第一項の試験においては、その試験用の特定計量器の構造が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、合格とする。

(変更の届出等)

第七十九条 第七十六条第一項の承認を受けた届出製造事業者（以下「承認製造事業者」という。）は、同条第二項第一号又は第三号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。

2 第六十一条及び第六十二条第二項の規定は、承認製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、同項中「前項」とあるのは「第七十九条第一項」と読み替えるものとする。

(承認製造事業者に係る基準適合義務)

第八十条 承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（同条第二項の経済産業省令で定めるものを除く。以下「製造技術基準」という。）に適合するようしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

(輸入事業者に係る型式の承認等)

第八十一条 特定計量器の輸入の事業を行う者（以下「輸入事業者」という。）は、その輸入する特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2 第七十六条第二項（第二号及び第四号を除く。）及び第三項、第七十七条並びに第七十八条の規定は、前項の承認に準用する。この場合において、第七十六条第二項第三号中「製造する工場又は事業場の名称及び所在地」とあるのは、「製造する者の氏名又は名称及び住所」と読み替えるものとする。

3 第六十一条、第六十二条第二項及び第七十九条第一項の規定は、第一項の承認を受けた輸入事業者（以下「承認輸入事業者」という。）に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、第六十二条第二項中「前項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する第七十九条第一項」と読み替えるものとする。

（承認輸入事業者に係る基準適合義務）

第八十二条 承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を販売するときは、製造技術基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

（承認の有効期間等）

第八十三条 第七十六条第一項及び第八十一条第一項の承認は、特定計量器ごとに政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の承認の更新の申請に関し必要な手続的事項は、経済産業省令で定める。

（表示）

第八十四条 承認製造事業者又は承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器（第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は販売されるものを除く。）を製造し、又は輸入したときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

2 第五十条第一項の政令で定める特定計量器に付する前項の表示には、その表示を付した年を表示するものとする。

3 何人も、第一項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除くほか、特定計量器に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（表示の除去）

第八十五条 輸入事業者は、前条第一項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されている場合を除くほか、前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特定計量器を輸入したときは、これを譲渡し、若しくは貸し渡し、又はこれについて検定を受ける時までその表示を除去しなければならない。

（改善命令）

第八十六条 経済産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が第八十条又は第八十二条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、その製造し、又は輸入する特定計量器が製造技術基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（承認の失効）

第八十七条 承認製造事業者がその届出に係る特定計量器の製造の事業を廃止したとき、又は承認輸入事業者が特定計量器の輸入の事業を廃止したときは、その承認は効力を失う。

（承認の取消し）

第八十八条 経済産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第七十九条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第八十四条第三項の規定に違反したとき。

二 第四十四条又は第八十六条の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により第七十六条第一項又は第八十一条第一項の承認を受けたとき。

（外国製造事業者に係る型式の承認等）

第八十九条 外国において本邦に輸出される特定計量器の製造の事業を行う者（以下「外国製造事業者」という。）は、その特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けた外国製造事業者（以下「承認外国製造事業者」という。）は、その承認に係る型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が製造技術基準に適合するようにしなければならない。

3 第七十六条第二項（第二号及び第四号を除く。）及び第三項、第七十七条、第七十八条並びに第八十三条の規定は、第一項の承認に準用する。

4 第六十一条、第六十二条第二項、第七十九条第一項、第八十四条第一項及び第三項並びに前三条の規定は、承認外国製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第八十九条第三項において準用する第七十七条第一項」と、第六十二条第二項中「前項」とあるのは「第八十九条第四項において準用する第七十九条第一項」と、第八十四条第三項中「何人も」とあるのは「承認外国製造事業者は」と、「特定計量器」とあるのは「本邦に輸出される特定計量器」と、第八十六条中「第八十条又は第八十二条」とあるのは「第八十九条第二項」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、前条第二号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替えるものとする。

5 経済産業大臣は、前項において準用する前条の規定によるもののほか、承認外国製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 経済産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、承認外国製造事業者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

二 経済産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、承認外国製造事業者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特定計量器、帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係人に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

三 前号の規定による検査において、経済産業大臣が、承認外国製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査させることが著しく困難であると認められる特定計量器を期限を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかったとき。

6 国は、前項第三号の規定による請求によって生じた損失を承認外国製造事業者に対し補償しなければならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求により通常生ずべき損失とする。

第三節 指定製造事業者

（指定）

第九十条 第十六条第一項第二号ロの指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、第四十条第一項の経済産業省令で定める事業の区分（次条第一項において単に「事業の区分」という。）に従い、その工場又は事業場ごとに行う。

（届出製造事業者に係る指定の申請）

第九十一条 第十六条第一項第二号ロの指定を受けようとする届出製造事業者は、次の事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業の区分
- 三 工場又は事業場の名称及び所在地
- 四 第四十条第一項の規定による届出の年月日
- 五 品質管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）

2 前項の規定により申請をした届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、政令で定める区分に従い、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第九十三条第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

3 前項の規定により検査を行った都道府県知事又は日本電気計器検定所は、経済産業省令で定めるところにより、当該検査の結果を経済産業大臣に報告しなければならない。
（指定の基準）

第九十二条 次の各号の一に該当する届出製造事業者は、第十六条第一項第二号ロの指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第九十九条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

2 経済産業大臣は、第十六条第一項第二号ロの指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

（指定検定機関の調査）

第九十三条 届出製造事業者は、第十六条第一項第二号ロの指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う調査を受けることができる。

2 指定検定機関は、前項の調査をした工場又は事業場における品質管理の方法が前条第二項の経済産業省令で定める基準に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付するものとする。

（変更の届出等）

第九十四条 第十六条第一項第二号ロの指定を受けた届出製造事業者（以下「指定製造事業者」という。）は、第九十一条第一項第五号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第六十一条及び第六十二条第二項の規定は、指定製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第九十二条第一項」と、同項中「前項」とあるのは「第九十四条第一項」と読み替えるものとする。

（基準適合義務等）

第九十五条 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であって同条第二項の経済産業省令で定めるものに適合し、かつ、その器差が同条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差を超えないようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

2 指定製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その指定に係る工場又は事業場において製造する第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器（前項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）について、検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（表示）

第九十六条 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器（前条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）を製造したときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

2 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器に付する前項の表示の有効期間は、同条第二項の政令で定める期間とし、その満了の年月をその表示に表示するものとする。

3 第十九条第一項又は第一百六条第一項の政令で定める特定計量器に付する第一項の表示には、その表示を付した年月を表示するものとする。

（表示の制限）

第九十七条 何人も、前条第一項（第百一条第三項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除くほか、特定計量器に前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 輸入事業者は、前条第一項（第百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されている場合を除くほか、前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特定計量器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までその表示を除去しなければならない。

（改善命令）

第九十八条 経済産業大臣は、次の場合には、指定製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の改善、品質管理の業務の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 当該指定に係る工場又は事業場における品質管理の方法が第九十二条第二項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるとき。
- 二 第九十五条第一項の規定に違反していると認めるとき。

（指定の取消し）

第九十九条 経済産業大臣は、指定製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第八十四条第三項、第九十四条第一項、第九十五条第二項又は第九十七条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 三 第八十六条又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第十六条第一項第二号ロの指定を受けたとき。

（準用）

第一百条 第四十条第二項の規定は第九十一条第一項の申請書の提出及び第九十四条第一項の規定による届出に、第六十六条の規定は指定製造事業者に準用する。

(外国製造事業者に係る指定等)

第百一条 第十六条第一項第二号ロの指定を受けようとする外国製造事業者は、第九十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第十六条第一項第二号ロの指定を受けた外国製造事業者（以下「指定外国製造事業者」という。）は、その指定に係る工場又は事業場において、第八十九条第一項の承認を受けた型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であって同条第二項の経済産業省令で定めるものに適合し、かつ、その器差が同条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差を超えないようにしなければならない。

3 第九十二条の規定は第一項の規定による申請に係る第十六条第一項第二号ロの指定に、第六十一条、第六十二条、第六十五条、第六十六条、第八十九条第五項及び第六項、第九十四条第一項、第九十五条第二項、第九十六条第一項、第九十七条第一項、第九十八条並びに第九十九条の規定は指定外国製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第百一条第三項において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第九十一条第一項第一号から第三号まで」と、第八十九条第五項中「前項において準用する前条」とあるのは「第百一条第三項において準用する第九十九条」と、第九十五条第二項中「第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器（前項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）」とあり、及び第九十六条第一項中「第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器（前条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）」とあるのは「第八十九条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるもの」と、第九十七条第一項中「何人も」とあるのは「指定外国製造事業者は」と、「特定計量器」とあるのは「特定計量器で本邦に輸出されるもの」と、第九十八条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第二号中「第九十五条第一項」とあるのは「第百一条第二項」と、第九十九条第一号中「第八十四条第三項」とあるのは「第八十九条第四項において準用する第八十四条第三項」と、同条第三号中「第八十六条」とあるのは「第八十九条第四項において準用する第八十六条」と、「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替えるものとする。

第四節 基準器検査

(基準器検査)

第百二条 検定、定期検査その他計量器の検査であって経済産業省令で定めるものに用いる計量器の検査（以下「基準器検査」という。）

は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う。

2 基準器検査を行う計量器の種類及びこれを受けることができる者は、経済産業省令で定める。

(基準器検査の合格条件)

第百三条 基準器検査を行った計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

一 その構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 その器差が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2 前項第一号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第二号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、その計量器について計量器の校正をして定めるものとする。ただし、その計量器に第百四十四条第一項の登録事業者が交付した計量器の校正に係る同項の証明書が添付されているものは、当該証明書により定めることができる。

(基準器検査証印)

第百四条 基準器検査に合格した計量器（以下「基準器」という。）には、経済産業省令で定めるところにより、基準器検査証印を付する。

2 基準器検査証印の有効期間は、計量器の種類ごとに経済産業省令で定める期間とする。

3 基準器検査に合格しなかった計量器に基準器検査証印が付されているときは、その基準器検査証印を除去する。

(基準器検査成績書)

第百五条 計量器が基準器検査に合格したときは、基準器検査を申請した者に対し、器差、器差の補正の方法及び前条第二項の有効期間を記載した基準器検査成績書を交付する。

2 経済産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

3 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかった計量器に係る基準器検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を付する。

4 基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、基準器検査成績書をともにしなければならない。

第五節 指定検定機関

第百六条 第十六条第一項第二号イの指定は、政令で定める区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、検定（変成器付電気計器検査、装置検査、第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験及び第九十三条第一項の調査を含む。以下この条において同じ。）を行おうとする者の申請により行う。

2 指定検定機関は、検定を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条から第三十八条までの規定は、指定検定機関及び検定に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「経済産業大臣」と、第二十七条から第二十八条の二まで及び第三十八条第五号中「第二十号第一項」とあるのは「第十六条第一項第二号イ」と読み替えるものとする。

第六章 計量証明の事業

第一節 計量証明の事業

(計量証明の事業の登録)

第百七条 計量証明の事業であって次に掲げるものを行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分（次条において単に「事業の区分」という。）に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であって当該計量証明の事業を適正に行う能力を有するものとして政令で定めるものが当該計量証明の事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りでない。

一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積み込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業

二 濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業（前号に掲げるものを除く。）

(登録の申請)

第百八条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 事業の区分
 - 三 事業所の所在地
 - 四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置であつて経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数
 - 五 その事業に係る業務に従事する者であつて次に掲げるものの氏名（イに掲げるものにあっては、氏名及びその登録番号）及びその職務の内容
 - イ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める計量士
 - ロ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者
- （登録の基準）

第九十九条 都道府県知事は、第七十七条の登録の申請が次の各号に適合するときは、その登録をしなければならない。

- 一 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 前条第五号イ又はロに掲げる者が当該事業に係る計量管理（計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。）を行うものであること。
- 三 当該事業が第二百二十一条の二に規定する特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業である場合にあっては、同条の認定を受けていること。

（事業規程）

第一百条 第七十七条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）は、その登録に係る事業の実施の方法に関し経済産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、前項の規定による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。

（証明書の交付）

第一百条の二 計量証明事業者は、その計量証明の事業について計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

- 2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量証明に係る証明書に同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
- 3 前項に規定するもののほか、計量証明事業者は、計量証明に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

（適合命令）

第一百十一条 都道府県知事は、計量証明事業者が第九十九条各号に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の失効）

第一百十二条 計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。

（登録の取消し等）

第一百十三条 都道府県知事は、計量証明事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

- 一 次条において準用する第六十二条第一項又は第十六条の規定に違反したとき。
- 二 次条において準用する第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 三 第一百十条第二項又は第一百十一条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第一百十条第一項の規定による届出に係る事業規程を実施していないと認めるとき。
- 五 前各号に規定する場合のほか、計量証明の事業について不正の行為をしたとき。
- 六 不正の手段により第七十七条の登録を受けたとき。

（準用）

第一百十四条 第九十二条第一項の規定は第七十七条の登録に、第六十一条、第六十二条及び第六十五条の規定は計量証明事業者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九条」とあるのは「第一百十三条」と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第一百十四条において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第一百八条第一号又は第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

（経済産業省令への委任）

第一百十五条 第七十七条から前条までに規定するもののほか、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の謄本の交付及び閲覧その他の計量証明の事業の登録に関する事項は、経済産業省令で定める。

第二節 計量証明検査

（計量証明検査）

第一百十六条 計量証明事業者は、第七十七条の登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、計量証明に使用する特定計量器（第十六条第一項の政令で定めるものを除く。）であつて政令で定めるものについて、その登録をした都道府県知事が行う検査（以下「計量証明検査」という。）を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

- 一 検定証印等であつて、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定によりこれらに表示された年月の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過しないものが付されている特定計量器
 - 二 第二百七条第一項の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）
- 2 第二百七条第一項の指定を受けた計量証明事業者は、前項各号列記以外の部分の政令で定める期間に一回、第二百八条第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する同項の政令で定める特定計量器が、第一百八条第一項各号に適合するかどうかを同条第二項及び第三項の経済産業省令で定める方法により検査させなければならない。

（指定計量証明検査機関）

第一百十七条 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定計量証明検査機関」という。）に、計量証明検査を行わせることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定計量証明検査機関にその計量証明検査の業務（以下この節において「検査業務」という。）の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(計量証明検査の合格条件)

第百十八条 計量証明検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 検定証印等（第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあっては、有効期間を経過していないものに限る。）が付されていること。
- 二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 三 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。
- 2 前項第二号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。
- 3 第一項第三号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、基準器（第七十一条第三項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

(計量証明検査済証印等)

第百十九条 計量証明検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、計量証明検査済証印を付する。

- 2 前項の計量証明検査済証印には、その計量証明検査を行った年月を表示するものとする。
- 3 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

(計量証明検査に代わる計量士による検査)

第百二十条 第百十六条第一項の規定により計量証明検査を受けなければならない特定計量器であって、その特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、第百十八条第二項及び第三項の経済産業省令で定める方法による検査を経済産業省令で定める期間内に行い、次項において準用する第二十五条第三項の規定により表示を付したもののについて、その計量証明事業者がその事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、第百十六条第一項の規定にかかわらず、計量証明検査を受けることを要しない。

- 2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第二十三条第一項各号」とあるのは、「第百十八条第一項各号」と読み替えるものとする。

(指定計量証明検査機関の指定等)

第百二十一条 第百十七条第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

- 2 第二十七条から第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで及び第百六条第二項の規定は、指定計量証明検査機関及び計量証明検査に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあり、及び第百六条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第二十七条から第二十八条の二まで及び第三十八条第五号中「第二十条第一項」とあるのは「第百十七条第一項」と読み替えるものとする。

第三節 特定計量証明事業

(認定)

第百二十一条の二 特定計量証明事業（第百七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

- 一 特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。
- 二 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。
- 三 特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

(証明書の交付)

第百二十一条の三 前条の認定を受けた者（以下「認定特定計量証明事業者」という。）は、同条の認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

- 2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量証明に係る証明書に同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
- 3 前項に規定するもののほか、認定特定計量証明事業者は、計量証明に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(認定の更新)

第百二十一条の四 第百二十一条の二の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 第百二十一条の二及び前条第一項の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(認定の取消し)

第百二十一条の五 経済産業大臣は、認定特定計量証明事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第百二十一条の二各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 不正の手段により第百二十一条の二の認定又は前条第一項の認定の更新を受けたとき。

(準用)

第百二十一条の六 第四十一条、第六十五条及び第六十六条の規定は、認定特定計量証明事業者に準用する。

第四節 特定計量証明認定機関

(指定の申請)

第百二十一条の七 第百二十一条の二の指定は、経済産業省令で定める区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、同条の認定を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第百二十一条の八 経済産業大臣は、第百二十一条の二の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が第百二十一条の二の認定（以下この条及び次条において単に「認定」という。）を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。
- 二 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 前号に定めるもののほか、認定が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。
- 五 その指定をすることによって申請に係る認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(認定の義務)

第二百一十一条の九 特定計量証明認定機関は、認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定のための審査を行わなければならない。

2 特定計量証明認定機関は、認定を行うときは、前条第一号に規定する者にその認定を実施させなければならない。

(準用)

第二百一十一条の十 第二十七条、第二十八条の二、第三十条から第三十二条まで、第三十五条から第三十八条まで及び第百六条第二項の規定は、特定計量証明認定機関及び第二百一十一条の二の認定に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「経済産業大臣」と、第二十七条、第二十八条の二第一項及び第三十八条第五号中「第二十条第一項」とあるのは「第二百一十一条の二」と、第二十八条の二第二項中「前三条」とあるのは「第二百一十一条の七、第二百一十一条の八及び第二百一十一条の十において準用する第二十七条」と、第三十五条中「第二十八条第二号」とあるのは「第二百一十一条の八第一号」と、第三十七条中「第二十八条第一号から第五号まで」とあるのは「第二百一十一条の八第一号から第四号まで」と読み替えるものとする。

第七章 適正な計量管理

第一節 計量士

(登録)

第二百二十二条 経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。

2 次の各号の一に該当する者は、経済産業省令で定める計量士の区分（以下単に「計量士の区分」という。）ごとに、氏名、生年月日その他の経済産業省令で定める事項について、前項の規定による登録を受けて、計量士となることができる。

一 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者

二 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う第百六十六条第一項の教習の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者であつて、計量行政審議会が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めた者

3 次の各号の一に該当する者は、第一項の規定による登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

二 次条の規定により計量士の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

(登録の取消し等)

第二百二十三条 経済産業大臣は、計量士が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 前号に規定する場合のほか、特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたとき。

三 不正の手段により前条第一項の登録を受けたとき。

(名称の使用制限)

第二百二十四条 計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない。

(計量士国家試験)

第二百二十五条 計量士国家試験は、計量士の区分ごとに、計量器の検査その他の計量管理に必要な知識及び技能について、毎年少なくとも一回経済産業大臣が行う。

(政令及び省令への委任)

第二百二十六条 第二百二十二条から前条までに規定するもののほか、登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の謄本の交付及び閲覧その他の計量士の登録に関する事項は政令で、試験科目、受験手続その他の計量士国家試験の実施細目は経済産業省令で定める。

第二節 適正計量管理事業所

(指定)

第二百二十七条 経済産業大臣は、特定計量器を使用する事業所であつて、適正な計量管理を行うものについて、適正計量管理事業所の指定を行う。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を当該特定計量器を使用する事業所の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 使用する特定計量器の名称、性能及び数

四 使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分

五 計量管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）

3 第一項の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。

4 前項の規定により検査を行った都道府県知事又は特定市町村の長は、経済産業省令で定めるところにより、当該検査の結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

(指定の基準)

第二百二十八条 経済産業大臣は、前条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その指定をしなければならない。

一 特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。

二 その他計量管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

(帳簿の記載)

第二百二十九条 第二百二十七条第一項の指定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。

(標識)

第二百三十条 第二百二十七条第一項の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げることができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の標識又はこれと紛らわしい標識を掲げてはならない。

(適合命令)

第百三十一条 経済産業大臣は、第百二十七条第一項の指定を受けた者が第百二十八条各号に適合しなくなつたと認めるときは、その者に對し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第百三十二条 経済産業大臣は、第百二十七条第一項の指定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第百三十条第二項又は次条において準用する第六十二条第一項の規定に違反したとき。
- 二 次条において準用する第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 三 前条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第百二十七条第一項の指定を受けたとき。

(準用)

第百三十三条 第九十二条第一項の規定は第百二十七条第一項の指定に、第六十一条、第六十二条、第六十五条及び第六十六条の規定は第百二十七条第一項の指定を受けた者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九条」とあるのは「第百三十二条」と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第百三十三条において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第百二十七条第二項各号」と読み替えるものとする。

第八章 計量器の校正等

第一節 特定標準器による校正等

(特定標準器等の指定)

第百三十四条 経済産業大臣は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器又はこれを現示する標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定により計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器を指定する場合において、その指定に係る計量器（以下「特定標準器」という。）を計量器の校正に繰り返し用いることが不適当であると認めるときは、その特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であつて、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるものを併せて指定するものとする。
- 3 経済産業大臣は、特定標準器又は第一項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質（以下「特定標準物質」という。）が計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示するものとして不適当となつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、その指定の取消しに係る特定標準器について前項の規定による指定がされているときは、その指定を併せて取り消すものとする。
- 4 経済産業大臣は、第二項の規定による指定に係る計量器が特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いるものとして不適当となつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(特定標準器による校正等)

第百三十五条 特定標準器若しくは前条第二項の規定による指定に係る計量器（以下「特定標準器等」という。）又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付け（以下「特定標準器による校正等」という。）は、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定校正機関」という。）が行う。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定により経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関が特定標準器による校正等を行うときは、次の事項を公示するものとする。
 - 一 特定標準器による校正等を行う者
 - 二 特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質
 - 三 特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
- 3 経済産業大臣は、前項の規定による公示に係る特定標準器による校正等を行うことができなくなつたときは、その旨を公示するものとする。

(証明書の交付等)

第百三十六条 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標準を付した証明書を交付するものとする。

- 2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量器の校正又は標準物質の値付け（以下「計量器の校正等」という。）に係る証明書に同項の標準又はこれと紛らわしい標準を付してはならない。
- 3 前項に規定するもののほか、指定校正機関及び第百四十三条第一項の登録を受けた者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに第一項の標準又はこれと紛らわしい標準を付してはならない。

(特定標準器による校正等の義務)

第百三十七条 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならない。

(指定の申請)

第百三十八条 第百三十五条第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、特定標準器による校正等を行おうとする者の申請により、その業務の範囲を限って行う。

(欠格条項)

第百三十九条 次の各号の一に該当する者は、第百三十五条第一項の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第百四十一条の規定により第百三十五条第一項の指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（第百三十四条第三項又は第四項の規定により同条第一項又は第二項の規定による指定が取り消されたことに伴い、第百四十一条第三号に該当するものとして第百三十五条第一項の指定を取り消された者を除く。）
- 三 その業務を行う役員のうちに、第一号に該当する者がある者

(指定の基準)

第百四十条 経済産業大臣は、第百三十五条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 特定標準器等を用いて計量器の校正を行うもの又は第百三十四条第一項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて特定標準物質を製造し、これを用いて計量器の校正若しくは標準物質の値付けを行うものであること。

- 二 特定標準器による校正等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。
- 三 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が特定標準器による校正等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前号に定めるもののほか、特定標準器による校正等が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

(指定の取消し等)

第百四十一条 経済産業大臣は、指定校正機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定標準器による校正等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第百三十九条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 三 前条第一号に適合しなくなったとき。
- 四 次条において準用する第三十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで特定標準器による校正等の業務を行ったとき。
- 五 次条において準用する第三十条第三項又は第三十七条の規定による命令に違反したとき。
- 六 不正の手段により第百三十五条第一項の指定を受けたとき。

(準用)

第百四十二条 第二十八条の二、第三十条から第三十二条まで、第三十六条、第三十七条及び第百六条第二項の規定は、指定校正機関及び特定標準器による校正等に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「経済産業大臣」と、第二十八条の二中「第二十号第一項」とあるのは「第百三十五条第一項」と、第三十七条中「第二十八条第一号から第五号まで」とあるのは「第百四十条第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

第二節 特定標準器以外の計量器による校正等

(登録)

第百四十三条 計量器の校正等の事業を行う者は、校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量ごとに、経済産業大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

- 2 経済産業大臣は、前項の登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
 - 一 特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。
 - 二 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準に適合するものであること。
- 3 第一項の登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 登録を受けた者が計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地
 - 四 登録を受けた者が行うのが計量器の校正か、又は標準物質の値付けかの別
 - 五 登録を受けた者が校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量

(証明書の交付)

第百四十四条 前条第一項の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、同条第二項第一号の特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

- 2 登録事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う者である場合にあっては、その登録事業者は、前項の証明書を付して計量器又は標準物質を販売し、又は貸し渡すことができる。
- 3 何人も、前二項に規定する場合を除くほか、計量器の校正等に係る証明書に第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
- 4 前項に規定するもののほか、登録事業者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(登録の更新)

第百四十四条の二 第百四十三条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 第百四十三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

(登録の取消し)

第百四十五条 経済産業大臣は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第百四十三条第二項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 不正の手段により第百四十三条第一項の登録を受けたとき。

(準用)

第百四十六条 第四十一条、第六十五条及び第六十六条の規定は、登録事業者に準用する。

第九章 雑則

(報告の徴収)

第百四十七条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者（特定商品であってその特定物象量に関し密封をし、その容器又は包装にその特定物象量を表記したもの（以下「特定物象量が表記された特定商品」という。）を販売する者を含む。次条第一項において同じ。）に対し、その業務に関し報告させることができる。

- 2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。
- 3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(立入検査)

第百四十八条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(計量器等の提出)

第百四十九条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、前条第一項の規定により、その職員に検査させた場合において、その所在の場所において検査させることが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、第百六十八条の三第一項又は第百六十八条の六第一項の規定により、研究所又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査を行わせることが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

3 国又は都道府県若しくは特定市町村は、前二項の規定による命令によって生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

4 前項の規定により補償すべき損失は、第一項及び第二項の命令により通常生ずべき損失とする。

(特定物象量の表記の抹消)

第百五十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、特定物象量が表記された特定商品を経済産業省令で定めるところにより検査させた場合において、その特定物象量の誤差が量目公差を超えるときは、その特定物象量の表記を抹消することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による処分をするときは、その特定商品の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。

(検定証印等の除去)

第百五十一条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器（第十六条第一項の政令で定めるものを除く。）を検査させた場合において、その特定計量器が次の各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

一 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。

二 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えること。

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあっては、検定証印等がその有効期間を経過していること。

2 前項第一号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第二号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、基準器（第七十一条第三項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

4 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第一項の規定による処分をするときは、その特定計量器の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。

(合番号の除去)

第百五十二条 経済産業大臣は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている電気計器及びこれとともに使用されている変成器を検査させた場合において、その電気計器又はこれとともに使用されている変成器が次の各号の一に該当するときは、これらに付されている第七十四条第二項又は第三項の合番号を除去することができる。

一 変成器の構造及び誤差が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。

二 電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が経済産業省令で定める公差を超えること。

2 前項各号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

(装置検査証印の除去)

第百五十三条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、機械器具に装置されて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている車両等装置用計量器を検査させた場合において、その車両等装置用計量器が次の各号の一に該当するときは、その車両等装置用計量器に付されている第七十五条第二項の装置検査証印を除去することができる。

一 経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。

二 第七十五条第二項の装置検査証印がその有効期間を経過していること。

2 前項第一号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第百五十一条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

(立入検査によらない検定証印等の除去)

第百五十四条 第百五十一条第一項に規定する場合のほか、経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、政令で定める特定計量器であって取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものが同項各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

2 第百五十二条第一項に規定する場合のほか、経済産業大臣は、電気計器が変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている場合において、その電気計器又はこれとともに使用されている変成器が同項各号の一に該当するときは、これらに付されている第七十四条第二項又は第三項の合番号を除去することができる。

3 第百五十一条第二項から第四項までの規定は第一項の場合に、同条第四項及び第百五十二条第二項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、第百五十一条第四項中「理由」とあるのは、「時期及び理由」と読み替えるものとする。

第百五十五条 削除

(計量行政審議会)

第百五十六条 経済産業省に、計量行政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 審議会は、学識経験を有する者のうちから、経済産業大臣が任命する会長一人及び委員十九人以内で組織する。
- 4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(審議会への諮問)

第百五十七条 経済産業大臣は、次の場合には、審議会に諮問しなければならない。

- 一 第二条第一項第二号若しくは第四項、第三条、第四条第一項若しくは第二項、第五条第二項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十六条第一項、第五十一条第一項、第五十三条第一項、第五十七条第一項若しくは第七十二条第二項の政令、第十二条第一項の商品を定める政令又は第十九条第一項の特定計量器を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第百三十四条第一項若しくは第二項の規定による指定をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定によりこれらの指定を取り消そうとするとき。
- 三 第百三十五条第一項の規定により特定標準器による校正等を行い、若しくは日本電気計器検定所若しくは指定校正機関に行わせ、又はこれらを取りやめようとするとき。

(手数料)

第百五十八条 次に掲げる者（経済産業大臣、研究所、機構又は日本電気計器検定所に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、経済産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定機関又は指定計量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

- 一 第十七条第一項の指定を受けようとする者
- 二 検定を受けようとする者
- 三 変成器付電気計器検査を受けようとする者
- 四 装置検査を受けようとする者
- 五 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者（第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験に合格した特定計量器の型式について、これらの承認を受けようとする者を除く。）
- 六 第八十三条第一項（第八十九条第三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の承認の更新を受けようとする者
- 七 第十六条第一項第二号ロの指定を受けようとする者
- 八 第九十一条第二項の検査を受けようとする者
- 九 基準器検査を受けようとする者
- 十 第二百二十一条の二の認定を受けようとする者
- 十一 第二百二十一条の四第一項の認定の更新を受けようとする者
- 十二 計量士の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者
- 十三 計量士の登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者
- 十四 計量士国家試験を受けようとする者
- 十五 適正計量管理事業所の指定を受けようとする者
- 十六 第百四十三条第一項の登録を受けようとする者
- 十七 第百四十四条の二第一項の登録の更新を受けようとする者
- 2 特定標準器による校正等を受けようとする者は、研究所、機構、日本電気計器検定所又は指定校正機関が実費を超えない範囲内において経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料は、研究所が行う検定、変成器付電気計器検査、装置検査、第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認、第八十三条第一項の承認の更新、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては研究所の、機構が行う第二百二十一条の二の認定、第二百二十一条の四第一項の認定の更新、第百四十三条第一項の登録、第百四十四条の二第一項の登録の更新又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては機構の、日本電気計器検定所が行う検定、変成器付電気計器検査、第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認、第八十三条第一項の承認の更新、第九十一条第二項の検査、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては日本電気計器検定所の、指定校正機関が行う特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては当該指定校正機関の、その他の者の納付するものについては国庫の収入とする。
- 4 都道府県又は特定市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき定期検査又は計量証明検査に係る手数料を徴収する場合には、第二十条第一項の規定により指定定期検査機関が行う定期検査又は第百十七条第一項の規定により指定計量証明検査機関が行う計量証明検査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

(公示)

第百五十九条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第十六条第一項第二号イの指定をしたとき。
- 二 第十六条第一項第二号ロの指定をしたとき。
- 三 第十七条第一項の指定をしたとき。
- 四 第六十六条（第六十九条第一項、第百条、第百一条第三項、第二百二十一条の六及び第百四十六条において準用する場合を含む。）の規定により指定、認定若しくは登録が効力を失ったことを確認したとき、又は第六十七条（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第六十九条第二項の規定により指定を取り消したとき。
- 五 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認をしたとき。
- 六 第八十七条（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により承認が効力を失ったことを確認したとき、又は第八十八条（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第八十九条第五項の規定により承認を取り消したとき。
- 七 第九十九条（第百一条第三項において準用する場合を含む。）又は第百一条第三項において準用する第八十九条第五項の規定により指定を取り消したとき。
- 八 第百六条第二項（第二百二十一条の十及び第百四十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出があったとき。

- 九 第百六条第三項において準用する第三十二条の届出があったとき。
- 十 第百六条第三項において準用する第三十八条の規定により指定を取り消し、又は検定（変成器付電気計器検査、装置検査、第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験及び第九十三条第一項の調査を含む。）の業務の停止を命じたとき。
- 十一 第百二十一条の二の指定をしたとき。
- 十二 第百二十一条の二の認定をしたとき。
- 十三 第百二十一条の五の規定により認定を取り消したとき。
- 十四 第百二十一条の十において準用する第三十二条の届出があったとき。
- 十五 第百二十一条の十において準用する第三十八条の規定により指定を取り消し、又は第百二十一条の二の認定の業務の停止を命じたとき。
- 十六 第百三十四条第一項又は第二項の規定による指定をしたとき。
- 十七 第百三十四条第三項又は第四項の規定により指定を取り消したとき。
- 十八 第百三十五条第一項の指定をしたとき。
- 十九 第百四十一条の規定により指定を取り消し、又は特定標準器による校正等の業務の停止を命じたとき。
- 二十 第百四十二条において準用する第三十二条の届出があったとき。
- 二十一 第百四十三条第一項の登録をしたとき。
- 二十二 第百四十五条の規定により登録を取り消したとき。
- 2 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
- 一 第二十条第一項の指定をしたとき。
- 二 第三十二条（第百二十一条第二項において準用する場合を含む。）の届出があったとき。
- 三 第三十八条（第百二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消し、又は定期検査若しくは計量証明検査の業務の停止を命じたとき。
- 四 第三十九条第一項（第百二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により定期検査又は計量証明検査の全部又は一部を自ら行うこととするとき。
- 五 第百十七条第一項の指定をしたとき。
- 3 特定市町村の長は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
- 一 第二十条第一項の指定をしたとき。
- 二 第三十二条の届出があったとき。
- 三 第三十八条の規定により指定を取り消し、又は定期検査の業務の停止を命じたとき。
- 四 第三十九条第一項の規定により定期検査の全部又は一部を自ら行うこととするとき。
- 4 日本電気計器検定所は、第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- （検定等をすべき期限）
- 第百六十条** 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、検定、変成器付電気計器検査、装置検査若しくは基準器検査又は第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認の申請があったときは、経済産業省令で定める期間以内に合格若しくは不合格の処分又は承認若しくは不承認の処分をしなければならない。
- 2 指定検定機関は、第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験を行うことを求められたときは、経済産業省令で定める期間以内に合格又は不合格の判定をしなければならない。
- （不合格の判定の理由の通知）
- 第百六十一条** 指定検定機関は、前条第二項に規定する場合において、不合格の判定をしたときは、その試験を行うことを求めた者に対し、その理由を通知しなければならない。
- （聴聞の特例）
- 第百六十二条** 経済産業大臣又は都道府県知事は、第百十三条又は第百二十三条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 2 第三十八条（第百六条第三項、第百二十一条第二項及び第百二十一条の十において準用する場合を含む。）、第六十七条（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項、第八十八条（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）、第八十九条第五項（第百一条第三項において準用する場合を含む。）、第九十九条（第百一条第三項において準用する場合を含む。）、第百十三条、第百二十一条の五、第百二十三条、第百三十二条、第百四十一条又は第百四十五条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。
- （審査庁）
- 第百六十三条** この法律又はこの法律に基づく命令の規定による研究所、機構、日本電気計器検定所、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、研究所、機構、日本電気計器検定所、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の上級行政庁とみなす。
- 2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の処分又はその不作為について不服がある者は、当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関を指定した都道府県知事又は特定市町村の長に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県知事又は特定市町村の長は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の上級行政庁とみなす。
- （審査請求の手続における意見の聴取）
- 第百六十四条** この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。
- 2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(計量調査官)

第百六十五条 経済産業大臣は、その職員であつて経済産業省令で定める資格を有するもののうちから、計量調査官を任命し、審査請求に関する事務に従事させるものとする。この場合における行政不服審査法第九条第一項の規定の適用については、同項中「審査庁に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合にあつては、当該名簿に記載されている者）」とあるのは、「計量調査官」とする。

(計量に関する教習)

第百六十六条 研究所は、計量に関する事務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに計量士になろうとする者に対し、計量に関する教習を行うことにより、必要な技術及び実務を教授する。

2 前項に規定するもののほか、同項の教習に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(検定用具等の貸付け)

第百六十七条 経済産業大臣は、定期検査、検定、装置検査、基準器検査、計量証明検査又は第百四十八条第一項の規定による検査に必要な用具であつて、経済産業省令で定めるもの（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の適用を受けるものを除く。）を都道府県知事又は特定市町村の長に無償で貸し付けなければならない。

(経過措置)

第百六十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(研究所が処理する事務)

第百六十八条の二 経済産業大臣は、研究所に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

- 一 第十六条第一項第二号イの規定による検定に関する事務（指定検定機関の指定に係るものを除く。）
- 二 第十六条第二項の規定による変成器付電気計器検査に関する事務
- 三 第十六条第三項の規定による装置検査に関する事務
- 四 第五章第一節の規定による検定、変成器付電気計器検査及び装置検査に関する事務
- 五 第五章第二節（第八十六条及び第八十八条（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定による型式の承認に関する事務
- 六 第五章第四節の規定による基準器検査に関する事務
- 七 第三十五条から第三十七条までの規定による特定標準器による校正等に関する事務（指定校正機関の指定に係るものを除く。）
- 八 第五十九条第一項の規定による公示に関する事務（同項第五号に係るものに限る。）
- 九 附則第二十条の規定による比較検査に関する事務

(研究所の行う立入検査)

第百六十八条の三 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、研究所に、第百四十八条第一項又は第二項の規定による立入検査を行わせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により研究所に立入検査を行わせる場合には、研究所に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 研究所は、前項の指示に従つて第一項に規定する立入検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

4 第一項の規定により立入検査をする研究所の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(研究所に対する命令)

第百六十八条の四 経済産業大臣は、前条第一項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究所に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(機構が処理する事務)

第百六十八条の五 経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

- 一 第二百十一条の二の規定による認定に関する事務
- 二 第二百十一条の四第一項の規定による認定の更新に関する事務
- 三 第三十五条から第三十七条までの規定による特定標準器による校正等に関する事務（指定校正機関の指定に係るものを除く。）
- 四 第八章第二節の規定による特定標準器以外の計量器による校正等に関する事務
- 五 第四十七条第一項の規定による報告の徴収に関する事務（登録事業者に係るものに限る。）
- 六 第四十八条第一項の規定による立入検査に関する事務（登録事業者に係るものに限る。）
- 七 第五十九条第一項の規定による公示に関する事務（同項第四号（第四十六条において準用する第六十六条の規定により登録が効力を失ったことの確認に係る部分に限る。）、第十二号、第二十一号及び第二十二号に係るものに限る。）

(機構の行う立入検査)

第百六十八条の六 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第百四十八条第一項又は第二項の規定による立入検査を行わせることができる。

2 第百六十八条の三第二項から第四項までの規定は、機構の行う立入検査に準用する。

(機構に対する命令)

第百六十八条の七 経済産業大臣は、第百六十八条の五（第四十五条、第四十七条第一項及び第四十八条第一項に係る部分に限る。）及び前条第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(都道府県が処理する事務)

第百六十八条の八 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第百六十九条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができる。

(事務の区分)

第百六十九条之二 第四十条第二項（第四十二条第三項、第四十五条第二項及び第百条において準用する場合を含む。）、第九十一条第二項及び第三項並びに第二百二十七条第二項から第四項までの規定により都道府県が処理することとされている事務（同条第二項から第四項までに規定するものにあつては、政令で定めるものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第二百二十七条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十章 罰則

第百七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十七条第一項若しくは第二項又は第百七条の規定に違反した者

二 第百十三條の規定による命令に違反した者

第百七十一条 第三十八条（第百六条第三項、第二百二十一条第二項及び第二百二十一条の十において準用する場合を含む。）、又は第百四十一条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六条第一項から第三項まで、第十七条第二項、第四十九条第一項若しくは第三項、第六十八条、第九十七条第二項又は第百十六条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

二 第六十三条第三項、第八十四条第三項又は第九十七条第一項の規定に違反して表示を付した者

第百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第十八条、第十九条第一項若しくは第二項、第四十九条第二項、第六十三条第二項、第八十五条又は第二百二十四条の規定に違反した者

二 第十五条第三項、第五十六条、第六十四条、第八十六条、第九十八条、第一百一十條、第二百三十三條又は第三百三十一條の規定による命令に違反した者

三 第二十五条第三項（第二百二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第二十三条第一項各号に適合する旨を証明書に記載した計量士

四 第五十条第三項又は第五十四条第三項の規定に違反して表示を付した者

五 第五十四条第一項の規定に違反して表示を付さなかった者

六 第五十五条の規定に違反して特定計量器を販売し、又は販売の目的で陳列した者

七 第九十五条第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかった者

八 第百十條之二第二項、第二百二十一条之三第二項、第三百六十六条第二項又は第百四十四条第三項の規定に違反して標章を付した者

九 第二百二十九条の規定に違反して検査の結果を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

十 第百三十条第二項の規定に違反して標識を掲げた者

第百七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十条第一項、第四十六条第一項又は第五十一条第一項の規定に違反した者

二 第四十四条、第四十八条又は第五十二条第四項の規定による命令に違反した者

第百七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第百十條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第百四十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第百四十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第百四十九条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

五 第百五十条第一項、第百五十一条第一項、第百五十二条第一項又は第百五十三条第一項の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百七十六条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条（第百六条第三項、第二百二十一条第二項、第二百二十一条の十及び第百四十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第三十一条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第三十二条（第百六条第三項、第二百二十一条第二項、第二百二十一条の十及び第百四十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第百四十七条第二項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第百四十八条第二項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第百七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百七十条又は第百七十二條から第百七十五條までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第百七十八条 第六十二条第一項（第百十四条及び第百三十三条において準用する場合を含む。）、第七十九条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、又は第九十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第百七十九条 第百六十八条の四又は第百六十八条の七の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした研究所又は機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第百八十条 第四十二条第一項（第四十六条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項（第四十六条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。）、又は第六十五条（第百十四条、第二百二十一条の六、第百三十三條及び第百四十六條において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(計量法施行法の廃止)

第二条 計量法施行法（昭和二十六年法律第二百八号。以下「旧施行法」という。）は、廃止する。

(計量単位)

第三条 附則別表第一の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であつて政令で定めるものは、平成七年九月三十日までは、同表の上欄に掲げる物象の状態の量の改正後の計量法（以下「新法」という。）第八条第一項の法定計量単位（以下単に「法定計量単位」という。）とみなす。

2 附則別表第二の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であつて政令で定めるものは、平成九年九月三十日までは、同表の上欄に掲げる物象の状態の量の法定計量単位とみなす。

3 附則別表第三の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であつて政令で定めるものは、平成十一年九月三十日までは、同表の上欄に掲げる物象の状態の量の法定計量単位とみなす。

4 前三項に規定する計量単位の定義は、政令で定める。

第四条 前条第一項から第三項までに規定する計量単位については、これらの規定で定める期日後においても、政令でなお法定計量単位とみなすことができる。

2 前項の場合においては、その政令で当該計量単位を法定計量単位とみなす期限並びにこれを用いることができる取引又は証明の範囲及びこれを用いる方法を定めなければならない。

(ヤードポンド法による計量単位)

第五条 ヤードポンド法による計量単位及びその定義は、政令で定める。

2 前項の政令で定めるヤードポンド法による計量単位は、次に掲げる取引又は証明に用いる場合にあっては、当分の間、法定計量単位とみなす。

一 航空機の運航に関する取引又は証明その他の航空に関する取引又は証明であつて政令で定めるもの

二 その物象の状態の量が前項の政令で定めるヤードポンド法による計量単位により表記されて輸入された商品であつて政令で定めるものに係る取引又は証明

(仏馬力)

第六条 仏馬力は、内燃機関に関する取引又は証明その他の政令で定める取引又は証明に用いる場合にあっては、当分の間、工率の法定計量単位とみなす。

2 仏馬力の定義は、政令で定める。

(記号)

第七条 附則第三条第一項から第三項まで、第五条第一項及び前条第一項に規定する計量単位の記号であつて、計量単位の記号による表記において標準となるべきものは、経済産業省令で定める。

(計量単位の表示等)

第八条 附則第三条第一項から第三項までに規定する期日以前に、これらの規定で定める計量単位による表示を文書に記載し、又は商品その他の物件に付したときは、その表示は、新法第八条第一項の規定にかかわらず、当該期日後においても、取引又は証明に用いることができる。

2 次条第一項に規定する計量器については、新法第八条第一項の規定にかかわらず、附則第三条第一項から第三項までに規定する期日後においても、これを使用して新法第二条第三項の政令で定める計量をすることができる。

3 旧施行法第三条、第六条第一項、第九条第一項又は第十条第一項に規定する期日以前に、文書に記載し、又は商品その他の物件に付した旧施行法第四条、第五条、第七条、第八条、第九条第一項又は第十条第一項に規定する計量単位による表示は、新法第八条第一項の規定にかかわらず、取引又は証明に用いることができる。

(計量器)

第九条 附則第三条第一項から第三項までに規定する計量単位による目盛又は表記を付した計量器であつて、その目盛又は表記が、同条第一項から第三項までに規定する期日以前に付されたものについては、新法第九条第一項の規定は、適用しない。

2 附則第五条第一項又は第六条第一項に規定する計量単位による目盛又は表記を付した計量器であつて政令で定めるものについては、当分の間、新法第九条第一項の規定は、適用しない。

(定期検査)

第十条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年に行われる新法第十九条第一項の定期検査についての同項の規定の適用については、同項第三号中「付されている特定計量器」とあるのは、「付されている特定計量器及び計量法（昭和二十六年法律第二百七号。以下「旧法」という。）第百三十六條若しくは第百五十一條の検査済証印又は旧法第百四十六條の定期検査済証印であつて、当該定期検査を行う年と同一の年を表示する数字が付されている特定計量器」とする。

2 施行日前に改正前の計量法（以下「旧法」という。）第百四十三條の規定によりその期日及び場所が公示され、施行日以後に行われる定期検査の合格条件については、なお従前の例による。

(製造の事業)

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第十三條の登録を受けている者は、施行日に、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第四十條第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

(修理の事業)

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第三十一條の登録を受けている者は、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第四十六條第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

(販売の事業)

第十三条 この法律の施行の際現に旧法第四十七條第一項の登録を受けている者は、その登録に係る同項の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第五十一條第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

2 施行日前にした旧法第四十七條第二項の規定による届出に係る特定計量器の販売の事業については、新法第五十一條第一項の規定は、適用しない。

(検定の申請等)

第十四条 施行日前にされた旧法第八十六條の検定若しくは旧法第百六條の基準器検査の申請であつて、この法律の施行の際、合格若しくは不合格の処分がなされていないもの又は施行日前にされた旧法第九十五條、第九十六條の三第一項若しくは第九十六條の十の二第一項の承認、旧法第百二十三條の登録若しくは旧法第百七十三條、第百八十一條の二若しくは第百八十一條の十の二第一項の指定の申請で

あって、この法律の施行の際、承認、登録若しくは指定をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

- 2 施行日前にされた旧法第九十六条の二第一項、第九十六条の三第二項又は第九十六条の十の二第二項の試験の申請であって、この法律の施行の際、合格又は不合格の判定がなされていないものについての合格又は不合格の判定については、なお従前の例による。

(検定証印)

第十五条 旧法第九十一条第一項の規定により付された検定証印は、新法第七十二条第一項の検定証印とみなす。この場合において、同条第二項の政令で定める特定計量器に付された旧法第九十一条第一項の検定証印の有効期間は、これに表示された同条第二項の有効期間の満了の日までとする。

- 2 附則第二十九条第二項の規定により新法第八十四条第一項（新法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示とみなされた旧法第九十六条の六第一項又は第九十六条の十の三第一項の型式承認番号が付された新法第五十条第一項の政令で定める特定計量器についての新法第七十一条第二項の適用については、同項中「第八十四条第一項の表示が付されてから」とあるのは、「この法律の施行の日から」とする。

(合番号)

第十六条 旧法第九十一条第四項の規定により、電気計器及びこれとともに使用される変成器に付された合番号は、新法第七十四条第二項又は第三項の合番号とみなす。

(装置検査)

第十七条 附則第十五条第一項の規定により新法第七十二条第一項の検定証印とみなされた旧法第九十一条第一項の検定証印が付されている車両等装置用計量器については、当該検定証印の有効期間の満了の日までは、新法第十六条第三項の規定は、適用しない。

(型式の承認)

第十八条 この法律の施行の際現に旧法第九十五条、第九十六条の三第一項又は第九十六条の十の二第一項の承認を受けている者（計量法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十二号）附則第十四条の規定により旧法の規定による承認を受けたとみなされた者を含む。）は、当該承認に係る型式について、施行日に、新法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けたものとみなす。

- 2 前項の規定により新法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の承認を受けたものとみなされた者についての新法第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から六十日以内に」とする。

(指定製造事業者)

第十九条 新法第十六条第一項第二号ロの指定は、新法第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分ごとに特定計量器の製造に係る品質管理の状況を勘案して政令で定める日以後に行う。

- 2 前項の政令で定める日は、施行日から起算して五年を超えることができない。

(比較検査)

第二十条 経済産業大臣は、当分の間、政令で定める特定計量器の比較検査を行うことができる。

- 2 前項の規定により経済産業大臣が比較検査を行う場合においては、旧法第九十九条（第一項第一号を除く。）、第百一条第一項、第百二条及び第百四条の規定は、当該比較検査について、なおその効力を有する。この場合において、旧法第九十九条第一項第二号中「通商産業省令」とあるのは「経済産業省令」と、同項第三号中「政令」とあるのは「経済産業省令」と、同条第二項及び第三項中「通商産業省令」とあるのは「経済産業省令」と、旧法第百四条第一項中「第八十八条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第八十八条第一項第二号及び第三号」とする。
- 3 新法第百六十条第一項の規定は、比較検査に準用する。
- 4 施行日前に旧法第百一条第一項の規定により付された比較検査証印（比較検査の有効期間を経過していないものに限る。）及び施行日以後に第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定により付された比較検査証印は、新法第十六条第一項、第四十九条第一項、第七十二条第四項、第百十八条第一項、第百十九条第三項及び第百五十一条第一項の適用については、新法第七十二条第一項の検定証印とみなす。
- 5 第一項の比較検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

(基準器検査)

第二十一条 旧法第百九条の規定により付された基準器検査証印は、新法第百四条第一項の基準器検査証印とみなす。この場合において、当該基準器検査証印の有効期間は、旧法第百八条の有効期間の満了の日までとする。

(計量証明の事業)

第二十二条 この法律の施行の際現に旧法第二百三十三条の登録を受けている者は、施行日に、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する事業が属する新法第百七条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の規定による登録を受けたものとみなす。

- 2 前項の規定により新法第百七条の登録を受けたものとみなされた旧法第二百三十三条の登録を受けている者についての新法第百十六条第一項の規定の適用については、同項中「第百七条の登録を受けた日」とあるのは、「この法律の施行の日前最後に旧法第百三十二条第一項の検査を受けた日」とする。

(計量士国家試験)

第二十三条 施行日前に旧法第百六十九条の計量士国家試験に合格した者（計量法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第四十二号）附則第八項の規定により旧法の規定による計量士国家試験に合格したとみなされた者を含む。）は、新法第百二十五条の計量士国家試験に合格したものとみなす。

(計量器使用事業場)

第二十四条 この法律の施行の際現に旧法第百七十三条の指定を受けている者は、新法第百二十七条第一項の指定を受けたものとみなす。

(計量行政審議会)

第二十五条 旧法第二百八条の規定により置かれた計量行政審議会並びにその会長及び委員は、施行日において、新法第百五十六条第一項の規定により置かれた計量行政審議会並びにその会長及び委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(講習)

第二十六条 施行日前に旧法第二百二十四条の計量教習所の課程を修了した者（旧施行法第六十八条の規定により旧法第二百二十四条の計量教習所の課程を修了したとみなされた者を含む。）は、新法第百六十六条の計量教習所の課程を修了したものとみなす。

(再検査及び不服申立て)

第二十七条 施行日前に申請された再検査並びに施行日前にされた異議申立て及び審査請求については、なお従前の例による。

(欠格事由)

第二十八条 旧法第二十七条の規定による登録の取消しは、新法第七十七条第一項又は第九十二条第一項の規定の適用については、新法第八十八条の規定による承認の取消し又は新法第九十九条の規定による指定の取消しとみなす。

2 旧法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられた者は、新法第二十七条（新法第百六条第三項及び第二百一十一条第二項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項（新法第百一条第三項、第百十四条及び第百三十三条において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第三項及び第百三十九条の適用については、新法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

(処分等)

第二十九条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によってしたものとみなす。

2 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によって付された表示又は交付された書面であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則の適用)

第三十条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十一条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表第一

物象の状態の量	計量単位
力	ダイン
仕事	エルグ
熱量	重量キログラムメートル エルグ
中性子放出率	中性子毎秒 中性子毎分
放射能	壊変毎秒 壊変毎分

附則別表第二

物象の状態の量	計量単位
長さ	ミクロン
周波数	サイクル又はサイクル毎秒
磁界の強さ	アンペア回数毎メートル エルステッド
起磁力	アンペア回数
磁束密度	ガンマ ガウス
磁束	マクスウェル
音圧レベル	ホン
濃度	規定

附則別表第三

物象の状態の量	計量単位
力	重量キログラム 重量グラム 重量トン
力のモーメント	重量キログラムメートル
圧力	重量キログラム毎平方メートル 重量グラム毎平方メートル 水銀柱メートル 水柱メートル
応力	重量キログラム毎平方メートル 重量グラム毎平方メートル
仕事	重量キログラムメートル
工率	重量キログラムメートル毎秒
熱量	カロリー
熱伝導率	カロリー毎秒毎メートル毎度 カロリー毎時毎メートル毎度
比熱容量	カロリー毎キログラム毎度

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に

係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(計量法の一部改正に伴う経過措置)

第百八条 施行日前に行われた第三百四十五条の規定による改正前の計量法又は同法に基づく命令の規定による市町村の長の処分又は不作為に係る同法第百六十三条第一項の規定に基づく審査請求については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた第三百四十五条の規定による改正前の計量法又は同法に基づく命令の規定による同法第二十条第一項に規定する指定定期検査機関又は同法第百七条第一項に規定する指定計量証明検査機関の処分又は不作為に係る同法第百六十三条第二項の規定に基づく審査請求については、なお従前の例による。

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。))に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年八月六日法律第一二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第三条中火薬類取締法第二十八条第一項の改正規定(「防止するため、」の下に「保安の確保のための組織及び方法その他経済産業省令で定める事項について記載した」を加える部分に限る。)、同法第三十五条第一項の改正規定(「火薬庫に」を「火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法に」に改める部分に限る。))及び同条第二項の改正規定(「適合しているかどうか」の下に「並びに第二十八条第一項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるものを実施しているかどうか」を加える部分に限る。))、第五条及び第十条の規定並びに附則第三十一条から第三十四条まで、第四十五条から第五十条まで、第七十六条、第七十七条及び第七十九条の規定 平成十三年四月一日

(計量法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の計量法（以下「旧計量法」という。）第十六条第一項第二号イの指定を受けている者は、第五条の規定の施行の日と同条の規定による改正後の計量法（以下「新計量法」という。）第十六条第一項第二号イの指定を受けたものとみなす。

第三十二条 第五条の規定の施行の際現に旧計量法第二十条第一項の指定を受けている者は、第五条の規定の施行の日に新計量法第二十条第一項の指定を受けたものとみなす。

第三十三条 第五条の規定の施行の際現に旧計量法第百十七条第一項の指定を受けている者は、第五条の規定の施行の日に新計量法第百十七条第一項の指定を受けたものとみなす。

第三十四条 第五条の規定の施行の際現に旧計量法第百三十五条第一項の指定を受けている者は、第五条の規定の施行の日に新計量法第百三十五条第一項の指定を受けたものとみなす。

(処分等の効力)

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前（製品安全協会については附則第十条の規定によりなお効力を有することとされる旧消費生活用製品安全法の規定の失効前、高圧ガス保安協会については附則第三十条の規定によりなお効力を有することとされる旧高圧ガス保安法の規定の失効前）にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十条 附則第二条から第九条まで及び第十四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一一年一二月二二日法律第二〇三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条から第十条まで及び第十二条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(計量法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の計量法（以下この条において「旧法」という。）の規定により経済産業大臣がした承認その他の処分であって、同条の規定の施行により研究所がすることとなるものは、同条の規定による改正後の計量法（以下この条において「新法」という。）の規定により研究所がした承認その他の処分とみなす。

2 前条の規定の施行の際現に旧法の規定により経済産業大臣に対してされている申請であって、同条の規定の施行により研究所に対してされることとなるものは、新法の規定により研究所に対してされた申請とみなす。

3 前条の規定の施行前に旧法の規定により経済産業大臣に対して届出をしなければならない事項であって、同条の規定の施行により研究所に対して届出をしなければならないもののうち、同条の規定の施行の日前にその届出がされていないものについては、これを、同条の規定の施行後は、新法の規定により研究所に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、新法の規定を適用する。

(政令への委任)

第十一条 附則第二条から第七条まで及び前条に定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第二〇四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条から第十九条までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(計量法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定の施行前に改正前の計量法（以下「旧計量法」という。）第百四十三条の規定により経済産業大臣がした認定は、改正後の計量法（以下「新計量法」という。）第百四十三条の規定により機構がした認定とみなす。

2 前条の規定の施行前に旧計量法第百四十七条第一項（認定事業者に係る部分に限る。）の規定により経済産業大臣により報告が求められた事項で、前条の規定の施行の日前にその報告が行われていないものについては、新計量法第百四十七条第一項の規定により機構により報告が求められたものとみなす。

3 前条の規定の施行の際現に旧計量法第百四十三条の規定により経済産業大臣に対してされている申請は、新計量法第百四十三条の規定により機構に対してされた申請とみなす。

4 前条の規定の施行前に旧計量法第百四十六条において準用する旧計量法第六十五条の規定により経済産業大臣に対して届出をしなければならない事項で、前条の規定の施行の日前にその届出がされていないものについては、これを新計量法第百四十六条において準用する新計量法第六十五条の規定により機構に対して届出をしなければならない事項について届出がされていないものとみなして、新計量法の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から第七条まで、第九条、第十一条、第十八条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第二二〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成一二年五月三一日法律第九一号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一三年六月二〇日法律第五四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 この法律による改正後の計量法（以下「新法」という。）第二百十一条の二の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法の例によりすることができる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の計量法第一百七条の登録を受けて計量証明の事業を行っている者であって当該事業が新法第九十九条第三号に規定する事業に該当するものは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（当該期間内に新法第一百七条の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日）までの間は、新法第一百七条の規定にかかわらず、当該計量証明の事業を行うことができる。その者が当該期間内に新法第八十八条の登録の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一五年六月一一日法律第七六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十三条の規定 公布の日

二 略

三 第一条、次条及び附則第十四条の規定 平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日

(計量法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の計量法第四百十三條の認定を受けている者は、第一条の規定の施行の日から起算して二年を経過する日又は当該認定を受けた日から起算して同条の規定による改正後の計量法（以下「新計量法」という。）第四百四十四條の二第一項の政令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日までの間は、新計量法第四百四十三條第一項の登録を受けているものとみなす。

(処分等の効力)

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一八年三月三一日法律第一〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二百十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表第一（第三条関係）

物象の状態の量	計量単位
長さ	メートル
質量	キログラム グラム トン
時間	秒 分 時
電流	アンペア
温度	ケルビン セルシウス度又は度
物質質量	モル
光度	カンデラ
角度	ラジアン 度 秒 分
立体角	ステラジアン
面積	平方メートル
体積	立方メートル リットル
角速度	ラジアン毎秒
角加速度	ラジアン毎秒毎秒
速さ	メートル毎秒 メートル毎時
加速度	メートル毎秒毎秒
周波数	ヘルツ
回転速度	毎秒 毎分 毎時
波数	毎メートル
密度	キログラム毎立方メートル グラム毎立方メートル グラム毎リットル
力	ニュートン
力のモーメント	ニュートンメートル
圧力	パスカル又はニュートン毎平方メートル パール
応力	パスカル又はニュートン毎平方メートル
粘度	パスカル秒又はニュートン秒毎平方メートル

動粘度	平方メートル毎秒
仕事	ジュール又はワット秒　ワット時
工率	ワット
質量流量	キログラム毎秒　キログラム毎分　キログラム毎時　グラム毎秒　グラム毎分　グラム毎時　トン毎秒　トン毎分　トン毎時
流量	立方メートル毎秒　立方メートル毎分　立方メートル毎時　リットル毎秒　リットル毎分　リットル毎時
熱量	ジュール又はワット秒　ワット時
熱伝導率	ワット毎メートル毎ケルビン又はワット毎メートル毎度
比熱容量	ジュール毎キログラム毎ケルビン又はジュール毎キログラム毎度
エントロピー	ジュール毎ケルビン
電気量	クーロン
電界の強さ	ボルト毎メートル
電圧	ボルト
起電力	ボルト
静電容量	ファラド
磁界の強さ	アンペア毎メートル
起磁力	アンペア
磁束密度	テスラ又はウェーバ毎平方メートル
磁束	ウェーバ
インダクタンス	ヘンリー
電気抵抗	オーム
電気のコンダクタンス	ジーメン
インピーダンス	オーム
電力	ワット
電力量	ジュール又はワット秒　ワット時
電磁波の電力密度	ワット毎平方メートル
放射強度	ワット毎ステラジアン
光束	ルーメン
輝度	カンデラ毎平方メートル
照度	ルクス
音響パワー	ワット
濃度	モル毎立方メートル　モル毎リットル　キログラム毎立方メートル　グラム毎立方メートル　グラム毎リットル
中性子放出率	毎秒　毎分
放射能	ベクレル　キュリー
吸収線量	グレイ　ラド
吸収線量率	グレイ毎秒　グレイ毎分　グレイ毎時　ラド毎秒　ラド毎分　ラド毎時
カーマ	グレイ
カーマ率	グレイ毎秒　グレイ毎分　グレイ毎時
照射線量	クーロン毎キログラム　レントゲン
照射線量率	クーロン毎キログラム毎秒　クーロン毎キログラム毎分　クーロン毎キログラム毎時　レントゲン毎秒　レントゲン毎分　レントゲン毎時
線量当量	シーベルト　レム
線量当量率	シーベルト毎秒　シーベルト毎分　シーベルト毎時　レム毎秒　レム毎分　レム毎時

別表第二（第四条関係）

物象の状態の量	計量単位
無効電力	バール
皮相電力	ボルトアンペア
無効電力量	バール秒　バール時
皮相電力量	ボルトアンペア秒　ボルトアンペア時
電磁波の減衰量	デシベル
音圧レベル	デシベル
振動加速度レベル	デシベル

別表第三（第四条関係）

物象の状態の量	計量単位
回転速度	回毎分　回毎時
圧力	気圧
粘度	ポアズ
動粘度	ストークス
濃度	質量百分率　質量千分率　質量百万分率　質量十億分率　質量一兆分率　質量千兆分率　体積百分率　体積千分率　体積百万分率　体積十億分率　体積一兆分率　体積千兆分率　ピーエッチ

[>サイトトップへ](#) [>このカテゴリの一覧へ](#)

Communication photocouplers

Separate power supply rail is not needed when used in low voltage circuit of 2.5V LVCMOS

Toshiba Devices & Storage

OPEN

C 1211-2:2017

目次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	4
5 表記	4
5.1 計器	4
5.2 分離することができる表示機構	5
6 性能	5
6.1 検定公差	5
6.2 電気的性能	5
6.3 機械的性能	9
6.4 電流コイル及び端子の温度上昇	11
6.5 絶縁性能	11
6.6 耐候性	11
6.7 材質	13
7 試験方法	13
7.1 器差試験	13
7.2 電気的性能の試験	13
7.3 機械的性能の試験	18
7.4 電流コイル及び端子の温度上昇試験	20
7.5 絶縁性能の試験	20
7.6 耐候性の試験	22
7.7 材質の試験	24
8 検定	25
9 使用中検査	25
10 対応関係	25
附属書A(規定)検定の方法	26
附属書B(規定)使用中検査	27

C 1211-2:2017

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本電気計測器工業会(JEMIMA)及び一般財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS C 1211-2:2014は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 1211の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 1211-1 第1部：一般仕様

JIS C 1211-2 第2部：取引又は証明用

印地安皮革創意工場 INDIANDIY
印地安皮革創意工場

專業的門市店員仔細介紹能讓您更容易了解皮革特、工具使用保養



日本工業規格

JIS



三重県



ルート

C 1211-2:2017

電力量計（誘導形単独計器）－ 第2部：取引又は証明用

Alternating-current watt-hour meters
(electromechanical meters for direct connection)-

Part 2: Measuring instruments used in transaction or certification

序文

この規格は、我が国の電力量計の使用実態を踏まえて、誘導形の電力量計だけに変更して作成した日本工業規格である。

なお、対応国際規格は2012年に発行されたOIML R 46-1及びOIML R 46-2があるが、基本的に電子式の電力量計について検討し規定したものであり、誘導形の電力量計については十分に検討されていないこと、また、誘導形の電力量計は今後電子式の電力量計に置き換えられることから、今回の改正ではこれまでの技術的内容をそのままにして作成したものである。

この規格は、電力量計（誘導形単独計器）が計量法の特定計量器として要求される要件のうち、構造及び性能に係る技術上の基準及び試験の方法を規定するために作成した日本工業規格であり、この規格の適合だけをもって計量法で定める検定に合格したということにはならない。また、この規格に適合するものであることを示す工業標準化法第19条の表示を付すことはできない。

1 適用範囲

この規格は、日本国内で取引又は証明における計量に使用される有効電力量計であって、単相2線式回路、単相3線式回路、三相3線式回路及び三相4線式回路において、計器用変成器と組み合わせないで単独に使用する誘導形の普通電力量計（以下、計器という。）について規定する。

なお、この規格で規定する事項のほかは、JIS C 1210による。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

OIML R 46-1:2012, Active electrical energy meters, Part 1: Metrological and technical requirements

OIML R 46-2:2012, Active electrical energy meters, Part 2: Metrological controls and performance tests(全体評価:NEQ)

なお、対応の程度を表す記号“NEQ”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“同等でない”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS C 1281 電力量計類の耐候性能
JIS C 3307 600 Vビニル絶縁電線(IV)
JIS C 3312 600 Vビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル
JIS C 60068-2-6 環境試験方法—電気・電子—第2-6部：正弦波振動試験方法(試験記号:Fc)
JIS C 60068-2-27 環境試験方法—電気・電子—第2-27部：衝撃試験方法(試験記号:Eb)
JIS K 2246 さび止め油
JIS Z 2371 塩水噴霧試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JIS C 1210による。

3.1

表示機構

計量値を連続的に示すか又は一定間隔で断続的に表示する目盛標識の集合。

3.2

分離することができる表示機構

計器本体から、コードなどによって分離している表示機構又はコネクタなどで外付けする表示機構。

3.3

器差

計量値から真実の値を減じた値のその真実の値に対する割合。

注記 JIS C 1211-1では“誤差”と表現している。

3.4

器差試験

計量法に規定される構造に係る技術上の基準に適合するかどうかを定めるために器差を測定すること。

3.5

検定

計量法に規定される特定計量器の検査。

注記 検定を行うものは、計量法によってその特定計量器の種類ごとに都道府県知事、指定検定機関、
国立研究開発法人産業技術総合研究所、日本電気計器検定所などと定められている。

3.6

使用中検査

電気計器及び計器用変成器の製造後、市場において使用されている計器の性能などの検査。

3.7

検定公差

検定における器差の絶対値で表される許容差。

3.8

使用公差

使用中検査における器差の絶対値で表される許容差。

3.9

型式承認表示

3

C 1211-2:2017

計量法に規定される特定計量器の型式について、その承認を取得している型式に属することを示す表示。
型の記号ともいい、銘板へ表記するもの。

3.10

誘導形計器

固定コイルに流れる電流によって、誘導可動素子(一般に円板)に誘導される電流で動作する計器。

3.11

II形計器

定格電流が20 A又は60 Aの単独計器。

3.12

III形計器

定格電流が30 A又は120 Aの単独計器。

3.13

IV形計器

定格電流が200 Aの単独計器。

3.14

発信装置

取引又は証明に使用するために、電力量に比例した電氣的パルスが発生する装置。

3.15

発信装置付計器

発信装置を備えた計器。

3.16

屋内形計器

雨水が全くかからず、直射日光が当たらない場所で使用することができる計器。

3.17

屋内耐候形計器

雨水が全くかからないが、直射日光が当たる場所で使用することができる耐候構造の計器。

3.18

普通耐候形計器

屋外の雨線内又は屋内に設置され、直射日光が当たり、雨水が時々かかる場所で使用することができる耐候構造の計器。

3.19

強化耐候形計器

屋外の雨線外に設置され、直射日光が当たり、雨水が直接かかる場所で使用することができる耐候構造の計器。

3.20

素子

回転子軸に駆動トルクを与える作動装置の一組。

3.21

計器定数

計器の1 kWh当たりの回転子の回転数をいい、rev/kWhで表す値。

4

C 1211-2:2017

3.22

パルス定数

発信装置及び表示装置（パルス合成器を含む。）から発信されるパルスの定数で、1 kWh当たりのパルス数。

3.23

表示装置

電力量の計量値などを表示する装置。

3.24

補助電源回路

表示装置を動作させるための電圧が加えられる回路で、表示装置の補助電源端子間の回路部分。

4 種類

計器の定格電圧、定格電流、定格周波数及び耐候性による種類は、相及び線式に応じ、表1による。

表1—計器の種類

相及び線式	定格電圧	定格電流	定格周波数	耐候構造
	V	A	Hz	
単相2線式	100	20	50	屋内形
	120	30	60	屋内耐候形
	200	60		普通耐候形
	240	120		強化耐候形
単相3線式	100	200		
三相3線式				

	100
三相4線式	200
	240

注記 計器の定格電圧は、電圧回路に加わる電圧をいい、三相3線式では線間電圧を、三相4線式では相電圧をいう。

5 表記

5.1 計器

計器には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項を明瞭に、かつ、消滅しないように表記しなければならない。

- 種類 “普通電力量計”と表記する。ただし、表記を簡略する場合は、普通電力量計と表記する。
- 型の記号
- 型式承認番号 型式承認表示として取得した番号。
- 使用回路の相及び線式 表記を簡略する場合は“単相2線式”を単2、“単相3線式”を単3、“三相3線式”を三3、“三相4線式”を三4と表記する。
- 計器固有の定格電圧、定格電流及び定格周波数 ただし、三相4線式計器の定格電圧においては、相電圧を表記する。
- 計器固有の計器定数 表記は、... rev/kWhとする。
- 発信装置を備えるものは、パルス記号及びパルス定数 パルス定数の表記は、... pulse/kWh又は... p/kWhとする。

5

C 1211-2:2017

h) 製造番号

i) 製造業者名又は登録商標

注記 商標法第二条第五項の登録商標をいう。

j) 西暦年による製造年

k) 屋内形計器は、“屋内形”である旨の表示“屋内形”と表記する。ただし、表記を簡略する場合は、“屋内”と表記する。

l) 屋内耐候形計器は、“屋内耐候形”である旨の表示“屋内耐候形”と表記する。ただし、表記を簡略する場合は、“屋内耐候”と表記する。

m) 強化耐候形計器は、“強化耐候形”である旨の表示“強化耐候形”と表記する。ただし、表記を簡略する場合は、“強化耐候”と表記する。

5.2 分離することができる表示機構

分離することができる表示機構は、その見やすい箇所に、パルス定数のパルス記号及びパルス定数を明瞭に、かつ、消滅しないように表記しなければならない。表記は、... pulse/kWh又は... p/kWhとする。

6 性能

6.1 検定公差

計器は、7.11によって試験をしたとき、定格電流による計器の区分ごとの負荷電流に応じ、その器差（器差百分率で表す。）が表2の検定公差を満足しなければならない。

表2-電力量計（単独計器）の検定公差

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)	力率	検定公差 %
II形計器	5, 50及び100	1	2.0
	20及び100	0.5(遅れ電流)	2.5
III形計器	3.3, 50及び100	1	2.0
	20及び100	0.5(遅れ電流)	2.5
IV形計器	2.5, 50及び100	1	2.0
	20及び100	0.5(遅れ電流)	2.5

6.2 電氣的性能

6.2.1 始動

計器は、7.2.11によって試験をしたとき、回転子が継続して回転しなければならない。

6.2.2 潜動

計器は、7.2.2によって試験をしたとき、回転子が1回転以上の回転をしてはならない。

6.2.3 自己加熱の影響

計器は、7.2.3によって試験をしたとき、自己加熱によって生じる器差の差が表3の限度を超えてはならない。

6

C 1211-2:2017

表3—自己加熱による器差の差の限度

時間 min	力率	器差の差の限度 %
0～30	1 0.5(遅れ電流)	1.0
30～120	1 0.5(遅れ電流)	0.5

6.2.4 電流特性

計器は、7.2.4によって試験をしたとき、負荷電流の変化によって生じる器差の差が表4の限度を超えず、かつ、器差が表4の許容差を満足しなければならない。

表4—電流変化による器差の差の限度及び器差の許容差

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)	力率	器差の最大と最小 との差の限度	器差の許容差	
			%	%	
			正相順	正相順	逆相順 ^{a)}
II形計器	5, 10, 20, 50及び100	1	1.5	±2.0	±2.0
	10, 20, 50及び100	0.5(遅れ電流)	2.0	±2.5	±2.5
III形計器	3.3, 6.7, 10, 20, 50 及び100	1	1.5	±2.0	±2.0
	6.7, 10, 20, 50及び100	0.5(遅れ電流)	2.0	±2.5	±2.5
IV形計器	2.5, 5, 10, 20, 50及び100	1	1.5	±2.0	±2.0
	5, 10, 20, 50及び100	0.5(遅れ電流)	2.0	±2.5	±2.5

注a) 三相計器で、逆相順の状態において動作するものに適用する。

6.2.5 不平衡負荷の影響

単相3線式、三相3線式及び三相4線式計器の不平衡負荷による影響は、次による。

- a) 計器は、7.2.5 a)によって試験をしたとき、不平衡負荷の影響によって生じる器差の差が、定格電流の50 % [力率1及び0.5(遅れ電流)]で2.5 %を超えてはならない。
- b) 計器は、7.2.5 b)によって試験をしたとき、器差が表5の許容差を満足しなければならない。

C 1211-2:2017

表5—不平衡負荷による器差の許容差

相及び線式	定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)	力率	器差の許容差 %
単相3線式	II形計器	10, 20及び50	1	±3.0
		20及び50	0.5(遅れ電流)	
	III形計器	6.7, 10, 20及び50	1	
		13.3, 20及び50	0.5(遅れ電流)	
	IV形計器	5, 10, 20及び50	1	
		10, 20及び50	0.5(遅れ電流)	
三相3線式	II形計器	8.7, 20及び50	1	±3.0
		17.3及び50	0.5(遅れ電流)	
	III形計器	5.8, 10, 20及び50	1	
		11.5, 20及び50	0.5(遅れ電流)	
	IV形計器	4.3, 8.7, 20及び50	1	
		8.7, 20及び50	0.5(遅れ電流)	
三相4線式	II形計器	15, 20及び50	1	±3.0
		30及び50	0.5(遅れ電流)	
	III形計器	10, 20及び50	1	
		20及び50	0.5(遅れ電流)	
	IV形計器	7.5, 20及び50	1	
		15及び50	0.5(遅れ電流)	

6.2.6 温度特性

温度特性は、次による。

- a) 計器は、7.2.6 a)によって試験をしたとき、計器の種類ごとに、周囲温度の変化によって生じる器差の差が表6の限度を超えてはならない。

表6—温度変化による器差の差の限度

計器の種類	周囲温度 °C	力率	器差の差の限度 %
屋内形計器	-10～40	1	0.6
屋内耐候形計器		0.5(遅れ電流)	1.0
普通耐候形計器	-10～40	1	0.6
強化耐候形計器		0.5(遅れ電流)	1.0
	40～50	1	0.8
		0.5(遅れ電流)	1.2

- b) 発信装置付計器は、-10 °C～40 °Cの範囲の温度において、発信装置及び分離することができる表示機構の機能に支障が生じてはならない。ただし、強化耐候形計器にあっては、温度範囲を-10 °C～50 °Cとする。また、7.2.6 b)によって試験をしたとき、発信装置において発生するパルス数が、電力量に正しく比例し、分離することができる表示機構がパルス数に応じて電力量を正しく表示しなければならない。

6.2.7 電圧特性

電圧特性は、次による。

- a) 計器は、7.2.7 a)によって試験をしたとき、定格電流による計器の区分ごとの負荷電流に応じ、定格電

圧を基準とする $\pm 10\%$ の電圧変化によって生じる器差の差が表7の限度を超えてはならない。

表7—電圧変化による器差の差の限度

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)	力率	器差の差の限度 %
II形計器	10及び100	1	1.0
	100	0.5(遅れ電流)	
III形計器	6.7及び100	1	
	100	0.5(遅れ電流)	
IV形計器	5及び100	1	
	100	0.5(遅れ電流)	

- b) 発信装置付計器は、補助電源の定格電圧の80%～110%の範囲の電圧において、発信装置及び分離することができる表示機構の機能に支障が生じてはならない。また、7.2.7 b)によって試験をしたとき、発信装置において発生するパルス数が、電力量に正しく比例し、分離することができる表示機構がパルス数に応じて電力量を正しく表示しなければならない。

6.2.8 周波数特性

計器は、7.2.8によって試験をしたとき、定格電流による計器の区分ごとの負荷電流に応じ、定格周波数を基準とする $\pm 5\%$ の周波数の変化によって生じる器差の差が表8の限度を超えてはならない。

表8—周波数変化による器差の差の限度

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)	力率	器差の差の限度 %
II形計器	10及び100	1	1.0
	50	0.5(遅れ電流)	2.0
III形計器	6.7及び100	1	1.0
	50	0.5(遅れ電流)	2.0
IV形計器	5及び100	1	1.0
	50	0.5(遅れ電流)	2.0

6.2.9 外部磁界の影響

外部磁界の影響は、次による。

- a) 計器は、7.2.9 a)によって試験をしたとき、定格電流による計器の区分ごとの負荷電流に応じ、外部磁界を与えたことによって生じる器差の差が表9の限度を超えてはならない。

表9—外部磁界による器差の差の限度

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)	器差の差の限度 %
II形計器	10	1.0
III形計器	6.7	
IV形計器	5	

- b) 発信装置付計器は、7.2.9 b)によって試験をしたとき、発信装置において発生するパルス数が電力量に正しく比例しなければならない。

6.2.10 波形の影響

計器は、7.2.10によって試験をしたとき、第3調波を含めたことによって生じる器差の差の限度が1.0%

を超えてはならない。

6.2.11 過電流の影響

過電流の影響は、次による。

- a) 計器は、7.2.11のa)～c)によって試験をしたとき、不適切な温度上昇、電氣的損傷及び機械的損傷を生じることなく、また、過電流を通電させたことによって生じる器差の差の限度が1.0%を超えてはならない。

例 不適切な温度上昇は、通常の使用状態における温度とは異なる高温状態、部分的な温度上昇箇所の発生などである。電氣的損傷は、電気回路の焼損、電圧又は電流コイルの溶断、絶縁不良、放電痕などである。機械的損傷は、計器外箱の変形又は破損、ねじの緩み、補償素子又は調整装置の変形又は破損などである。

- b) 発信装置付計器は、7.2.11 d)によって試験をしたとき、発信装置において発生するパルス数が、電力量に正しく比例しなければならない。

6.2.12 逆方向電流の影響

逆回転阻止装置を備える計器の逆方向電流の影響は、次による。

- a) 計器は、7.2.12 a)によって試験をしたとき、回転子が1回転未満で停止しなければならない。
b) 発信装置付計器は、7.2.12 b)によって試験をしたとき、発信装置において発生するパルス数が、回転子が1回転するときに発生するパルス数を超過してはならない。

6.3 機械的性能

6.3.1 機構など

計器の軸受、表示機構及び発信装置は、次による。

- a) 計器は、7.3.1 a)によって試験をしたとき、器差の最大と最小との差が1.0 %を超えてはならない。
b) 現字形表示機構を備える計器は、7.3.1 b)によって試験をしたとき、7.3.1 a)で行った器差の平均値と、数字車が2個同時に繰り上がるときの器差との差が1.0 %を超えてはならない。
c) 計器は、7.3.1 c)によって試験をしたとき、表示機構の離脱の前と後との器差の差の限度が2.0 %を超えてはならない。
d) 計器は、7.3.1 d)によって試験をしたとき、試験開始直後に対する500時間経過ごとの器差の差の限度が1.0 %を超えてはならない。
e) 発信装置付計器は、7.3.1 e)によって試験をしたとき、発信装置において発生するパルス数が電力量に正しく比例しなければならない。

6.3.2 発信装置及び分離することができる表示機構

発信装置付計器は、7.3.2によって試験をしたとき、発信装置において発生するパルス数が電力量に正しく比例しなければならない。分離することができる表示機構は、パルス数に応じて電力量を正しく表示しなければならない。

6.3.3 傾斜の影響

傾斜の影響は、次による。

- a) 計器は、7.3.3 a)によって試験をしたとき、定格電流による計器の区分ごとの負荷電流に応じ、傾斜によって生じる器差の差が表10の限度を超えてはならない。

10

C 1211-2:2017

表10—傾斜による器差の差の限度

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)	器差の差の限度 %
II形計器	5	2.0
	50及び100	1.0
III形計器	3.3	2.0
	50及び100	1.0
IV形計器	2.5	2.0
	50及び100	1.0

- b) 発信装置付計器は、7.3.3 b)によって試験をしたとき、発信装置において発生するパルス数が、電力量に正しく比例しなければならない。

6.3.4 振動の影響

振動の影響は、次による。

- a) 計器は、7.3.4 a)によって試験をしたとき、機械的損傷を生じてはならない。また、定格電流による計器の区分ごとの負荷電流に応じ、振動を加えたことによって生じる器差の差が表11の限度を超えてはならない。

例 機械的損傷は、計器外箱又は内部構造部品の変形又は破損、ねじの緩み、電圧又は電流コイルの断線などである。

表11—振動による器差の差の限度

定格電流による	負荷電流	力率	器差の差の限度
---------	------	----	---------

計器の区分	(定格電流に対する百分率)		%
II形計器	5	1	1.3
	50及び100		1.0
	10, 50及び100	0.5(遅れ電流)	1.3
III形計器	3.3	1	1.3
	50及び100		1.0
	6.7, 50及び100	0.5(遅れ電流)	1.3
IV形計器	2.5	1	1.3
	50及び100		1.0
	5, 50及び100	0.5(遅れ電流)	1.3

b) 発信装置付計器は、7.3.4 b)によって試験をしたとき、発信装置において発生するパルス数が、電力量に正しく比例しなければならない。

6.3.5 衝撃の影響

衝撃の影響は、次による。

a) 計器は、7.3.5 a)によって試験をしたとき、機械的損傷を生じてはならない。また、定格電流による計器の区分ごとの負荷電流に応じ、衝撃を加えたことによって生じる器差の差が表12の限度を超えてはならない。

例 機械的損傷は、計器外箱又は内部構造部品の変形又は破損、ねじの緩み、電圧又は電流コイルの断線などである。

b) 発信装置付計器は、7.3.5 b)によって試験をしたとき、発信装置において発生するパルス数が、電力量に正しく比例しなければならない。

11

C 1211-2:2017

表12—衝撃による器差の差の限度

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)	力率	器差の差の限度 %
II形計器	5	1	1.3
	50及び100		1.0
	10, 50及び100	0.5(遅れ電流)	1.3
III形計器	3.3	1	1.3
	50及び100		1.0
	6.7, 50及び100	0.5(遅れ電流)	1.3
IV形計器	2.5	1	1.3
	50及び100		1.0
	5, 50及び100	0.5(遅れ電流)	1.3

6.4 電流コイル及び端子の温度上昇

計器は、7.4によって試験をしたとき、計器の種類ごとに、電流コイルの表面及び電流端子の温度上昇が表13の限度を超えてはならない。

表13—電流コイル及び端子の温度上昇の限度

計器の種類	温度上昇の限度 °C	
	電流コイルの表面	電流端子
屋内形計器	65	40
屋内耐候形計器		
普通耐候形計器		
強化耐候形計器	55	40

6.5 絶縁性能

6.5.1 絶縁抵抗

計器は、7.5.1によって試験をしたとき、絶縁抵抗が5 MΩ以上でなければならない。

6.5.2 商用周波耐電圧

計器は、7.5.2によって試験をしたとき、これに耐えなければならない。

6.5.3 雷インパルス耐電圧

計器は、7.5.3によって試験をしたとき、電圧コイル、電流コイル、補助電源回路、リード線などで放電したり、電圧コイルが断線したりするなどの異常があってはならない。

6.6 耐候性

6.6.1 注水の影響

普通耐候形計器及び強化耐候形計器は、7.6.1によって試験をしたとき、次の各項に適合しなければならない。

- a) 6.5.1に適合する。
- b) 6.5.2に適合する。
- c) 計器の内部に浸水がない。

6.6.2 耐光性

屋内耐候形計器、普通耐候形計器及び強化耐候形計器は、次の各項に適合しなければならない。

- a) 7.6.2 a)によって試験をしたとき、次の変化があってはならない。

12

C1211-2:2017

- 金属部分の進行性のさび
- 塗装面のひび割れ、膨れ、剥がれ及び著しい変退色
- カバー又はパッキンのひび割れ、膨れ及び変質
- 合成樹脂製の計器の場合、外箱の内部及び外部のひび割れ、変形及び変質
- 文字、標識などの読取りに支障となる、銘板、試験標、表示装置及びカバーの変退色

- b) 合成樹脂製の普通耐候形計器及び強化耐候形計器は、7.6.2 b)によって試験をしたとき、次の変化があってはならない。

- 外箱の内部及び外部のひび割れ、変形及び変質
- スプリングハンマ衝撃試験による破損

6.6.3 湿潤・亜硫酸ガスの影響

湿潤・亜硫酸ガスの影響は、次による。

- a) 普通耐候形計器及び強化耐候形計器は、7.6.3のa)及びb)によって試験をしたとき、次の各項に適合しなければならない。

- 1) 6.5.1に適合する。
- 2) 6.5.2に適合する。
- 3) カバー内の曇りによる表示装置の読取りの支障が24時間以上続かない。
- 4) 3)に引き続いて1週間経過したとき、カバー内部に結晶物の付着によって、表示装置の読取りに支障があるほどの曇りが生じない。

- b) 普通耐候形計器及び強化耐候形計器は、7.6.3 c)によって試験をしたとき、次の変化があってはならない。

- 金属部分の進行性のさび
- 塗装面のひび割れ、膨れ、剥がれ及び著しい変退色
- パッキンのひび割れ、膨れ及び変質
- 合成樹脂製の計器の場合、外箱の内部及び外部のひび割れ、変形及び変質

- c) 合成樹脂製の普通耐候形計器及び強化耐候形計器は、7.6.3 d)によって試験をしたとき、破損があってはならない。

6.6.4 塩水噴霧の影響

塩水噴霧の影響は、次による。

- a) 普通耐候形計器及び強化耐候形計器は、7.6.4 a)によって試験をしたとき、次の変化があってはならない。

- 金属部分の著しい進行性のさび。ただし、強化耐候形計器では、進行性のさびを含む。
- 塗装面のひび割れ、膨れ、剥がれ及び著しい変退色
- パッキンのひび割れ、膨れ及び変質
- 合成樹脂製の計器の場合、外箱の内部及び外部のひび割れ、変形及び変質

- b) 合成樹脂製の普通耐候形計器及び強化耐候形計器は、7.6.4 b)によって試験をしたとき、破損があってはならない。

6.6.5 パッキン老化の影響

パッキン老化の影響は、次による。

- a) 普通耐候形計器及び強化耐候形計器は、7.6.5 a)によって試験をしたとき、次の各項に適合しなければ

ならない。

13

C 1211-2:2017

- 6.5.1に適合する。
 - 6.5.2に適合する。
 - 計器の内部に浸水がない。
 - パッキンのひび割れ、膨れ、変質などがない。
 - 合成樹脂製の計器の場合、パッキン並びに外箱の内部及び外部のひび割れ、変形及び変質がない。
- b) 合成樹脂製の普通耐候形計器及び強化耐候形計器は、7.6.5 b)によって試験をしたとき、破損があつてはならない。

6.6.6 高温急冷の影響

普通耐候形計器及び強化耐候形計器は、7.6.6によって試験をしたとき、カバーのガラス部分に、並びに合成樹脂製の計器にあつては外箱の内部及び外部に、ひび割れなどの異常があつてはならない。

6.6.7 塗膜の厚さ

強化耐候形計器（合成樹脂製の計器は除く。）は、7.6.7によって試験をしたとき、外箱の塗膜の厚さが30 µm以上でなければならない。

6.7 材質

材質は、次による。

- a) 合成樹脂製の計器の外箱（ベース、カバー及び端子カバー）及び端子ボックスは、7.7 a)によって試験をしたとき、グローワイヤの接触によって炎及び赤熱がなく、又はグローワイヤを取り去った後、試料が燃え尽きることなく、炎及び赤熱が30秒間以内に消滅しなければならない。試料の下方に置いた木の板に焦げがなく、薄葉紙に着火があつてはならない。
- b) 合成樹脂製の計器の外箱は、7.7 b)によって試験をしたとき、破損してはならない。また、計器は、その機能に支障があつてはならない。

7 試験方法

7.1 器差試験

試験は、定格周波数及び定格電圧の下で、定格電流による計器の区分ごとに表14に規定する力率の負荷電流を通じて、器差を測定する。

表14—器差試験の条件

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)	力率
II形計器	5, 50及び100	1
	20及び100	0.5(遅れ電流)
III形計器	3.3, 50及び100	1
	20及び100	0.5(遅れ電流)
IV形計器	2.5, 50及び100	1
	20及び100	0.5(遅れ電流)

7.2 電気的性能の試験

7.2.1 始動

試験は、定格周波数及び定格電圧の下で、定格電流による計器の区分ごとに力率1の表15に規定する負荷電流を通じて、回転子が1回転以上回転することを調べる。

C 1211-2:2017

表15—始動試験の条件

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する割合)
II形計器	1/250
III形計器	1/375
IV形計器	1/500

7.2.2 潜動

試験は、定格周波数及び定格電圧の110 %の電圧を加え、回転子が1回転未満で停止することを調べる。

7.2.3 自己加熱の影響

試験は、次による。

- 定格周波数の下で、定格電圧を1時間加えた後、力率1及び0.5(遅れ電流)の定格電流を通じた場合において、定格電流を通じた直後と30分後との、及び30分後と120分後との器差の差を求める。
- 定格周波数の下で、定格電圧を加えると同時に、力率1及び0.5(遅れ電流)の定格電流を通じた場合において、直後と30分後との、及び30分後と120分後との器差の差を求める。

7.2.4 電流特性

試験は、定格周波数及び定格電圧の下で、定格電流による計器の区分ごとに表16に規定する力率の負荷電流を通じて器差を測定し、それぞれの負荷電流における器差及びそれぞれの力率の負荷電流における器差の最大と最小との差を求める。また、三相計器であって、逆相順の状態において動作するものは、逆相順で同様に器差を測定する。

表16—電流特性試験の条件

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)	力率
II形計器	5, 10, 20, 50及び100	1
	10, 20, 50及び100	0.5(遅れ電流)
III形計器	3.3, 6.7, 10, 20, 50及び100	1
	6.7, 10, 20, 50及び100	0.5(遅れ電流)
IV形計器	2.5, 5, 10, 20, 50及び100	1
	5, 10, 20, 50及び100	0.5(遅れ電流)

7.2.5 不平衡負荷の影響

試験は、次による。

- 定格周波数及び定格電圧の下で、表17に規定する力率の負荷電流を通じて器差を測定した後、1素子ごとに、器差を測定し、不平衡負荷の影響によって生じる器差の差を求める。
- 定格周波数及び定格電圧の下で、1素子ごとに、表17に規定する力率の負荷電流を通じて器差を測定する。

15

C 1211-2:2017

表17—不平衡負荷の影響試験の条件

相及び線式	定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)	力率
単相3線式	II形計器	10, 20及び50	1
		20及び50	0.5(遅れ電流)
	III形計器	6.7, 10, 20及び50	1
		13.3, 20及び50	0.5(遅れ電流)
三相3線式	IV形計器	5, 10, 20及び50	1
		10, 20及び50	0.5(遅れ電流)
	II形計器	8.7, 20及び50	1

三相4線式	III形計器	17.3及び50	0.5(遅れ電流)
		5.8, 10, 20及び50	1
	IV形計器	11.5, 20及び50	0.5(遅れ電流)
		4.3, 8.7, 20及び50	1
	II形計器	8.7, 20及び50	0.5(遅れ電流)
		15, 20及び50	1
	III形計器	30及び50	0.5(遅れ電流)
		10, 20及び50	1
	IV形計器	20及び50	0.5(遅れ電流)
		7.5, 20及び50	1
		15及び50	0.5(遅れ電流)

7.2.6 温度特性

試験は、次による。温度を変える場合は、温度衝撃が加わらないように、試験槽内の温度を毎分1℃程度、最大毎分2℃の割合で変化させる。

- a) 定格周波数及び定格電圧の下で、力率1及び0.5(遅れ電流)の定格電流を通じて、計器の種類ごとに表18に規定する周囲温度において器差を測定し、10℃変化することによって生じる器差の差を求める。

表18—温度特性試験の条件

計器の種類	周囲温度 ℃
屋内形計器	-10, 0, 10, 20, 30及び40
屋内耐候形計器	
普通耐候形計器	
強化耐候形計器	-10, 0, 10, 20, 30, 40及び50

- b) 発信装置付計器は、a)の試験のほか、定格周波数及び定格電圧の下で、力率1及び0.5(遅れ電流)の定格電流を通じて、周囲温度を-10℃及び40℃(強化耐候形計器は、50℃)に保った状態で、それぞれ発信装置において発生するパルス数を測定する。分離することができる表示機構は、パルス数に応じて電力量を正しく表示していることを調べる。また、機能に支障がないことを調べる。

7.2.7 電圧特性

試験は、次による。

- a) 定格周波数の下で、定格電圧の90%、100%及び110%の電圧で、定格電流による計器の区分ごとに表19に規定する力率の負荷電流を通じて器差を測定し、定格電圧からの電圧変化によって生じる器差の差を求める。

16

C1211-2:2017

表19—電圧特性試験の条件

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)	力率
II形計器	10及び100	1
	100	0.5(遅れ電流)
III形計器	6.7及び100	1
	100	0.5(遅れ電流)
IV形計器	5及び100	1
	100	0.5(遅れ電流)

- b) 発信装置付計器は、a)の試験のほか、電圧回路又は補助電源に計器の定格電圧の80%及び110%の電圧を加えて、発信装置において発生するパルス数を測定する。分離することができる表示機構は、パルス数に応じて電力量を正しく表示していることを調べる。また、機能に支障がないことを調べる。

7.2.8 周波数特性

試験は、定格電圧の下で、定格周波数の95%、100%及び105%の周波数で、定格電流による計器の区分ごとに表20に規定する力率の負荷電流を通じて器差を測定し、定格周波数からの周波数変化によって生じる器差の差を求める。

表20—周波数特性試験の条件

定格電流による	負荷電流	力率
---------	------	----

計器の区分	(定格電流に対する百分率)	I
II形計器	10及び100	0.5(遅れ電流)
	50	1
III形計器	6.7及び100	0.5(遅れ電流)
	50	1
IV形計器	5及び100	0.5(遅れ電流)
	50	1

7.2.9 外部磁界の影響

試験は、次による。

- a) 定格周波数及び定格電圧の下で、定格電流による計器の区分ごとに力率1の表21に規定する負荷電流を通じて器差を測定した後、計器を磁化コイルの中心に置き、そのコイルの発生する磁界を計器に最大の影響を及ぼす方向に与え、器差を測定し、外部磁界によって生じる器差の差を求める。磁化コイルは直径1 mで起磁力100 Aの円形コイルとし、その電流は、計器の定格周波数で、また、計器に最大の影響を与える位相角とする。

表21—外部磁界の影響試験の条件

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)
II形計器	10
III形計器	6.7
IV形計器	5

- b) 発信装置付計器は、a)の試験のほか、a)に規定する外部磁界を与えて、発信装置において発生するパルス数を測定する。

17

C 1211-2:2017

7.2.10 波形の影響

試験は、定格周波数及び定格電圧の下で、力率1の定格電流の33 %の負荷電流を通じて器差を測定した後、その負荷電流に10 %の第3調波を含めたときの器差を測定し、第3調波によって生じる器差の差を求める。ただし、第3調波の基本波に対する位相角は、影響の最も大きい角度とする。多素子計器は、各素子を単相接続(電圧回路を並列、電流回路を直列)した状態で試験を行う。

7.2.11 過電流の影響

試験は、次による。

- a) 定格周波数及び定格電圧の下で、定格電流による計器の区分ごとに力率1の表23に規定する負荷電流を通じて器差を測定する。
- b) 定格電流ごとに表22の第1試験に規定する過電流を規定する時間通電し、通電後、電圧だけを印加して1時間経過した後、a)の条件で器差を測定し、過電流によって生じる器差の差を求める。また、不適切な温度上昇、電氣的損傷及び機械的損傷が生じていないことを調べる。
- c) 第1試験を行った後に同一の計器を用いて表22の第2試験に規定する過電流を規定する時間通電し、電圧だけを印加して1時間経過した後、a)の条件で器差を測定し、過電流によって生じる器差の差を求める。また、不適切な温度上昇、電氣的損傷及び機械的損傷が生じていないことを調べる。

表22—過電流の影響試験の条件

定格電流 A	第1試験 定格電流に対する 過電流の倍率	通電時間 min	第2試験 定格電流に対する 過電流の倍率	通電時間 s
5を超え30以下	1.5	20	20	0.5
30を超える	1.5	20	15 a)	0.5

注a) 定格電流の15倍が2.5 kAを超えるものは、2.5 kAとする。

表23—過電流の影響試験の条件

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)
II形計器	5及び100
III形計器	3.3及び100
IV形計器	2.5及び100

- d) 発信装置付計器は、a)～c)の試験のほか、b)に規定する過電流を通電し、通電後1時間経過した後に、発信装置において発生するパルス数を測定する。また、c)に規定する電流を通電し、通電後1時間経過した後に、発信装置において発生するパルス数を測定する。

7.2.12 逆方向電流の影響

逆回転阻止装置を備える計器の試験は、次による。

- a) 定格周波数及び定格電圧の下で、力率1の定格電流の5%及び100%の逆方向の負荷電流を通じて回転子の回転を調べる。
- b) 発信装置付計器は、a)の試験のほか、a)に規定する電力を通じて、発信装置において発生するパルス数を測定する。

18

C1211-2:2017

7.3 機械的性能の試験

7.3.1 機構など

試験は、次による。

- a) 試験は、定格周波数及び定格電圧の下で、定格電流による計器の区分ごとに力率1の表24に規定する負荷電流を通じて、器差を20回繰り返し連続して測定し、器差の最大と最小との差を求める。ただし、1回の測定は、算定時間は50秒以上とし、50秒に最も近くなる回転子の整数回転数で行う。現字形表示機構を備える計器は、数字車の繰り上がる状態を避けて行う。
- b) 現字形表示機構を備える計器は、定格周波数及び定格電圧の下で、定格電流による計器の区分ごとに力率1の表24に規定する負荷電流を通じて、数字車が2個同時に繰り上がる状態で、回転子の速さが最も遅くなるときの器差を求める。
- c) 表示機構の着脱による器差変動の影響の試験は、定格周波数及び定格電圧の下で、定格電流による計器の区分ごとに力率1の表24に規定する負荷電流を通じて、表示機構を装着したとき及び離脱したときの器差をそれぞれ20回繰り返し連続して測定し、それぞれの器差の平均値の差を求める。ただし、現字形表示機構を備える計器は、数字車の繰り上がる状態を避けて行う。

表24—軽負荷器差変動、2個同時躍進及び表示機構の着脱の影響試験の条件

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)
II形計器	5
III形計器	3.3
IV形計器	2.5

- d) 連続動作の影響の試験は、計器に最大加速度500 m/s²の衝撃を、回転子軸方向及び回転子軸と直角方向にそれぞれ1回加えた後、定格周波数及び定格電圧の下で、力率1の定格電流を通じて1 000時間連続動作させる。このとき、試験開始直後、500時間経過後及び1 000時間経過後に、器差の測定を次の方法によって行い、試験開始直後に対する500時間経過ごとにおける器差の平均値を求め、それぞれの差を求める。

- 1) 各測定は、定格周波数及び定格電圧の下で、定格電流による計器の区分ごとに力率1の表25に規定する負荷電流を通じて行う。

- 2) 1)の試験の前後に、7.2.1、7.2.2及び7.3.1 a)の試験を行う。

表25—連続動作の影響試験の条件

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)
II形計器	5及び100
III形計器	3.3及び100
IV形計器	2.5及び100

- e) 発信装置付計器は、d)の試験をしたとき、発信装置において発生するパルス数を試験開始直後、500時間経過後及び1 000時間経過後に測定する。

7.3.2 発信装置及び分離することができる表示機構

試験は、定格周波数及び定格電圧の下で、力率1の定格電流を通じて、発信装置に補助電源の定格電圧を加えて、発信装置において発生するパルス数を測定する。また、そのパルス数に応じて、分離すること

19

C 1211-2:2017

ができる表示機構が電力量を正しく表示することを調べる。

7.3.3 傾斜の影響

試験は、次による。

- a) 計器を正常な姿勢並びに正常な姿勢から前、後、左及び右にそれぞれ3°傾斜させた場合において、定格周波数及び定格電圧の下で、定格電流による計器の区分ごとに力率1の表26に規定する負荷電流を通じて器差を測定し、それぞれの傾斜によって生じる器差の差を求める。

表26—傾斜の影響試験の条件

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)
II形計器	5, 50及び100
III形計器	3.3, 50及び100
IV形計器	2.5, 50及び100

- b) 発信装置付計器は、a)の試験のほか、a)に規定する傾斜によって、発信装置において発生するパルス数を測定する。

7.3.4 振動の影響

試験は、次による。

- a) 計器を、正常な姿勢に対して上下、左右及び前後の方向に、JIS C 60068-2-6の方法によって、振動数16.7 Hz、全振幅(複振幅)4 mmの振動をそれぞれ1時間加えた場合において、それぞれの振動を加えた後に、機械的損傷がないことを調べる。また、定格周波数及び定格電圧の下で、定格電流による計器の区分ごとに表27に規定する力率の負荷電流を通じて、それぞれの振動を加える前及び後の器差を測定し、それぞれの振動によって生じる器差の差を求める。
- b) 発信装置付計器は、a)の試験の後に、発信装置において発生するパルス数を測定する。
- c) a)の試験の前後に7.2.1、7.2.2及び7.3.1 a)の試験を行う。

表27—振動の影響試験の条件

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)	力率
II形計器	5, 50及び100	1
	10, 50及び100	0.5(遅れ電流)
III形計器	3.3, 50及び100	1
	6.7, 50及び100	0.5(遅れ電流)
IV形計器	2.5, 50及び100	1
	5, 50及び100	0.5(遅れ電流)

7.3.5 衝撃の影響

試験は、次による。

- a) 計器を、正常な姿勢に対して上下及びこれに直角の方向に、JIS C 60068-2-27の方法によって、表28に示す衝撃を加えた場合において、それぞれの衝撃を加えた後に、機械的損傷がないことを調べる。また、定格周波数及び定格電圧の下で、定格電流による計器の区分ごとに表29に規定する力率の負荷電流を通じて、それぞれの衝撃を加える前及び後の器差を測定し、それぞれの衝撃によって生じる器差の差を求める。

20

C 1211-2:2017

表28—衝撃の影響試験の条件

パルス波形	正弦半波
パルスの作用時間	11 ms
ピーク加速度	500 m/s ²
回数	2回

b) 発信装置付計器は、a)の試験の後に、発信装置において発生するパルス数を測定する。

c) a)の試験の前後に7.2.1、7.2.2及び7.3.1 a)の試験を行う。

表29—衝撃の影響試験の条件

定格電流による 計器の区分	負荷電流 (定格電流に対する百分率)	力率
II形計器	5、50及び100	1
	10、50及び100	0.5(遅れ電流)
III形計器	3.3、50及び100	1
	6.7、50及び100	0.5(遅れ電流)
IV形計器	2.5、50及び100	1
	5、50及び100	0.5(遅れ電流)

7.4 電流コイル及び端子の温度上昇試験

試験は、定格周波数の下で、定格電圧を加えると同時に力率1の定格電流の110%の負荷電流を通じ、2時間後における電流コイルの表面及び電流端子の温度を熱電対法で測定する。測定は、次による。

a) 使用する接続導線は、表30に規定する試験用導線とし、これを各電流端子に接続する。

b) 電流コイルの表面の測定箇所は、電流コイルのほぼ中央部とする。熱電対(JIS C 1602に規定する構成材料の種類の記号Tの直径0.3 mm程度のものを推奨する。)は、電流コイルの絶縁を一部切り取ってはんだ付けをする。

c) 電流端子の温度上昇は、温度分布がほぼ一様で、測定に便利な電流端子の一部に熱電対を固定して測定する。

表30—試験用導線

定格電流	公称断面積	構成a)	試験用導線	種類	試験用導線の長さ
A	mm ²	(素線数/素線径mm)			m
20	—	2/6	600 Vビニル絶縁電線b)		1.5
30	8	7/1.2	600 Vビニル絶縁電線b)		1.5
60	14	7/1.6	600 Vビニル絶縁電線b)		1.5
120	38	7/2.6	600 Vビニル絶縁電線b)		1.5
200	80	19/2.7/0.45	600 Vビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブルc)		1.5

注a) 素線数が1の場合は、“素線径”。

b) JIS C 3307による。

c) JIS C 3312による。

7.5 絶縁性能の試験

7.5.1 絶縁抵抗

試験は、表31によって、直流電圧を加えて絶縁抵抗を測定する。

21

C 1211-2:2017

表31—絶縁抵抗の試験条件

試験電圧印加箇所	直流電圧
電圧回路とベースとの間	500 V
電流回路とベースとの間	
電流回路相互間a)、b)(試験用端子を開いて行う。)	
電圧回路と電流回路との間b)(試験用端子を開いて行う。)	
注a) 単相3線式、三相3線式及び三相4線式計器に適用する。	
b) 試験用端子がない計器は除く。	

7.5.2 商用周波耐電圧

試験は、表32によって、定格周波数の正弦波又は正弦波に近い交流電圧を1分間加えて行う。

表32—商用周波耐電圧試験の条件

試験電圧印加箇所	交流電圧
電圧回路とベースとの間	2 kV
電流回路とベースとの間	
電流回路相互間a) (試験用端子を開いて行う。)	
試験用端子で接続された電圧回路及び電流回路と2S-2L端子との間	
(2S-2L端子に接続された電圧回路接続線を開いて行う。)	
注a) 単相3線式、三相3線式及び三相4線式計器に適用する。ただし、試験用端子がない計器は除く。	

7.5.3 雷インパルス耐電圧

試験は、次による。

- a) 印加電圧 計器の電気回路に印加する電圧は、次による。
 - － 正極性の標準雷インパルス電圧波形: $+1.2/50 \mu\text{s}$
 - － 全波電圧: 6 kV
- b) 印加方法 試験用端子を接続した状態で、次に規定する端子間に試験電圧を各1回加える。ただし、ベースは接地しない。
 - 1) 単相2線式の場合、1S-2L間。
 - 2) 単相3線式及び三相3線式の場合、次による。
 - － 1S-2L間
 - － 3S-2L間
 - － 1S-3S間
 - 3) 三相4線式の場合、次による。
 - － 1S-0L間
 - － 2S-0L間
 - － 3S-0L間
 - － 1S-2S間
 - － 2S-3S間
 - － 1S-3S間
 - 4) 補助電源回路を備える計器にあっては、MA-MB間を追加して行う。

22

C 1211-2:2017

7.6 耐候性の試験

7.6.1 注水の影響

試験は、計器を正常な姿勢で、定格周波数、定格電圧及び定格電流を通じたまま清水（抵抗率10 k Ω ·cmを基準とする。）を水量毎分3 mmの割合で、計器の前面に対し60°の方向から一様の降雨状態として1時間注水する。強化耐候形計器では、さらに左側面・右側面ごとに同様に注水する。注水終了後に、端子部の水分を拭き取って、直ちに次の順序で試験を行う。ただし、強化耐候形計器では、水分を拭き取らないで行う。

- a) 7.5.1の絶縁抵抗
- b) 7.5.2の商用周波耐電圧
- c) 計器内部における浸水の有無を目視によって調べる。

7.6.2 耐光性

試験は、次による。

- a) 促進耐候試験及び大気暴露試験を、屋内耐候形計器、普通耐候形計器及び強化耐候形計器の区分に従って、表33の順序によって3回繰り返した後、直ちに計器の内部及び外部の変化を目視によって調べる。

表33—耐光性試験の順序

順序	試験項目	試験区分		
		屋内耐候形計器	普通耐候形計器	強化耐候形計器
1	促進耐候試験	サンシャインカーボンによる照射を48時間（降雨の条件は除く。）	サンシャインカーボンによる照射を48時間	サンシャインカーボンによる照射を96時間
2	大気暴露試験	大気中に48時間放置（計器に雨水がかかってはならない。）	大気中に48時間放置	大気中に96時間放置

表33の試験の方法は、次による。

- 1) 促進耐候試験は、計器を正常な姿勢で、無通電で、JIS K 2246の6.36（耐候性試験方法）に規定する方法によって照射時間を変更して行う。
- 2) 大気暴露試験は、基準環境に準じた地区において、日当たりの良い芝生地又はこれに準じた場所に、アンダグラス試験台を正南面に設置し、計器をこれに取り付けて無通電で行う。アンダグラス試験台は、JIS C 1281の4.3（耐光性試験）による。
- b) 合成樹脂製の普通耐候形計器及び強化耐候形計器は、a)の試験のほか、別の計器を用いて照射時間を1 000時間とした促進耐候試験を行い、計器外箱の内部及び外部の変化を目視によって調べる。さらに7.7 b)のスプリングハンマ衝撃試験を行い、外箱の破損の状態を目視によって調べる。

7.6.3 湿潤・亜硫酸ガスの影響

試験は、次による。

- a) 湿潤試験、亜硫酸ガス試験及び大気暴露試験を、普通耐候形計器及び強化耐候形計器の区分に従って、表34の順序によって2回繰り返す。

23

C 1211-2:2017

表34—湿潤・亜硫酸ガスの影響試験の順序

順序	試験項目	試験区分	
		普通耐候形計器	強化耐候形計器
1	湿潤試験	湿潤中に24時間放置	湿潤中に48時間放置
2	亜硫酸ガス試験	亜硫酸ガス中に24時間放置	亜硫酸ガス中に48時間放置
3	大気暴露試験	大気中に24時間放置	大気中に48時間放置

- 1) 湿潤試験は、計器を正常な姿勢で、無通電で、JIS K 2246に規定する方法によって行う。
- 2) 亜硫酸ガス試験は、計器を温度40±3 °C、相対湿度95 %以上に保った密閉した容器内に正常な姿勢で、無通電で、図1のように試験開始直後、試験開始から4時間後及び8時間後の3回にわたって、容器内の亜硫酸ガス濃度を20 ppmにし、16時間槽内に放置する。また、強化耐候形計器では、これを繰り返して図2のように行う。

図1—普通耐候形計器の亜硫酸ガス試験

図2-強化耐候形計器の亜硫酸ガス試験

- 3) 大気暴露試験は、7.6.2 a) 2)の大気暴露試験による。
- b) a)の試験に引き続いて、湿潤試験及び亜硫酸ガス試験の順にそれぞれ1回行い、その試験が終わった後、試験槽内から取り出して直ちに次の順序によって試験を行う。
- 1) 7.5.1の絶縁抵抗
 - 2) 7.5.2の商用周波耐電圧
- 3) 計器を屋内に正常な姿勢で、定格周波数の下で、定格電圧を加え、24時間後にカバー内に生じた水分による曇りの変化を目視によって調べ、1週間経過させてカバー内部における結晶物の付着の状態を目視によって調べる。
- c) b)の試験に引き続いて、大気暴露試験を1回行った後、計器の内部及び外部の変化を目視によって調べる。
- d) 合成樹脂製の計器は、c)の試験の後、7.7 b)のスプリングハンマ衝撃試験を行い、外箱の破損の状態を

24

C 1211-2:2017

目視によって調べる。

7.6.4 塩水噴霧の影響

試験は、次による。

- a) 試験は、塩水噴霧試験及び大気暴露試験を、普通耐候形計器及び強化耐候形計器の区分に従って、表35の順序によって普通耐候形計器は1回、強化耐候形計器では3回繰り返した後、直ちに計器の内部及び外部の変化を目視によって調べる。

表35-塩水噴霧の影響試験の順序

順序	試験項目	試験区分	
		普通耐候形計器	強化耐候形計器
1	塩水噴霧試験	塩水噴霧を24時間	塩水噴霧を48時間
2	大気暴露試験	大気中に24時間放置	大気中に48時間放置

- 1) 塩水噴霧試験は、計器を正常な姿勢で、無通電で、JIS Z 2371に規定する中性塩水噴霧試験を、35℃の塩溶液を噴霧することによって行う。
- 2) 大気暴露試験は、7.6.2 a) 2)の大気暴露試験による。
- b) 合成樹脂製の計器は、a)の試験の後、7.7 b)のスプリングハンマ衝撃試験を行い、外箱の破損の状態を目視によって調べる。

7.6.5 パッキン老化の影響

試験は、次による。

- a) 試験は、計器に無通電のまま表36の順序で温度変化を加え、さらに7.6.1の試験を行い、パッキンの老化を目視によって調べる。

表36-パッキン老化の影響試験の順序

順序	温度 ℃	試験時間 h	条件
1	70±2	48	流通空気中
2	20±15	3	—
3	-20±2	10	恒温槽
4	20±15	3	—

- b) 合成樹脂製の計器は、a)の試験の後、7.7 b)のスプリングハンマ衝撃試験を行い、外箱の破損の状態を目視によって調べる。

7.6.6 高温急冷の影響

試験は、計器を無通電で、温度50±2℃の恒温槽内において、1時間放置した後、取り出して直ちに正常な姿勢で、10±2℃の清水を水量毎分3mmの割合で計器前面に対し、約60°の方向から一様の降雨状態として1分間注水した後、計器の外箱における異常の有無を目視によって調べる。ただし、強化耐候形計器は、恒温槽内において定格周波数及び定格電圧の下で、定格電流を通じた状態で行う。

7.6.7 塗膜の厚さ

強化耐候形計器（合成樹脂製の計器は除く。）は、ベース、カバー枠及び端子カバーにおける塗膜の厚さを膜厚計によって測定する。

7.7 材質の試験

試験は、グローワイヤ（赤熱棒押付け）試験及びスプリングハンマ衝撃試験とし、次による。

25

C 1211-2:2017

- a) グローワイヤ（赤熱棒押付け）試験 計器の外箱（ベース、カバー及び端子カバー）にあつては650 °C、端子ボックスにあつては960 °Cの温度のグローワイヤを衝撃力が 1.0 ± 0.2 Nを超えないように30秒間接触させて、外箱及び端子ボックスを観察して行う。試験を行う場合は、グローワイヤと試料とが接触する箇所の下方に薄葉紙をかぶせた木の板を置き、木の板に焦げがなく、薄葉紙に着火がないことの確認を観察して行う（JIS C 60695-2-10参照）。
- b) スプリングハンマ衝撃試験 計器を正常な姿勢で、計器の外箱にスプリングハンマで 0.2 ± 0.02 Jの運動エネルギーを加えて行う。

8 検定

特定計量器検定検査規則（以下、検則という。）に規定する構造検定の方法及び器差検定の方法は、附属書Aによる。

9 使用中検査

検則に規定する使用中検査は、附属書Bによる。

10 対応関係

JISの項目と検則の項目との対応関係は、表37による。

表37—JIS項目と検則項目との対比表

JIS項目	検則項目
箇条5 表記	第十八章第三節第一款第一目“表記事項”
箇条6 性能（6.1は除く。）	第十八章第三節第一款第二目“性能”
A.1 個々に定める性能 a) 及び b)	
6.1 検定公差	第十八章第三節第二款“検定公差”
箇条7 試験方法	第十八章第三節第三款第一目“構造検定の方法”
A.1 個々に定める性能 c)	
A.2 器差検定の方法	第十八章第三節第三款第二目“器差検定の方法”
B.1 性能に係る技術上の基準	第十八章第四節第一款“性能に係る技術上の基準”
B.2 使用公差	第十八章第四節第二款“使用公差”
B.3 性能に関する検査の方法	第十八章第四節第三款第一目“性能に関する検査の方法”
B.4 器差検査の方法	第十八章第四節第三款第二目“器差検査の方法”

26

C 1211-2:2017

附属書A (規定) 検定の方法

A.1 個々に定める性能

個々に定める性能及び試験方法は、次による。

- a) 個々に定める性能は、6.2.1, 6.2.2, 6.3.2, 6.5.1及び6.6.7による。
- b) 単相3線式計器の個々に定める性能は、a)に定める試験のほか、6.2.5による。
- c) 個々に定める性能の試験方法は、7.2.1, 7.2.2, 7.2.5, 7.3.2, 7.5.1及び7.6.7による。ただし、単相3線式計器が、b)において準用する6.2.5の規定に適合するかどうかの試験は、7.2.5の規定にかかわらず、定格周波数及び定格電圧の下で、力率1の定格電流の50 %の負荷電流を通じた場合において、平衡負荷の状態における器差及び不平衡負荷の状態における器差を測定し、その差を算出して行うことができる。この場合において、その算出した差は2.5 %を超えるものであってはならない。また、7.6.7の試験は、外箱の塗膜の厚さが30 µm以上あることが確認された計器と同等以上の厚さであることを目視によって判断することでもよい。

A.2 器差検定の方法

電力量計の器差検定は、次による。

- a) 器差検定は、個々の電力量計について7.11によって行う。
- b) 器差の測定は、基準器検査規則第4条に規定する基準電力量計によって行う。

27

C 1211-2:2017

附属書B (規定) 使用中検査

B.1 性能に係る技術上の基準

性能に係る技術上の基準は、6.2.1及び6.2.2による。

B.2 使用公差

使用公差は、3.0 %とする。

B.3 性能に関する検査の方法

性能に関する検査の方法は、7.2.1及び7.2.2による。

B.4 器差検査の方法

器差検査の方法は、次による。

- a) 器差検査は、定格周波数、定格電圧及び力率1の下で、表B.1に規定する負荷電流を通じて、器差を測定する。

表B.1—器差検査の条件	
計器の種類	負荷電流 (定格電流に対する百分率)
普通電力量計	20, 50及び100

- b) 器差の測定は、基準器検査規則第4条に規定する基準電力量計によって行う。

参考文献 JIS C 1211-1 電力量計(単独計器)—第1部：一般仕様

JIS C 1602 熱電対

JIS C 60695-2-10 耐火性試験—電気・電子—第2-10部：グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法—グローワイヤ試験装置及び一般試験方法

[>サイトトップへ](#) [>このカテゴリの一覧へ](#)

日本工業規格 JIS

C 1281 - 1979

電力量計類の耐候性能

Weather-proof Performance of Electricity Meters

1. 適用範囲 この規格は、電力量計類の普通耐候形計器及び強化耐候形計器の耐候性能について規定する。

引用規格:

JIS B 1501 玉軸受用鋼球

JIS R 3202 フロート、みがき板ガラス

JIS Z 0236 さび止め油一般試験方法

JIS Z 2371 塩水噴霧試験方法

関連規格: JIS K 5400 塗料一般試験方法

JIS Z 0304 さび止め処理金属の大気暴露試験方法

JEC-184 普通電力量計(L形)

2. 基準環境 計器の基準環境は、次のとおりとする。

- (1) 普通耐候形計器は、屋外の雨線内又は屋内で、直射日光を受けにくい環境。
- (2) 強化耐候形計器は、雨線外で、直射日光を受ける環境。
- (3) 我が国の中央部太平洋沿岸の工業地域程度の気象条件で、下記の程度の大気汚染条件のある環境。

- | | |
|------------|---|
| (a) 海塩粒子 | 1.0ppm |
| (b) 硫黄酸化物量 | 2.5mg-SO ₃ /day/100cm ² -PbO ₂ |
| (c) 降下ばいじん | 13t/km ² /month |

3. 性能

3.1 注水の影響 計器は、4.2の試験を行った場合、次の各項に適合しなければならない。

- (1) 絶縁抵抗試験において、絶縁抵抗値が5MΩ以上であること。
- (2) 商用周波耐電圧試験において、これに耐えること。
- (3) 計器の内部に浸水が認められないこと。

3.2 耐光性 計器は、4.3の試験を行った場合、次の各項に適合しなければならない。

- (1) 金属部分に進行性のさびが少ないこと。
- (2) 塗装面にひび割れ、ふくれ、はがれ、著しい変退色などがないこと。
- (3) パッキンにひび割れ、ふくれ、変質などの異常がないこと。
- (4) 銘板、試験標、計量装置及びカバーのガラス部分の色が、文字、標識などの読取りに支障となる変退色がないこと。

2

C 1281 - 1979

3.3 湿潤・亜硫酸ガスの影響

(1) 計器は、4.4(1)及び(2)の試験を行った場合、次の各項に適合しなければならない。

- (a) 絶縁抵抗試験において、絶縁抵抗値が5MΩ以上であること。
- (b) 商用周波耐電圧試験において、これに耐えること。
- (c) ガラスカバー内の曇りによる計量装置の読取りの支障が、24時間以上続かないこと。
- (d) (c)に引き続いて1週間経過したとき、カバー内部に結晶物の付着による曇りを生じ、計量装置の読取りに支障をきたさないこと。

(2) 計器は、4.4(3)の試験を行った場合、次の各項に適合しなければならない。

- (a) 金属部分に進行性のさびが少ないこと。
- (b) 塗装面にひび割れ、ふくれ、はがれ、著しい変退色などがないこと。
- (c) パッキンにひび割れ、ふくれ、変質などの異常がないこと。

3.4 塩水噴霧の影響 計器は、4.5の試験を行った場合、次の各項に適合しなければならない。

(1) 金属部分に進行性のさびが著しくないこと。

また、強化耐候形計器では、進行性のさびがないこと。

- (2) 塗装面にひび割れ、ふくれ、はがれ、著しい変退色などがないこと。
- (3) パッキンにひび割れ、ふくれ、変質などの異常がないこと。

3.5 パッキン老化の影響 計器は、4.6の試験を行った場合、次の各項に適合しなければならない。

- (1) 絶縁抵抗試験において、絶縁抵抗値が5MΩ以上であること。
- (2) 商用周波耐電圧試験において、これに耐えること。
- (3) 計器の内部に浸水が認められないこと。
- (4) パッキンにひび割れ、ふくれ、変質、パッキン効果の不良などの異常がないこと。

3.6 高温急冷の影響 計器は、4.7の試験を行った場合、カバーのガラス部分に、ひび割れなどの異常があつてはならない。

3.7 屋外暴露の影響 計器は、4.8の試験を行った場合、次の各項に適合しなければならない。

- (1) 不回転などの計量事故がないこと。
- (2) 絶縁抵抗試験において、絶縁抵抗値が5MΩ以上であること。
- (3) 商用周波耐電圧試験において、これに耐えること。
- (4) 金属部分に進行性のさびが少ないこと。

また、強化耐候形計器では、進行性のさびがないこと。

- (5) 塗装面にひび割れ、ふくれ、はがれ、著しい変退色などがないこと。
- (6) パッキンにひび割れ、ふくれ、変質、パッキン効果の不良などの異常がないこと。
- (7) ガラス部分にひび割れ、曇りなどの異常がないこと。

3.8 金属材料の表面処理 ベース及びカバーの金属材料の表面処理は、次の各項に適合しなければならない。

- (1) 衝撃 試験片について4.9(1)の試験を行った場合、鋼球の落下点の塗装面に、ひび割れ、はがれなどの損傷がほとんど認められないこと。
- (2) 曲げ 試験片について4.9(2)の試験を行った場合、塗装面に肉眼で認められるようなひび割れ、はがれなどが生じないこと。
- (3) 塗装の厚さ 強化耐候形計器は、4.9(3)の試験を行った場合、塗膜の厚さが30μm以上であること。

3

C 1281 - 1979

4. 試験

4.1 試験の種類及び順序 試験は、4.2～4.9の各項について行い、4.2～4.8は原則として完成品8個以上

について、表1のとおり行うものとする。

また、計器は端子部に電線を接続し、厚さ10～20mmの木板などに、実際の使用状態に近い状態で取り付けて試験を行うものとする。

表1

試験の種類	計器1	計器2	計器3	計器4	計器5	計器6	計器7	計器8
注水の影響	○	○	○	○	○	○	○	○
耐光性	○	○	—	—	—	—	—	—
湿潤・亜硫酸ガスの影響	—	—	○	○	—	—	—	—
塩水噴霧の影響	—	—	—	—	○	○	—	—
パッキン老化の影響	—	—	○	—	—	—	—	—
高温急冷の影響	○	—	—	—	—	—	—	—
屋外暴露の影響	—	—	—	—	—	—	○	○

備考 ○印は、試験の実施を意味し、表の記載順に行う。

4.2 注水の影響試験 注水の影響試験は、計器を正常な姿勢に取り付け、ほぼ全負荷を加えたまま清水（抵抗率10000 聖華 鉗 根芥 を水量毎分3mmの割合で、計器の前面（強化耐候形計器では、更に、左側面・右側面ごと）に対し約60°の方向から一様の降雨状態として1時間注水する。注水終了後に、端子部の水分をふき取って（強化耐候形計器では、ふき取らないで）、直ちに次の試験を行うものとする。

- (1) 絶縁抵抗 絶縁抵抗は、電圧回路とベースとの間、電流回路とベースとの間、電圧回路と電流回路との間及び電流回路相互間に、直流500Vを加えて測定すること。
- (2) 商用周波耐電圧 商用周波耐電圧は、(1)の試験を行った後、表2により、50Hz又は60Hzのなるべく正弦波に近い交流電圧を1分間加えること。

表2

区別	単位V 交流電圧
電圧回路とベースとの間	
電流回路とベースとの間	
電流回路相互間(1)(試験用端子を開いて行う。)	2000
電圧回路と電流回路との間(2)	
電圧回路と電流回路との間(3)(試験用端子を開いて行う。)	600
注(1) 多素子計器だけについて行う。ただし、電流コイルが接続されない回路に対しては、この試験を適用しない。	
(2) 変成器付計器だけについて行う。	
(3) 単独計器だけについて行う。	

(3) (2)の試験が終了した直後に、計器内部における浸水の有無を目視により調べること。

4.3 耐光性試験 耐光性試験は、促進耐候試験及び大気暴露試験からなり、普通耐候形計器及び強化耐候形計器の区分に従って、表3の順序により3回繰り返した後、直ちに計器の内部及び外部の劣化状態を目視により調べるものとする。

表3

順序	試験項目	試験区分			
		普通耐候形計器		強化耐候形計器	
1	促進耐候試験	サンシャインカーボ	紫外線カーボン	サンシャインカーボ	紫外線カーボン
		ンを使用する場合	を使用する場合	ンを使用する場合	を使用する場合
		48時間照射	96時間照射	96時間照射	192時間照射
2	大気暴露試験	大気中48時間放置		大気中96時間放置	

(1) 促進耐候試験は、計器を正常な姿勢に取り付け、無通電でJIS Z 0236(さび止め油一般試験方法)に規定する方法により、サンシャインカーボン又は紫外線カーボンのいずれかを使用して行うこと。

(2) 大気暴露試験は、基準環境に準じた地区において、日当たりの良い芝生地又はこれに準じた場所に、アンダーグラス試験台を正南面に設置し、計器をこれに取り付けて無通電で行うこと。

アンダーグラス試験台は、屋外暴露に適した材質で堅ろうに造られたもので、計器を垂直方向から

45°後方に傾斜して取り付けることができ、更に計器の取付け位置が地面より0.7m以上の高さであ
って、風通じがよく、また、計器に雨雪がかからないよう上部を透明なガラス板(JIS R 3202(フロ
ート、みがき板ガラス)の3mm以上、5mm以下のみがき板ガラス)で覆った構造のものであること。

なお、板ガラスと計器との距離は、5cm以上とする。

4.4 湿潤・亜硫酸ガスの影響試験 湿潤・亜硫酸ガスの影響試験は、次のとおりに行うものとする。

- (1) 湿潤試験、亜硫酸ガス試験、大気暴露試験からなり、普通耐候形計器及び強化耐候形計器の区分に従
って、表4の順序により2回繰り返すこと。

表4

順序	試験項目	試験区分	
		普通耐候形計器	強化耐候形計器
1	湿潤	湿潤箱中に24時間放置	湿潤箱中に48時間放置
2	亜硫酸ガス	亜硫酸ガス中に24時間放置	亜硫酸ガス中に48時間放置
3	大気暴露	大気中に24時間放置	大気中に48時間放置

(a) 湿潤は、計器を正常な姿勢に取り付け、無通電でJIS Z 0236に規定する方法により行う。

(b) 亜硫酸ガスは、計器を密閉した容器内(温度 $40\pm 3^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度95%以上)に正常な姿勢に取り付
け、無通電で、普通耐候形計器は、図1のように試験開始直後、試験開始から4時間後及び8時間
後の3回にわたって、濃度約20ppmの亜硫酸ガスを加え、更に、16時間そう内に放置する。

また、強化耐候形計器では、これを更に繰り返して図2のように行う。

図1 普通耐候形計器

5

C 1281 - 1979

図2 強化耐候形計器

(c) 大気暴露は、4.3(2)の大気暴露試験とする。

(2) (1)の試験に引き続いて、湿潤試験及び亜硫酸ガス試験の順にそれぞれ1回行い、その試験が終わった
後、試験そう内から取り出して直ちに次の順序により試験をすること。

(a) 4.2(1)の絶縁抵抗

(b) 4.2(2)の商用周波耐電圧

(c) 計器を屋内に正常な姿勢で取り付け、定格周波数の下で、ほぼ定格電圧を加えて試験し、24時間後
にカバー内に生じた水分による曇りの変化を目視により調べ、更に引き続いて1週間経過させてカ
バー内部における結晶物の付着の状態を目視により調べる。

(3) (2)の試験に引き続いて、大気暴露試験を1回行った後、計器の内部及び外部の劣化状態を目視により
調べること。

4.5 塩水噴霧の影響試験 塩水噴霧の影響試験は、塩水噴霧試験及び大気暴露試験からなり、普通耐候
形計器及び強化耐候形計器の区分に従って、表5の順序により普通耐候形計器は1回、強化耐候形計器で
は3回繰り返した後、直ちに計器の内部及び外部の劣化状態を目視により調べるものとする。

表5

順序	試験項目	試験区分	
		普通耐候形計器	強化耐候形計器
1	塩水噴霧	塩水噴霧を24時間	塩水噴霧を48時間
2	大気暴露	大気中に24時間放置	大気中に48時間放置

(1) 塩水噴霧は、計器を正常な姿勢に取り付け、無通電でJIS Z 2371 (塩水噴霧試験方法)に規定する方法により行うこと。

(2) 大気暴露は、4.3(2)の大気暴露試験とする。

4.6 パッキン老化的影響試験 パッキン老化的影響試験は、計器に無通電のまま表6の順に温度変化を加えた後、更に4.2の試験を行った後、直ちに次の順序により試験を行うものとする。

(1) 4.2(1)の絶縁抵抗

(2) 4.2(2)の商用周波耐電圧

(3) 計器内部の浸水の有無を目視により調べる。

(4) パッキンの劣化状態を目視により調べる。

表6

順序	温度℃	試験時間h	条件
1	70±2	48	流通空気中
2	常温	3	—
3	-20±2	10以上	恒温そう
4	常温	3	—

備考 常温とは、20±15℃をいう。

6

C 1281 - 1979

4.7 高温急冷の影響試験 高温急冷の影響試験は、計器を無通電(強化耐候形計器では、ほぼ全負荷を加え)で、温度50±2℃の恒温そう内において、1時間放置した後、取り出して直ちに正常な姿勢に取り付け、10±2℃の清水を水量毎分3mmの割合で計器前面に対し、約60°の方向から一様の降雨状態として1分間注水した後、カバーにおける異常の有無を目視により調べるものとする。

4.8 屋外暴露の影響試験 屋外暴露の影響試験は、計器を雨線内(強化耐候形計器では、屋外に正南に面して設置した暴露試験台)に正常な姿勢に取り付け、これを定格周波数の下で、電圧回路にはほぼ定格電圧を連続に加え、電流回路には毎日8時間程度、全負荷に近い電流を通じて6箇月間屋外暴露を行った後、4.2(1)及び4.2(2)の試験を行い、更に計器の内部及び外部の劣化状態を目視により調べるものとする。

暴露試験台は、屋外暴露に適した材質で堅ろうに造られたもので、計器を原則として0.7mから2.2mまでの高さの所に取り付けられる構造とし、基準環境又はこれに準じた地区において、地面が芝生地又はこれに準じた場所で、風通しが良く、計器に直接雨がかかり、日光の直射を受ける箇所に設置すること。

4.9 金属材料の表面処理試験 ベース及びカバーの金属材料の表面処理は、次の方法により試験を行うものとする。

(1) 衝撃 衝撃は、計器と同一の表面処理を施した試験片(4)(約200×100×4mm)を室内に水平に置いた鋼製台(5)の上に塗装面を上向きにして置き、鋼球(6)を500mmの高さから試験片の上に3回落下(7)させて試験し、落下させた後、塗装面の損傷の有無を目視により調べる。

なお、この試験は、試験片1枚について行う。

注(4) 試験片は、実際の製品に近い材料を用いること及び実際の製品と同じ工程により表面処理を行い、乾燥後少なくとも1週間以上経過した後試験することが大切である。乾燥後、間もないものを使用すると安定性がないので、判定を誤るおそれがある。

なお、試験片は、試験前によく点検し、外傷のないものを使用する必要がある。

(5) 台は、縦300mm、横200mm、厚さ30mm以上で、上面は平らなものとする。

また、台はコンクリート製の床の上に固定し、上面は水平に保つものとする。

(6) 鋼球は、JIS B 1501(玉軸受用鋼球)に定められた1並級のものとする。

(7) 塗装面にできた鋼球の落下の跡は、重なり合わないよう各中心間で30mm以上離れたものについて判定するものとする。

(2) 曲げ 曲げは、計器と同一の表面処理を施した試験片(4)(約150×50×0.3mm)を、室内で塗装面を下向きにして置き、長径のほぼ中央部に径10mmの棒を当て、これを軸として約1秒かかって約180度折り曲げて試験し、塗装面の損傷の有無を目視により調べる。

なお、この試験は、試験片2枚について行う。

(3) 塗膜の厚さ 塗膜の厚さは、強化耐候形計器は、ベース、カバーわく及び端子カバーにおける塗膜の

厚さを膜厚計により測定すること。

7
C 1281 - 1979

電気部会 電力需給計器専門委員会 構成表

	氏名	所属
	島崎辰夫	日本電気計器検定所東京試験所
	杉原千隈	工業技術院標準部
	西野 治	工学院大学
	松田 泰	資源エネルギー庁公益事業部
	猿渡 彬	大崎電気工業株式会社埼玉工場
	鈴木茂生	東京芝浦電気株式会社御町工場
	西田秀男	東光精機株式会社開発部
	牧垣 貢	富士電機製造株式会社松本工場
	三橋和治	東光電気株式会社
	和田宏康	三菱電機株式会社福山製作所
	井村光男	東京電力株式会社
	植木久之	電源開発株式会社工務部
	上山清治	関西電力株式会社
	高田ユリ	主婦連合会
	花見和夫	北海道電力株式会社
	平野 繁	九州電力株式会社
	福山 偉	中部電力株式会社
	細美篤史	電気事業連合会
	山田和陽	王子製紙株式会社工務部
(専門委員)	日比野芳丸	日本電気計器検定所標準研究部
	後藤三造	社団法人日本電気計器工業会
(事務局)	村田照夫	工業技術院標準部電気規格課
	平野由紀夫	工業技術院標準部電気規格課

附件 7、電度表檢定檢查技術規範第 6 版

電度表檢定檢查技術規範

	電度表檢定檢查技術規範	編 號	CNMV 46
		版 次	第 6 版

一、本技術規範依度量衡法第十四條第二項及第十六條第二項規定訂定之。

二、本技術規範歷次公告日期、文號、實施日期及修正內容如下：

版次	公告日期	文號（經標四字）	實施日期	修訂內容
1	92.05.29	第 09240005130 號	92.07.01	
2	94.10.04	第 09440003540 號	95.07.01	增訂具乏時功能之電子式電度表之檢定相關規定
3	99.02.02	第 09940000540 號	99.03.16	增訂電度表相關用詞定義及耐熱及防火性能測試
4	102.4.10	第 10240012290 號	102.07.01	增列本技術規範不適用範圍、增訂電度表最長使用期限規定及修正電度表檢查器差公式
5	105.8.18	第 10540014790 號	105.8.18	增訂 82 年 3 月 16 日前經檢定合格之磁力軸承電度表，其檢定合格有效期間及最長使用期限規定
6	107.03.21	第 10740001540 號	107.05.01	修正電子式電度表檢定合格有效期間

三、本技術規範引用標準如下：

CNS 11437	變比器（90/12/31）
CNS 14607	電子式電度表（90/12/31）
IEC 60695-2-10	Fire hazard testing - Part 2-10 : Glowing/hot-wire based test methods - Glow-wire apparatus and common test procedure (2000-10)
IEC 60695-2-11	Fire hazard testing - Part 2-11 : Glowing/hot-wire based test

	methods - Glow-wire flammability test method for end-products (2000-10)	
IEC 60695-2-12	Fire hazard testing - Part 2-12: Glowing/hot-wire based test methods - Glow-wire flammability test method for materials (2000-10)	
公 告 日 期 107 年 03 月 21 日		實 施 日 期 107 年 05 月 01 日

1. 適用範圍

- 1.1 本技術規範適用於應受檢定、檢查之瓦時計、乏時計、需量瓦時計、電子式電度表（四者以下簡稱電度表）及匹配於電度表之比流器、比壓器（二者以下簡稱變比器）。
- 1.2 本技術規範不適用於：
- (1) 附屬於電器產品之電度表。
 - (2) 附屬於變流器之電度表。
 - (3) 盤面式電度表。
 - (4) 攜帶式電度表。
 - (5) 標準電度表。
 - (6) 直流電度表。
 - (7) 電能轉換器。
 - (8) 電壓 600 V 以上之電度表。
 - (9) 匹配額定二次電流小於 5A 比流器之電度表。
 - (10) 額定二次電流小於 5A 之比流器。
 - (11) 標稱系統電壓大於 69 kV 之變比器。

2. 用詞定義

電度表 (Electricity meter)

一種裝置，用於量測及記錄電功率與其相關時間的積分，簡稱電表。

2.1.1 瓦時計 (Watt-hour meter)

一種電度表，專用於量測及記錄有效功率與其相關時間的積分；通常以千瓦時 (kilowatt-hour) 為計量單位。

2.1.2 乏時計 (Var-hour meter)

一種電度表，專用於量測及記錄無效功率與其相關時間的積分；通常以千乏時 (kilovar-hour) 為計量單位。

2.1.3 需量瓦時計 (Watt-hour demand meter)

一種電度表，由瓦時計及需量計量器所組成，專用於量測及記錄總用電能量及某一定期間之最大需量。瓦時計通常以千瓦時 (kilowatt-hour) 為計量單位，需量計量器通常以千瓦 (kilowatt) 為計量單位。

2.1.4 電子式電度表 (Static electricity meter)

一種電度表，用於量測及記錄電功率與其相關時間的積分，是利用電流及電壓作用於電子組件而產生一相對且正比於瓦時、乏時或需量之計量輸出；通常以千瓦時 (kilowatt-hour)、千乏時 (kilovar-hour) 或千瓦 (kilowatt) 為計量單位。

2.1.5 攜帶式電度表 (Portable measuring meter)

一種電度表，在線路或裝置無停電狀態且不需工具輔助，使用者可徒手進行拆裝且易於攜帶之電度表。

2.1.6 標準電度表 (Reference electricity meter)

一種用來量測電能且可不具備連續記錄累計電能裝置，或可需要將電能計量歸零之儀表，在環境受控制的實驗室使用，可獲得極高的準確度與穩定度，主要作為實驗室內校正用之標準器。

2.1.7 直流電度表

作為量測直流電能之電度表。

2.1.8 盤面式電度表 (Panel meter)

主要安裝於配電盤、電器設備，作為電力監控、管理用之電儀表，通常可量測電壓、電流、電功率、電能等多種電量值（如集合式數位電度表等），其安裝方式為嵌入式。

2.1.9 變流器 (Converter/ Inverter)

將交流 (AC) 或直流 (DC) 電源轉換成為另一種 AC 或 DC 電源形式的一種裝置；或者是一種將 DC 轉換成 AC 電源的一種裝置。

2.1.10 電能轉換器 (Energy Transformer)

一種用來量測電能且以直流脈衝作為量測輸出之電子裝置，主要裝置於配電盤、電氣設備，作為電力監控、管理之用。

2.2 變比器 (Instrument transformer)

比流器及比壓器之總稱，期使加於其一次電路之電流或電

壓，以一定比率重現於其二次電路上，以便於量測或控制之用。

2.2.1 比流器 (Current transformer, 簡稱 CT)

變比器的一種，其一次繞組與被量測或控制的載流導體串聯，而二次電流成比例於一次電流，以便於量測或控制之用。

2.2.2 比壓器 (Voltage transformer, 簡稱 VT: 或 Potential transformer, 簡稱 PT)

變比器的一種，其一次繞組與被量測或控制的電壓電路並聯，而二次電壓成比例於一次電壓，以便於量測或控制之用。

3. 本技術規範功率因數 0 係指 0 (滯後)、功率因數 0.5 係指 0.5 (滯後)、功率因數 0.8 係指 0.8 (滯後)、功率因數 0.866 係指 0.866 (滯後)。

4. 電度表資料審查：每型號電度表第一次送檢定時，應提供以下文件。

- (1) 度量衡業營業許可執照。
- (2) 產地證明 (輸入業者)。
- (3) 電度表耐熱及防火性能測試合格文件。

4.1 電度表耐熱及防火性能測試：

電度表之端子組、端子蓋和外殼應確保安全性，以防止火災危險，不應接觸的帶電元件過熱而著火，應依 IEC 60695-2-10、IEC 60695-2-11、IEC 60695-2-12 或 CNS 14607 規定，以下列方法與試驗溫度進行測試：

- (1) 端子組： $960^{\circ}\text{C} \pm 15^{\circ}\text{C}$ 。
- (2) 端子蓋及外殼： $650^{\circ}\text{C} \pm 10^{\circ}\text{C}$ 。
- (3) 試驗時間： $30\text{ s} \pm 1\text{ s}$ 。
- (4) 與熾熱線 (Glow-wire) 之接觸點可選在任意位置。端子組若與底座為一體成形者，僅須端子組部分作試驗。

4.2 每一型號電度表應出具由第三者實驗室測試，並符合第 4.1 節規定之測試證明文件。但不同型號電度表採用相同材質及規格時，得出具相關證明文件審查，則免具測試證明文件。

5. 檢定、檢查設備：須提出驗證設備之系統具追溯性及不確定度驗證證明。

- (1) 瓦時標準器：

準確度 $\pm 0.3\%$ 以內（於額定電壓、額定電流、額定頻率、功率因數 1.0）。

準確度 $\pm 0.4\%$ 以內（於額定電壓、額定電流、額定頻率、功率因數 0.5）。

- (2) 乏時標準器：功率因數 0 及 0.866。
- (3) 高阻計：直流 500 V。
- (4) 單相二線式電度表檢定台：測試電壓 110 V / 220 V、測試電流 0 A~60 A、測試頻率 60 Hz。
- (5) 單相三線式電度表檢定台：測試電壓 110 V / 220 V、測試電流 0 A~60 A、測試頻率 60 Hz。
- (6) 三相電度表檢定台：測試電壓 110 V / 220 V、測試電流 0 A~60 A、測試頻率 60 Hz。
- (7) 需量電度表檢定台：測試電壓 110 V / 220 V、測試電流 0 A~60 A、測試頻率 60 Hz。
- (8) 單相電子式電度表檢定台：測試電壓 110 V / 220 V、測試電流 0 A~60 A、測試頻率 60 Hz。
- (9) 三相電子式電度表檢定台：測試電壓 110 V / 220 V、測試電流 0 A~60 A、測試頻率 60 Hz。
- (10) 標準比流器：5 A~5000 A，準確度 $\pm 0.1\%$ 以內。
- (11) 標準比壓器：3.3 kV~69 kV，準確度 $\pm 0.1\%$ 以內。
- (12) 交流耐電壓試驗裝置：交流 0 V~150 kV，準確度 $\pm 3\%$ 以內。
- (13) 比流器檢定台：測試電流 0 A~5 kA、測試頻率 60 Hz。
- (14) 比壓器檢定台：測試電壓 0 V~69 kV、測試頻率 60 Hz。

6. 檢定程序

電度表檢定項目如下：

- (1) 構造。
- (2) 絕緣。
- (3) 潛動。
- (4) 始動。
- (5) 準確度。

6.1.1 構造

6.1.1.1 電度表上之標示、標記及分度線應明顯不易磨滅，並無誤認之虞。

6.1.1.2 外觀標示

應於明顯處標示下列事項：

- (1) 名稱。
- (2) 製造廠商之名稱或標記。
- (3) 型號及器號。
- (4) 使用電路之相數及線數。
- (5) 額定電壓及頻率。
- (6) 基準電流（或試驗電流）及額定電流（或電流等級、最大電流）。
- (7) 製造年份。
- (8) 電度表常數。
- (9) 準確度等級：0.2 級、0.5 級、1 級、2 級，但 2 級電度表得免標示。
- (10) 電子式電度表應有功能標示（如瓦時、乏時、需量、時間電價或通訊等功能）、代號或標記。
- (11) 配合變比器使用之電度表，應另加附屬標記。

6.1.1.3 電度表之基準電流（或試驗電流），於單獨使用式電度表應為 10 A、15 A、20 A、30 A、40 A、50 A，於併用變比器式電度表應為 2.5 A、5 A。

6.1.1.4 電度表記錄器所指示之單位，應標明於記錄器銘板上，以便查讀。

6.1.1.5 跳字型記錄器之文字寬度，不得小於 4 mm，高度不得小於 5 mm，小數位字輪之文字，得略小之。

6.1.1.6 記錄器指示有小數位者，應使小數位讀數與整數位讀數易於識別，以免誤讀。

6.1.1.7 電度表之機械構造應堅固耐用，動作裝置須全部固定於表底，並以表蓋蓋妥，表底與表蓋間應加襯墊，以防止塵埃等外物侵入。

6.1.1.8 電度表表蓋與表底間應有適當封印裝置；除開啟封印外，應無法接觸內部組件。

6.1.1.9 電度表端子蓋與表底間，應有適當封印裝置；除開啟封印外，應無法改變其接線。

6.1.1.10 電度表之軸承及指示結構，在正常使用狀態下，應經久耐用，不易故障。

6.1.1.11 電子式電度表應有紅光或近紅外光輸出裝置，可容易以測試儀器監視或量測其測試輸出，或以其他接線及耦合裝置連接至監測設備。

6.1.2 絕緣

用直流 500 V 之高阻計測量時，電度表之各線圈與外殼間絕緣電阻值，應大於 5 MΩ，電壓線圈與電流線圈間及電流電路相互間測試之絕緣電阻值，應大於 5 MΩ，其測試溫度為 296 K ± 5 K (23 °C ± 5 °C)。

6.1.3 潛動

電度表潛動之檢定在額定頻率及在額定電壓之 110 % 下，如無電流通過電流線圈，20 分鐘內電度表轉盤不應轉動 1 週以上、電子式電度表不得有 1 個以上之測試波輸出。

6.1.4 始動

電度表始動電流之檢定在額定電壓、額定頻率下，以如表 1 所示之功率因數（瓦時計為 1.0，乏時計為 0）及電流測試時，即應開始連續計量。

表 1

電度表 種類	功率 因數	各準確度等級之始動電流 「基準（或試驗）電流（%）」							
		瓦時計／ 需量瓦時計			乏時計	電子式電度表			
		0.5 級	1 級	2 級		0.2 級	0.5 級	1 級	2 級
單獨使 用式	1.0	0.5	0.5	1.0	—	0.4	0.4	1.0	1.0
	0	—	—	—	1.0	—	—	—	1.0
併用變 比器式	1.0	0.5	0.5	1.0	—	0.2	0.2	0.5	0.5
	0	—	—	—	1.0	—	—	—	0.5

6.1.5 準確度

6.1.5.1 電度表準確度檢定，在額定電壓、額定頻率下，其測試條件如表 2：

表 2

表種 測試條件			瓦時計/需量瓦時計/電子式電度表（具瓦時/需量功能）	乏時計/電子式電度表（具乏時功能）
基準 電流	100%	功率 因數	1	0
			0.5	0.866
	10%		1	0

6.1.5.2 併用變比器式之電度表，其測試電流以所併用比流器額定二次電流測試。

6.1.5.3 三相三線式瓦時計功率因數 0.5 應測試正相序及逆相序。

6.1.5.4 單相三線式瓦時計功率因數 1.0、基準（或試驗）電流 100 % 應測試各元件電流電路之器差。

6.1.5.5 三相三線式電子式電度表之瓦時部分功因數 0.5 應測試正相序及逆相序。

6.1.5.6 單相三線式電子式電度表之瓦時部分功率因數 1.0、基準（或試驗）電流 100 % 應測試各元件電流電路之器差。

6.1.5.7 電度表之器差計算公式如下：

(1) 瓦時計、乏時計：

$$\text{器差}(\%) = [(\text{器示值} - \text{標準值}) / (\text{標準值})] \times 100\%$$

(2) 需量瓦時計之需量部分：

$$\text{器差}(\%) = [(\text{器示值} - \text{標準值}) / (\text{需量表滿刻度值})] \times 100\%$$

(3) 無標示滿刻度值之需量瓦時計，其需量部分：

$$\text{器差}(\%) = [(\text{器示值} - \text{標準值}) / (\text{標準值})] \times 100\%$$

(4) 需量瓦時計之瓦時部分器差依瓦時計規定。

(5) 電子式電度表規定如下：

(a) 瓦時部分依瓦時計規定。

(b) 乏時部分依乏時計規定。

(c) 需量部分依需量瓦時計之需量部分規定。

變比器檢定項目如下：

- (1) 構造。
- (2) 電力頻率耐電壓。
- (3) 極性。
- (4) 準確度。

6.2.1 構造

6.2.1.1 外觀標示

應於明顯處標示下列事項：

- (1) 名稱。
- (2) 製造廠商之名稱或標記。
- (3) 型號、器號及製造年份。
- (4) 額定一、二次電壓（比壓器）；額定一、二次電流（比流器）。
- (5) 額定頻率。
- (6) 額定輸出及其對應的準確度等級。
- (7) 設備最高電壓或標稱系統電壓。
- (8) 絕緣等級。

6.2.1.2 變比器應有適當之封印位置，如有下列各項之情形者，應符合該項之要求。

- (1) 變比器之切換用分接頭以及其主要部分應有檢定用封印裝置，除非開啟封印用手加以調整外，變比器之特性應無法改變。
- (2) 箱蓋及重要開閉部分應有封印裝置。
- (3) 二次端子如有蓋子時，亦應加裝封印裝置。
- (4) 如有特別指定，一次端子亦應加裝封印裝置。

6.2.2 電力頻率耐電壓

- (1) 非屬 CNS 規格之變比器，得以銘板標示之額定輸出、額定一、二次電壓、額定一、二次電流、額定頻率等作測試。
- (2) 變比器之一次繞組電力頻率（power-frequency）耐電壓如表 3 所示。

表 3

設備最高電壓 U_m (rms) kV	標稱系統電壓 (NSV)(rms) kV	電力頻率耐電 壓 (rms) kV	額定雷電衝擊 電壓 (全波波 峰) kV
0.25	0.22	2.5	---
0.46	0.44	3	---
0.66	0.60	4	---
1.20	1.10	6	---
3.60	3.30	10	30
		16	45
7.20	6.60	20	45
		26	60
12.00	11.40	28	75
		34	95
13.97	13.20	34	110
17.50	16.50	40	125
24.00	22.80	50	150
36.50	34.50	70	200
72.50	69.00	140	350

(3) 接地比壓器無需實施一次繞組電力頻率耐電壓試驗。

(4) 二次繞組及多二次繞組變比器之二次繞組間，其電力頻率耐電壓應為 2.5 kV (rms)。

6.2.3 極性

變比器應為減極性。

6.2.4 準確度

6.2.4.1 變比器準確度之檢定在額定頻率及額定負擔下測試，
測試條件如表 4 所示。

表 4

測試條件	比流器		比壓器		
額定一次電流	100%	10%	-	-	-
額定一次電壓	-	-	90%	100%	110%
功率因數	0.8				

6.2.4.2 非屬 CNS 規格之變比器，得以銘板標示之額定輸出、額定一、二次電壓、額定一、二次電流、額定頻率等作測試。

6.2.4.3 變比器器差之計算公式如下：

(1) 比流器：

$$\text{器差}(\%) = [(k_n I_s - I_p) / I_p] \times 100\%$$

(2) 比壓器：

$$\text{器差}(\%) = [(k_n U_s - U_p) / U_p] \times 100\%$$

k_n = 額定變比

I_p = 實際一次電流

I_s = I_p 流通時量測之實際二次電流

U_p = 實際一次電壓

U_s = U_p 施加時量測之實際二次電壓

7 檢查

檢定機關（構）得依本技術規範，採全部或部分項目及範圍進行檢查。

8 檢定及檢查公差

檢定及檢查公差為正負差。

電度表

瓦時計規定如表 5。

表 5

準確度等級	功率因數	基準（或試驗）電流 （%）	檢定公差 （%）	檢查公差 （%）
0.5 級	1.0	100	0.5	0.5
		10		
	0.5	100	0.5	0.5
1 級	1.0	100	1.0	1.0
		10		
	0.5	100	1.0	1.0
2 級	1.0	100	2.0	2.0
		10		
	0.5	100	2.5	2.5

乏時計規定如表 6。

表 6

功率因數	基準（或試驗）電流 （%）	檢定公差（%）	檢查公差（%）
0	100	2.5	2.5
	10		
0.866	100	2.5	2.5

需量瓦時計：瓦時部分依表 5 規定，需量部分規定如表 7。

表 7

功率因數	基準（或試驗）電流 （%）	檢定公差 （%）	檢查公差 （%）
1.0	100	2.0	3.0

電子式電度表之瓦時、乏時或需量功能規定如下：

（1）瓦時部分規定如表 8。

表 8

準確度等級	功率因數	基準（或試驗） 電流（%）	檢定公差 （%）	檢查公差 （%）
0.2 級	1.0	100	0.2	0.2
		10		
	0.5	100	0.3	0.3
0.5 級	1.0	100	0.5	0.5
		10		
	0.5	100	0.6	0.6
1 級	1.0	100	1.0	1.0
		10		
	0.5	100	1.0	1.0
2 級	1.0	100	2.0	2.0
		10		
	0.5	100	2.0	2.0

（2）乏時部分規定如表 9。（功率因數 0 無法測試時，以 0.5 測試）

表 9

準確度等級	功率因數	基準（或試驗） 電流（%）	檢定公差 （%）	檢查公差 （%）
0.2 級	0	100	0.2	0.2
		10		
	0.866	100	0.3	<u>0.3</u>
0.5 級	0	100	0.5	0.5
		10		
	0.866	100	0.6	<u>0.6</u>
1 級	0	100	1.0	1.0
		10		
	0.866	100	1.0	<u>1.0</u>
2 級	0	100	2.0	2.0
		10		
	0.866	100	2.0	<u>2.0</u>

（3）需量部分規定如表 10。

表 10

準確度等級	功率因數	基準（或試驗） 電流（%）	檢定公差 （%）	檢查公差 （%）
0.2 級	1.0	100	0.2	0.3
0.5 級			0.5	0.8
1 級			1.0	1.5
2 級			2.0	3.0

變比器

8.2. 變比器之檢定、檢查公差規定如表 11（在功率因數 0.8 時）。

1

表 11

種類	比流器		比壓器
測試條件	100%額定一次電流	10 %額定一次電流	90%至 110 %額定一次電壓
公差（%）	0.3	0.6	0.3

8.2. 變比器之器差除符合表 11 之規定外，其相位移亦應符合下列條件：

2

(1) 比流器：

於 100 % 額定一次電流：

$$-0.3 \leq \text{比流器器差} \times 100 + (\beta \times 100 / 2600) \leq$$

於 10 % 額定一次電流：

$$-0.6 \leq \text{比流器器差} \times 100 + (\beta \times 100 / 2600) \leq$$

註： β 為比流器以分表示之相位移

(2) 比壓器：

$$-0.3 \leq \text{比壓器器差} \times 100 - (\gamma \times 100 / 2600) \leq$$

註： γ 為比壓器以分表示之相位移

9 電度表之檢定合格有效期間，自附加檢定合格印證之日起至附加檢定合格印證月份之次月始日起算下列各規定年限止：

9.1 寶石軸承電度表為 7 年。

9.2 磁力軸承電度表：

(1) 防突波不附變比器或不附需量計量器者為 16 年，單相插座型者為 20 年。

(2) 防突波附變比器或附需量計量器者為 8 年。

9.3 電子式電度表為 10 年。

10 電度表最長使用期限

10.1 自中華民國 102 年 7 月 1 日起申請檢定之電度表應符合最長使用期限規定，檢定合格有效期間不得逾越最長使用期限，但中華民國 102 年 6 月 30 日前檢定合格之電度表已逾最長使用期限者，得使用至該次檢定合格有效期間結束日止。

10.2 電度表之最長使用期限，自製造年份之次年 1 月始日起算下列各規定年限止：

10.2.1 寶石軸承電度表為 14 年。

10.2.2 磁力軸承電度表：

(1) 防突波不附變比器或不附需量計量器者為 32 年，
單相插座型者為 32 年。

(2) 防突波附變比器或附需量計量器者為 16 年。

10.2.3 電子式電度表為 16 年。

11 檢定合格印證

11.1 電度表之檢定合格印證位置在本體之外殼開啟處，以封印穿鎖檢定合格號碼牌（含檢定合格有效期間、最長使用期限及編號）；並得將該檢定合格有效期間及最長使用期限另標示於器具正面明顯處。

11.2 變比器以封印穿鎖檢定合格號碼牌。

12 中華民國 82 年 3 月 16 日前經檢定合格之磁力軸承電度表，其檢定合格有效期間及最長使用期限自公告日起適用本技術規範之規定。

附件 8



臺日技術合作計畫-本局與日本 JEMIC 視訊會議情形



臺日技術合作計畫-本局與日本 JEMIC 視訊會議會後合照